

令和6年定例会  
都市・環境常任委員会  
年間白書

令和7年4月

四日市市議会

## 目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 27
4. 委員長報告等	P 28 ~ P 123
5. 所管事務調査報告書	P 124 ~ P 179
6. 行政視察報告書	P 180 ~ P 207
7. 議会報告会の概要	P 208 ~ P 218
8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要	P 219 ~ P 220
9. 議長・市長への申し入れ	P 221 ~ P 222

# 1. 委員会の活動報告

## 1 議案審査・協議事項

### <議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和6年6月20日）
- ・ 8月定例会議会付託議案（令和6年8月31日～9月4日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和6年12月13日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和7年2月28日、3月3日～4日）

### <協議会>

- ・ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）に基づく四日市市第3期合理化事業計画の中間評価について（令和6年6月20日）
- ・ 発災時のし尿処理体制の強靱化について（令和6年12月13日）
- ・ 「令和6年請願第5号 マテリアルリサイクルに適したコンタクトレンズケースの回収事業の実施を求めることについて」の対応について（令和7年3月4日）
- ・ 「令和5年請願第5号 四日市市中心市街地における公設喫煙所の設置を求めることについて」の対応について（令和7年3月4日）

## 2 休会中の所管事務調査

- ・ 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例の検討について（令和6年7月22日）
- ・ 本市における雨水排水対策の今後について（令和6年7月22日）
- ・ 技師職員確保のための新たな採用方法の構築について（令和7年4月22日）

## 3 行政視察

（令和6年7月24日～26日）

- ・ ペロブスカイト太陽電池開発概要説明（積水化学工業株式会社水無瀬研究所）
- ・ 吉岡川雨水ポンプ場、倉敷雨水貯留センター視察（岡山県倉敷市）
- ・ 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例について（岡山県倉敷市）
- ・ 再生可能エネルギーの地産地消について（広島県福山市）

#### **4 議会報告会**

- ・令和6年10月22日 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>17人
- ・令和7年3月27日 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>14人
- ・令和7年3月29日 4 常任委員会合同 <場所>あさけプラザ <参加者>13人

#### **5 ワイ！ワイ！GIKAI**

- ・令和7年1月7日 <場所>四日市大学 <参加者>15名

#### **6 管内視察**

令和6年7月18日

- ・新南五味塚ポンプ場
- ・四日市市クリーンセンター
- ・垂坂1号線ほか1線道路改良工事

#### **7 特記事項**

- ・休会中の所管事務調査において「本市における雨水排水対策の今後」について調査を行い、11月定例会議会中に委員会の総意として議長への申し入れが行われた後、議長より市長への申し入れが行われた。
- ・「空家等管理活用支援法人制度の活用」について、本制度の進捗について、令和7年度以降、理事者より報告が見込まれるため、委員会として注視するよう申し送る。

## 2. 委員会の構成

委員長 森 智子

副委員長 辻 裕登

委員 伊藤 嗣也

後藤 純子

小林 博次

笹岡 秀太郎

樋口 博己

樋口 龍馬

### 3. 委員会開催状況

# 都市・環境常任委員会 事項書

令和6年5月17日  
第4委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 一部事務組合議会議員及び各種委員の選出について

○朝明広域衛生組合議会議員（7人）

次回組合議会 5月28日（火）午前10時 朝明衛生センター

○都市計画審議会委員（6人）

4. 管内視察及び行政視察について

# 都市・環境常任委員会事項書

令和6年6月17日（月）

第4委員会室

## 1. 付託予定請願の扱いについて

## 2. その他

### (1) 管内視察について

- ・日程（案）：令和6年7月18日（木）午前9時から
- ・内容（案）：別紙のとおり

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会  
審査順序

令和6年6月20日（木）10:00～

○上下水道局・環境部

<都市・環境常任委員会>

- 1 請願第3号 P F A S曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域の P F A S汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて

○環境部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

(補正予算)

- 2 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳出 第4款 衛生費  
第1項 保健衛生費（関係部分） …補正予算書(2)P24～

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- 3 議案第11号 工事請負契約の締結について —旧北部清掃工場ほか解体工事— …議案書 P39～  
4 議案第16号 動産の取得について —小型一般ごみ収集車 5台— …議案書 P52～

(協議会)

- 5 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に基づく四日市市第3期合理化事業計画の中間評価について  
6 一般廃棄物収集運搬業者数の適正化について

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

(補正予算)

- 7 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）  
第1条 歳入歳出予算の補正  
歳出 第8款 土木費  
第1項 土木管理費 …補正予算書(2)P26～  
第2項 道路橋梁費 …補正予算書(2)P26～  
第3項 交通安全対策費 …補正予算書(2)P26～  
第6項 都市計画費 …補正予算書(2)P28～  
第2条 債務負担行為の補正 …補正予算書(2)P11、31

<都市・環境常任委員会>

(付託議案)

- |    |        |   |           |
|----|--------|---|-----------|
| 8  | 議案第6号  | 四日市都市計画事業末永・本郷土地地区画整理事業施行規程の廃止について        | …議案書 P28～ |
| 9  | 議案第12号 | 工事請負契約の締結について 一小杉新町2号線(社交)道路改良工事—         | …議案書 P42～ |
| 10 | 議案第13号 | 工事請負契約の締結について 一堀川放水路整備工事—                 | …議案書 P45～ |
| 11 | 議案第14号 | 工事請負契約の変更について                             | …議案書 P48～ |
| 12 | 議案第15号 | 工事委託協定の締結について<br>—三滝台1号線三郎橋跨線橋(補助)橋梁整備工事— | …議案書 P49～ |
| 13 | 議案第18号 | 市道路線の認定について                               | …議案書 P58～ |

(所管事務調査)

- |    |                             |
|----|-----------------------------|
| 14 | 令和5年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会について |
|----|-----------------------------|

(その他報告)

- |    |                          |
|----|--------------------------|
| 15 | 令和6年度当初国補助金・交付金の内示状況について |
| 16 | 令和5年度四日市あすなろう鉄道の運輸実績について |

○上下水道局

<都市・環境常任委員会>

(所管事務調査)

- |    |                              |
|----|------------------------------|
| 17 | 令和5年度四日市市下水道事業運営委員会(第1回)について |
|----|------------------------------|

(その他報告)

- |    |                        |
|----|------------------------|
| 18 | 北中勢水道用水供給事業(長良川水系)について |
| 19 | 令和6年度当初交付金の内示状況について    |

○その他

- |    |                     |
|----|---------------------|
| 20 | 6月定例会議会中の所管事務調査について |
|----|---------------------|

- |    |           |
|----|-----------|
| 21 | 長期テーマについて |
|----|-----------|

- |    |                |
|----|----------------|
| 22 | 休会中の所管事務調査について |
|----|----------------|

・日程(案): 令和6年7月22日(月)午後1時半から(年間議事予定より)

23 行政視察について

- ・日程（案）：令和6年7月24日（水）～ 令和6年7月26日（金）（年間予定より）
- ・行程（案）：別紙のとおり

24 令和6年度ワイ！ワイ！GIKAIの開催方針について

25 8月定例会議会、議会報告会、シティ・ミーティングについて

- ・議会報告会の出席者 4名
- ・日時：令和6年10月22日（火） 午後6時30分～午後8時30分
- ・場所：総合会館 7階 第1研修室

# 都市・環境常任委員会 事項書

令和6年7月22日（月）13：30～

## ○都市整備部・上下水道局

＜都市・環境常任委員会＞

（所管事務調査）

1. 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例の検討について

## ○その他

2. 行政視察について

- ・日程：令和6年7月24日（水）～令和6年7月26日（金）
- ・行程：別紙「視察行程表」を参照
- ・視察先：別紙「行政視察 都市説明」を参照

＜会議用システム内のフォルダ＞

04\_休会中（07～08月）－07\_都市・環境常任委員会－7月22日 所管事務調査

# 都市・環境常任委員会事項書

令和6年8月23日（金）

第4委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

2. 審査期限の延期となった請願第3号の扱いについて

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会  
決算常任委員会都市・環境分科会  
審査順序

令和6年8月30日（金）

○上下水道局・環境部

＜都市・環境常任委員会＞

- 1 請願第3号 PFAS曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域のPFAS汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて

○環境部

※（令和6年9月2日午前10時～）

＜都市・環境常任委員会＞

- 2 請願第5号 マテリアルリサイクルに適したコンタクトレンズケースの回収事業の実施を求めることについて

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- 3 議案第27号 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計第1回補正予算  
…補正予算書P49～

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

- 4 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計  
歳出 第4款 衛生費  
第1項 保健衛生費（関係部分） …決算書P176～、実績報告書P135～  
歳出 第6款 農林水産業費  
第3項 農地費（関係部分） …決算書P194～、実績報告書P165  
特別会計  
農業集落排水事業特別会計 …決算書P301～、実績報告書P283
- 5 議案第22号 令和5年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について  
…上下水道局決算書P1～
- 6 議案第24号 令和5年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について  
…上下水道局決算書P49～

○都市整備部

＜決算常任委員会都市・環境分科会＞

7	議案第 21 号	令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
		一般会計	
		歳出 第 8 款 土木費	
		第 1 項 土木管理費	…決算書 P200～、実績報告書 P175～
		第 2 項 道路橋梁費	…決算書 P202～、実績報告書 P178～
		第 3 項 交通安全対策費	…決算書 P206～、実績報告書 P189～
		第 4 項 河川費	…決算書 P208～、実績報告書 P193～
		第 6 項 都市計画費	…決算書 P210～、実績報告書 P199～
		第 8 項 住宅費	…決算書 P216～、実績報告書 P211～
		特別会計	
		土地区画整理事業特別会計	…決算書 P383～、実績報告書 P279～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

8	議案第 25 号	令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）	
		第 1 条 歳入歳出予算の補正	
		歳出 第 8 款 土木費	
		第 2 項 道路橋梁費	…補正予算書 P24
		第 4 項 河川費	…補正予算書 P24
		第 6 項 都市計画費	…補正予算書 P24～
		第 2 条 債務負担行為の補正（関係部分）	…補正予算書 P10、P30

＜都市・環境常任委員会＞

9	議案第 33 号	四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	…議案書 P26～
10	議案第 38 号	工事請負契約の締結について — 四日市中央線道路整備工事（東工区その 3） —	…議案書 P40～
11	議案第 39 号	工事請負契約の変更について — 堀川排水機場（下部工）整備工事 —	…議案書 P43～
12	議案第 45 号	市道路線の認定について	…議案書 P58～

（所管事務調査）

13	令和 6 年度第 1 回四日市市営住宅入居者選考委員会について
----	---------------------------------

（その他報告）

14	道路損傷通報システムの導入の開始について
15	総合治水対策の取組について
16	A I 活用型乗合デマンド交通の実証事業について
17	令和 6 年度自動運転実証実験について
18	四日市あすなろう鉄道の運輸実績（令和 6 年度第一四半期）について

○環境部

<決算常任委員会都市・環境分科会>

- 19 議案第 21 号 令和 5 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計  
歳出 第 4 款 衛生費  
第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …決算書 P172～、実績報告書 P132～  
第 2 項 清掃費 …決算書 P180～、実績報告書 P138～

<予算常任委員会都市・環境分科会>

- 20 議案第 25 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 4 号)  
第 1 条 歳入歳出予算の補正  
歳出 第 4 款 衛生費  
第 1 項 保健衛生費 (関係部分) …補正予算書 P22～

<都市・環境常任委員会>

(その他報告)

- 21 四日市公害と環境未来館開館 10 周年記念企画展について

○その他

- 22 8 月定例月議会中の所管事務調査について

- 23 8 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和 6 年 10 月 22 日 (火) 18 : 30～  
会 場：総合会館 7 階第 1 研修室

- 24 休会中所管事務調査について

・日程案：令和 6 年 10 月 28 日 (月) 午後 1 時 30 分から (年間スケジュール)

- 25 ワイ！ワイ！GIKAIについて

- 26 その他

<会議用システム内のフォルダ>

- 05\_8月定例月議会 — 07\_都市・環境常任委員会
- 01\_本会議
- 02\_予算常任委員会
- 03\_決算常任委員会

# 都市・環境常任委員会 事項書

令和6年10月28日（月）13：30～

## ○都市整備部・上下水道局

＜都市・環境常任委員会＞

（所管事務調査）

1. 本市における雨水排水対策の今後について

## ○その他

2. 行政視察報告書案について

＜会議用システム内のフォルダ＞

06\_休会中（10月～11月） — 07\_都市・環境常任委員会 — 10月28日 所管事務調査

# 都市・環境常任委員会事項書

令和6年12月10日（火）

第4委員会室

1. 請願の追加資料の説明の申出について

<会議用システム内のフォルダ>

07\_11月定例会議会 -07\_都市・環境常任委員会 -00\_令和6年12月10日

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会  
審査順序

令和6年12月13日（金）10：00～

○上下水道局・環境部

＜都市・環境常任委員会＞

- |         |   |
|---------|---|
| 1 請願第3号 | P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域の P F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて |
|---------|---|

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- |          |                            |             |
|----------|----------------------------|-------------|
| 2 議案第56号 | 令和6年度四日市市水道事業会計第1回補正予算     | …補正予算書P103～ |
| 3 議案第58号 | 令和6年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算    | …補正予算書P123～ |
| 4 議案第59号 | 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計第2回補正予算 | …補正予算書P137～ |

＜都市・環境常任委員会＞

（所管事務調査）

- |                                |
|--------------------------------|
| 5 令和6年度四日市市下水道事業運営委員会（第1回）について |
|--------------------------------|

○環境部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞

- |          |                        |               |
|----------|------------------------|---------------|
| 6 議案第51号 | 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第6号） |               |
| 第1条      | 歳入歳出予算の補正              |               |
| 歳出       | 第4款 衛生費                |               |
| 第1項      | 保健衛生費（関係部分）            | …補正予算書P34～    |
| 第2項      | 清掃費                    | …補正予算書P34～    |
| 第3条      | 債務負担行為の補正（関係部分）        | …補正予算書P13、P43 |

＜都市・環境常任委員会＞

（協議会）

- |                      |
|----------------------|
| 7 発災時のし尿処理体制の強靱化について |
|----------------------|

○都市整備部

<予算常任委員会都市・環境分科会>

8	議案第 51 号	令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）	
	第 1 条	歳入歳出予算の補正	
		歳出 第 8 款 土木費	
		第 2 項 道路橋梁費	…補正予算書 P36～
		第 3 項 交通安全対策費	…補正予算書 P36～
		第 6 項 都市計画費	…補正予算書 P38～
		第 8 項 住宅費	…補正予算書 P38～
	第 2 条	繰越明許費	
		歳出 第 8 款 土木費	
		第 6 項 都市計画費	…補正予算書 P11
	第 3 条	債務負担行為の補正（関係部分）	…補正予算書 P12、P42

<都市・環境常任委員会>

（付託議案）

9	議案第 67 号	工事請負契約の締結について —近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その 9）—	…議案書 P32～
10	議案第 68 号	工事請負契約の締結について —鵜の森公園整備工事—	…議案書 P35～
11	議案第 70 号	工事請負契約の変更について —四日市中央線道路整備工事（東工区その 2）—	…議案書 P41
12	議案第 71 号	工事請負契約の変更について —垂坂 1 号線ほか 1 線道路改良工事（その 2）—	…議案書 P42
13	議案第 77 号	市道路線の認定について	…議案書 P53

（所管事務調査）

14	令和 6 年度第 2 回市営住宅入居者選考委員会について
----	------------------------------

（その他報告）

15	中央通り再編事業の進捗状況について
16	市民公園工事の完成に伴う駐輪対策について
17	羽津古新田の市所有地について
18	北勢バイパスの開通に伴うイベントについて
19	四日市あすなろう鉄道の運輸実績（令和 6 年度第二四半期まで）について

○その他

20 11月定例会議会中の所管事務調査について

21 2月定例会議会の議会報告会の開催について

日 時：令和7年3月27日（木） 午後6時30分から午後8時30分まで

場 所：総合会館7階 第1研修室

出席議員：副議長、4常任委員会から各2名（計9名）

日 時：令和7年3月29日（土） 午後2時から午後4時まで

場 所：あさけプラザ2階 第4、第5展示会議室

出席議員：議長、4常任委員会から各2名（計9名）

22 ワイ！ワイ！GIKAIについて

23 休会中所管事務調査について

日程案：令和7年1月27日（月）午後1時30分から（年間スケジュール）

24 10月休会中開催の所管事務調査報告書案について

25 その他

<会議用システム内のフォルダ>

07\_11月定例会議会 -07\_都市・環境常任委員会 -01\_令和6年12月13日

- 01\_本会議

- 02\_予算常任委員会

# 都市・環境常任委員会事項書

令和7年2月20日（木）

第4委員会室

1. 審査期限の延期となった請願第3号の扱いについて

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会  
審査順序

令和7年2月28日（金）10:00～

○上下水道局・環境部

※（令和7年2月28日冒頭）

＜都市・環境常任委員会＞

- 1 請願第3号 PFAS曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域のPFAS汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて

○上下水道局

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（当初予算）

- 2 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算  
第1条 歳入歳出予算  
歳出第4款 衛生費  
第1項 保健衛生費（関係部分） …一般会計予算書P178～
- 3 議案第95号 令和7年度四日市市水道事業会計予算 …企業会計予算書P3～
- 4 議案第97号 令和7年度四日市市下水道事業会計予算 …企業会計予算書P83～
- 5 議案第98号 令和7年度四日市市農業集落排水事業会計予算…企業会計予算書P127～

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（補正予算）

- 6 議案第144号 令和6年度四日市市水道事業会計第2回補正予算 …補正予算書(2)P169～
- 7 議案第146号 令和6年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算 …補正予算書(2)P193～

＜都市・環境常任委員会＞

- 8 議案第119号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について …議案書P194～

○都市整備部・上下水道局

＜都市・環境常任委員会＞

- 9 議案第123号 工事請負契約の締結について  
—近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その12）—  
…議案書P206～

○その他

（所管事務調査）

- 10 道路陥没の調査について

○都市整備部

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（当初予算）

- |    |          |                           |                        |
|----|----------|---------------------------|------------------------|
| 11 | 議案第 88 号 | 令和 7 年度四日市市一般会計予算         |                        |
|    | 第 1 条    | 歳入歳出予算                    |                        |
|    |          | 歳出第 8 款                   | 土木費                    |
|    |          | 第 1 項                     | 土木管理費 …一般会計予算書 P216～   |
|    |          | 第 2 項                     | 道路橋梁費 …一般会計予算書 P218～   |
|    |          | 第 3 項                     | 交通安全対策費 …一般会計予算書 P224～ |
|    |          | 第 4 項                     | 河川費 …一般会計予算書 P226～     |
|    |          | 第 6 項                     | 都市計画費 …一般会計予算書 P230～   |
|    |          | 第 8 項                     | 住宅費 …一般会計予算書 P238～     |
|    | 第 2 条    | 債務負担行為（関係部分）              | …一般会計予算書 P16～          |
| 12 | 議案第 92 号 | 令和 7 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算 |                        |
|    |          |                           | …特別会計予算書 P95～          |

＜予算常任委員会都市・環境分科会＞（補正予算）

- |    |           |                                    |                     |
|----|-----------|------------------------------------|---------------------|
| 13 | 議案第 137 号 | 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）         |                     |
|    | 第 1 条     | 歳入歳出予算の補正                          |                     |
|    |           | 歳出第 8 款                            | 土木費                 |
|    |           | 第 1 項                              | 土木管理費 …補正予算書（2）P56～ |
|    |           | 第 2 項                              | 道路橋梁費 …補正予算書（2）P56～ |
|    |           | 第 4 項                              | 河川費 …補正予算書（2）P58～   |
|    |           | 第 6 項                              | 都市計画費 …補正予算書（2）P58～ |
|    |           | 第 8 項                              | 住宅費 …補正予算書（2）P60～   |
|    | 第 2 条     | 繰越明許費補正（関係部分）                      | …補正予算書（2）P12～       |
| 14 | 議案第 141 号 | 令和 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号） |                     |
|    |           |                                    | …補正予算書（2）P125～      |

- |    |           |                            |                     |
|----|-----------|----------------------------|---------------------|
| 15 | 議案第 147 号 | 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号） |                     |
|    | 第 1 条     | 歳入歳出予算の補正                  |                     |
|    |           | 歳出第 8 款                    | 土木費                 |
|    |           | 第 6 項                      | 都市計画費 …補正予算書（3）P18～ |

## <都市・環境常任委員会>

- |    |           |  |            |
|----|-----------|--|------------|
| 16 | 議案第 116 号 | 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について   | …議案書 P136～ |
| 17 | 議案第 117 号 | 四日市市都市公園条例の一部改正について  | …議案書 P190～ |
| 18 | 議案第 118 号 | 四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例の一部改正について                                | …議案書 P192～ |
| 19 | 議案第 122 号 | 工事請負契約の締結について<br>—近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（その 10）—                     | …議案書 P203～ |
| 20 | 議案第 124 号 | 工事請負契約の締結について<br>—令和 6 年度～令和 8 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（北部）<br>（単価契約）— | …議案書 P209～ |
| 21 | 議案第 125 号 | 工事請負契約の締結について<br>—令和 6 年度～令和 8 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（中部）<br>（単価契約）— | …議案書 P212～ |
| 22 | 議案第 126 号 | 工事請負契約の締結について<br>—令和 6 年度～令和 8 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務（南部）<br>（単価契約）— | …議案書 P215～ |
| 23 | 議案第 136 号 | 市道路線の認定について  | …議案書 P243～ |

## <都市・環境常任委員会>

### （その他報告）

- |    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 24 | 空家等管理活用支援法人制度の活用について                |
| 25 | 「宅地造成及び特定盛土等規制法」について                |
| 26 | 令和 6 年度自動運転実証実験の結果等について             |
| 27 | 四日市あすなろう鉄道の「鉄道事業再構築実施計画」等について       |
| 28 | 四日市あすなろう鉄道の運輸実績（令和 6 年度第三四半期まで）について |

## ○環境部

### <予算常任委員会都市・環境分科会>（当初予算）

- |    |          |                   |             |                |
|----|----------|-------------------|-------------|----------------|
| 29 | 議案第 88 号 | 令和 7 年度四日市市一般会計予算 |             |                |
|    | 第 1 条    | 歳入歳出予算            |             |                |
|    |          | 歳出第 2 款           | 総務費         |                |
|    |          | 第 1 項             | 総務管理費（関係部分） | …一般会計予算書 P130～ |
|    |          | 歳出第 4 款           | 衛生費         |                |
|    |          | 第 1 項             | 保健衛生費（関係部分） | …一般会計予算書 P176～ |
|    |          | 第 2 項             | 清掃費         | …一般会計予算書 P182～ |
|    | 第 2 条    | 債務負担行為（関係部分）      |             | …一般会計予算書 P16～  |

<予算常任委員会都市・環境分科会> (補正予算)

30	議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第9号)	
	第1条 歳入歳出予算の補正	
	歳出第4款 衛生費	
	第1項 保健衛生費(関係部分)	…補正予算書(2)P50～
	第2項 清掃費	…補正予算書(2)P50～
	第2条 繰越明許費補正(関係部分)	…補正予算書(2)P12～

<都市・環境常任委員会>

(協議会)

31	「令和6年請願第5号 マテリアルリサイクルに適したコンタクトレンズケースの回収事業の実施を求めることについて」の対応について
32	「令和5年請願第5号 四日市市中心市街地における公設喫煙所の設置を求めることについて」の対応について

(その他報告)

33	三重県が行った産業廃棄物不適正処理事案に係る行政代執行終了後の環境モニタリングについて
----	---

○その他

(所管事務調査)

34	令和6年度同和行政推進審議会及び令和6年度人権施策推進懇話会
----	--------------------------------

(所管事務調査)

35	まちづくり構想について
----	-------------

36	休会中の所管事務調査について
----	----------------

- ・日程(案) : ①令和7年4月14日(月)午後1時30分(年間予定より)  
: ②令和7年4月21日(月)午後1時30分(年間予定より)  
: ③令和7年4月22日(火)午後1時30分
- ・調査項目の確定

37	ワイ!ワイ!GI AKIにおける意見整理について
----	--------------------------

38	2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
----	------------------------------

- ①日程 : 令和7年3月27日(木)午後6時30分～午後8時30分  
会場 : 総合会館 7階 第1研修室  
出席者 : 副議長、4常任委員会から各2名(計9名)  
※都市・環境常任委員会からは、伊藤副議長、辻副委員長、笹岡委員
- ②日程 : 令和7年3月29日(土)午後2時～午後4時  
会場 : あさけプラザ2F  
出席者 : 議長、4常任委員会からは各2名(計9名)  
※都市・環境常任委員会からは、森委員長、樋口博己委員

39	4常任委員会報告会について
----	---------------

- 日程 : 令和7年4月23日(水)午後1時30分～午後4時00分

40	年間白書の作成について
----	-------------

<会議用システム内のフォルダ>

- 09\_2月定例会議会    -   01\_本会議
- 02\_予算常任委員会
- 07\_都市・環境常任委員会

都市・環境常任委員会  
総務常任委員会  
連合審査会事項書

令和7年4月22日(火) 13:30～  
全員協議会室

<都市・環境常任委員会 総務常任委員会 連合審査会>

1. 技術職員の確保について

# 都市・環境常任委員会事項書

令和7年4月22日(火)

第4委員会室

## ○上下水道局・環境部

＜都市・環境常任委員会＞

(その他報告)

1 PFOS・PFOAの水質調査結果について

## ○その他

2 請願3号の取扱いについて

＜会議用システム内のフォルダ＞

10\_休会中(3~5月) - 07\_都市・環境常任委員会 - 4月22日(都市・環境常任委員会)

#### 4. 委員長報告等

## 都市・環境常任委員会委員長報告（令和6年6月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました8議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第6号 四日市都市計画事業末永・本郷土地区画整理事業施行規程の廃止については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第11号 工事請負契約の締結につきまして、委員からは、旧北部清掃工場周辺では朝夕に渋滞が発生しているが、解体工事にあたり渋滞対策は検討しているのかとの質疑があり、理事者からは、工事現場へ大型車両が出入りする道路や時間帯等について、近隣住民に迷惑をかけないよう事業者と調整したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、解体建物のダイオキシン類の除染及びアスベスト含有建材の除去工事について、暑い時期に防護服を着用しての作業は、熱中症等の危険があるが、対策は講じるのかとの質疑があり、理事者からは、作業員への負担は非常に大きいものの、有害物質除去作業における作業規則等により、防護服の着用が義務付けられている。そのため、休憩時間の確保や作業員の交代等について、事業者と調整したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、工事では高所作業もあると考えるが、事故が発生しないよう、事業者と十分に打ち合わせをして工事を進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、除去したアスベスト含有建材の処理方法について質疑があり、理事者からは、工事作業中は外部への流出防止を図るとともに、産業廃棄物、または、特別管理産業廃棄物として、産業廃棄物管理票での管理を徹底し、専門業者が安全かつ適正に処理するとの答弁がありました。

また、委員からは、防護服の洗浄や、ダイオキシン類の除染作業での高圧洗浄に利用した水の廃棄方法について質疑があり、理事者からは、排水処理設備を設け、水を適正処理した上で外部に漏れないように廃棄することを徹底していききたいとの答弁があり、委員からは、しっかりと管理を行い、適切に進めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 12 号 工事請負契約の締結について、ないし、議案第 16 号 動産の取得について、及び、議案第 18 号 市道路線の認定につきましても、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 8 議案につきましても、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、令和5年度第3回四日市市営住宅入居者選考委員会、令和5年度四日市市下水道事業管理運営委員会（第1回）、清掃事業所における清掃労務職員の配置について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査の経過） 】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第3号 P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域の P F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し当委員会では、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願については、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

水環境を保全し、P F A S 汚染対策を進めるには、予防原則に則り、速やかに市内の P F A S 汚染の実態を調査、把握し、市民に情報発信を行うことが必要である。

以上の理由から、P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために、市全域の P F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めることを目的として、請願事項に記載する4項目を早急に実施してほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、市内の半導体企業において、P F A S 除去に向けた自主的な取り組みが行われていることを承知しているかとの質疑があり、請願者からは、手紙等で工場へ連絡を取っているが、正式には確認していないとの説明がありました。

また他の委員からは、請願者による水質調査の結果、矢合川の P F O A 汚染源が国道306号線近くにあると考えてい

ることについて確認する質疑があり、請願者からは、令和6年4月までに行った3回の水質調査の結果、矢合川上流部に原因があることまで絞り込み、他県の事例を見ると産業廃棄物の不法投棄によるものではないかと推測しているとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、今後市としてP F O S・P F O Aについての調査を行うのかとの質疑があり、理事者からは、これまで調査していた海蔵川1か所に加え、令和6年6月から海蔵川と三滝川で1か所ずつ増やし、計3か所で調査する予定であり、調査結果を確認し、必要であればさらなる調査を検討するとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、調査結果は公表されるのか確認する質疑があり、理事者からは、これまでの調査結果と同様、市のホームページで公表していくとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、理事者が調査を行うことから、その結果を受けて、請願について議論するべきではないかとの意見がありました。

また他の委員からは、P F A S等に対する法規制がない中、事業者が自主的に取り組んでいる対策について評価するが、市は事業者との情報交換などは行っているのかとの質疑があり、理事者からは、事業者が、自社の排水中からP F O Aが検出されたことについて、原因究明の調査を実施している旨の報告を受けており、今後、調査結果の報告を受ける予定である。また、現時点で実施できる対策として、排水中のP F O Aの活性炭による吸着処理を、令和6年4月より順次開始している旨の報告を受けているので、今後の状況を注視していき

たいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、引き続き事業者と情報共有を行っていくことが重要であるとの意見がありました。

また委員からは、矢合川の件で、仮に産業廃棄物の不法投棄が原因ならば、重大な問題であり、行政として重く受け止めるべきだと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、前回と今回の請願を受け、請願者が調査した地点や、その周辺及び上流部等を職員が目視で現地を確認したが、現段階では産業廃棄物の不法投棄は確認できていないため、今後も現地の状況を注視していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、今後も継続した調査を実施してほしい。この問題は、国の法規制等が不十分なため発生しており、国に意見を届けていくことが重要である。特定の事業者や事象をとらえて責任を追及するのではなく、市は、市民の安全・安心に繋がる取り組みとなるように努力してほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、請願者から詳細なデータが示された以上、調査地点を増やすなどの検討をしてほしい。また、矢合川上流部でのPFOAの検出値が高い原因を調査し、市民に結果を公表してほしいとの意見がありました。

また他の委員から、市による3か所の調査を行った後に範囲を広げて調査をする中で、暫定指針値よりも高い数値が検出された場合や、発生源が特定された場合、市として何らかの対応は可能なのかとの質疑があり、理事者からは、PFASは水質汚濁防止法における排水基準が設定されていない。また、産業廃棄物の不法投棄が原因の可能性があるのでないかとの話もあったが、産業廃棄物の所管は三重県となるも

のの、規制がない状況の中、市としては現時点において関係行政機関との情報共有を図る対応となる。また、水道水については、水道法で水質検査を給水栓で行うことが定められており、上下水道局では、市内の8つの配水エリアごとの公共施設の給水栓に加えて、局独自で井戸の原水が集まる5ヵ所の水源地においても検査を行っている。国からは、年1回以上検査を行うよう通知が来ているが、上下水道局では年2回検査を行っており、今後も引き続き、暫定目標値の50ng/Lを超えないよう監視しながら水を供給していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、市が実施する検査結果の公表を続けながら、国に本市の現状をしっかりと伝えていただきたいとの意見がありました。

また、他の委員からは、市内の半導体企業における活性炭での対策について、対策後の検査結果について報告を受けたのかとの質疑があり、理事者からは、作業を開始した段階であり、現時点で結果については報告を受けていないとの答弁がありました。

また、委員からは、高濃度のPFASが検出された地点の土壌のサンプリング調査について検討しているか確認する質疑があり、理事者からは、現在国の専門家会議において科学的根拠に基づく今後の対応について議論されているところであり、現時点では土壌の調査を行う予定はない。市としては、まずは河川の調査から行い、その結果も踏まえながら、国の動向を見つつ、どのような対応を実施するか検討したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、調査が必要と判断される場所が

あれば調査を行うことができる体制を取るよう要望するとの意見がありました。

また、他の委員から、河川における6月の調査結果を受けた後の市の姿勢も確認しながら議論を進めるべきと考えるので、審査期限の延期を申し出るべきと考えるとの意見がありました。

以上の経過により、請願第3号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、審査期限の延期を申し出るについて採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和6年6月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第3号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

#### 【環境部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》

##### 燃料電池自動車導入促進補助金(地球温暖化対策事業費)

Q. 令和5年度の補助金の実績を確認したい。

A. 令和5年度の実績は1件となっている。また、今年度は6月時点で1件の実績がある。

Q. 燃料電池自動車に対する補助金のうち、今回補正予算で上程されている県による上乗せ分は2月1日までに初度登録が必要だが、既存の市の補助金は3月31日までに初度登録をすればよいか。

A. そのとおりである。県は財源を前年度から繰り越しているため、年度内に予算を執行する必要があると聞いている。また、市民から補助金の申請を市が受け付けた後、市から県へ実績報告を行うため、県の上乗せ分の申請は2月1日までとなっている。

Q. 燃料電池車の生産の遅れなど、車両生産の状況を把握しているか。

A. 半導体不足の影響があった2年前ほどではないが、現在でも納車まで半年程度かかると聞いている。

(意見) より多くの市民に補助金が活用されるよう周知してほしい。

#### 【都市整備部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第8款 土木費 第1項 土木管理費》

##### 耐震化促進事業費(木造住宅耐震補強補助制度)

Q. 1回の工事で耐震性の評点を1.0以上にする全体改修と比べ、耐震補強工事を2回に分ける段階改修のほうが、工事費が高くなるが、段階改修のほうが補助金額も高くなるのか。

A. 金銭面や高齢を理由に、一度に耐震補強工事を行うことが難しい所有者に対して、まずは、建物全体の耐震性の評点を0.7以上とするか、1階部分のみを1.0以上に引き上げるように耐震補強を行ってほしいと考えている。段階的に工事をした場合も、最終的には一度に耐震補強するのと同等の1.0以上の耐震性能となるため、補助金額は一度に工事を行う場合と同額としたい。

Q. 市のホームページに掲載されているとおり、現在も申し込みから耐震診断の結果が出るまでに約3か月かかるのか。

A. 年度当初は、令和5年度からの持ち越し分に加え、能登半島地震の影響で申し込み数が多く、耐震診断の実施まで時間がかかっていたが、現在は解消傾向にあり、2か月程度となっている。

(意見) 長野市のホームページは、耐震診断や耐震改修工事のQ&Aが分かりやすく記載されているため、参考にしてほしい。

Q. 補助を行うにあたり、耐震診断や補強設計、補強工事はそれぞれ別の業者で行ってよいのか。また、耐震診断や耐震補強の設計内容は市が確認を行うのか。

A. 耐震診断については市が無料で行っており、耐震補強設計や工事を行う場合は、ご自身で設計事務所や工務店に依頼することとなる。また、耐震診断や補強設計の内容は、第三者の判定機関で判定を受けたものに対し、補助を行っている。

(意見) 現状は、判定機関に認定の権限が集中しているため、市が無料で耐震診断の判定を行い、補強の設計や工事は民間に委託をするといった方法も検討してほしい。

#### 《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 《歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》

##### 防災・安全交付金事業費(交安)・交通安全施設整備単独事業費

Q. 富田富田一色線について国からの交付金を全額減額補正し、交通安全施設整備単独事業費を増額補正しているが、国はこの事業を交付金の対象として認めていないということか。

A. 今年度は、国からの交付金の配分が低かったが、令和5年度は富田富田一色線に係る事業費に対して要望した全額の内示を受けており、事業の必要性は認識されていると考えている。

#### 《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### ○第2条 債務負担行為の補正

##### 中央通り再編事業

Q. トナリエ北側に整備するバス待機場を、観光バスの待機場として利用することは検討していないのか。

A. トナリエ北側のバス待機場は、路線バスの待機場として整備をするもので、路線バスを運行している時間帯に活用する運用を予定している。そのため、観光バスの待機場として利用することは検討していないが、道路外に位置付けることもあり、運行後の運用状況での検討の余地や、活用における要望があれば、事業者を交えて相談を行いたい。

(意見) 観光バスの待機場の整備についても今後の課題としてほしい。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

## 都市・環境常任委員会委員長報告（令和6年8月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました4議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第33号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正につきまして、委員からは、現行法で指定確認検査機関が民間の建築物を審査・検査する割合はどの程度かとの質疑があり、理事者からは、近年は97%から98%の割合で指定確認検査機関に審査・検査等が申請されているとの答弁がありました。委員からは、指定確認検査機関が民間の建築物へ建築基準法上の確認済証が交付された際の、市へ報告するまでの期間を確認したいとの質疑があり、理事者からは、指定確認検査機関から確認済証が交付されると7日以内に市に報告があるとの答弁がありました。また委員からは、報告期限に定めはあるのか、また、改正後の国、県、市の建築物についても同様の期限かとの質疑があり、理事者からは、建築基準法において7日以内に報告するよう規定があり、国、県、市の建物も同様であるとの答弁がありました。

次に、議案第38号 工事請負契約の締結につきまして、委員からは、工事範囲を見ると大学設置の検討範囲も含まれているが、まだ大学が決定していない中で整備する必要があるのかとの質疑があり、理事者からは、大学の設置にはまだ時間を要し、

今回の工事は中央分離帯で南北に分かれている道路を南側へ集約する工事を行う上で、駅前広場へのバスの進入を円滑にするため入り口を北側から南側に振り替えるため、一部の既存の植樹帯を撤去して仮舗装を行うもので、政策推進部と調整しながら事業に取り組んでいるとの答弁がありました。

また他の委員からは、現在のバスの入り口をバリケードで封鎖するのは交通管理者からの指導によるものかとの質疑があり、理事者からは、交通管理者からの指導もあるが、道路管理者としても、信号交差点からバスが安全に進入できるよう、工事を進めるものであるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、現状のバスの運行状況でバスの転回のために工事を行うのは費用対効果の観点から疑問が残るが、本工事はバスの安全のために行う仮設の工事という理解でよいか確認する質疑があり、理事者からは、今ある駅前広場を利用する形での仮設の工事であるとの説明がありました。

また他の委員からは、JR四日市駅の利用者など歩行者への配慮はどのようなものがあるかとの質疑があり、理事者からは、横断歩道や信号現示は、現状の利用形態からあまり変化しない工事となるよう配慮しているとの答弁があり、これを受けて委員からは、歩行者への工事案内の設置等の配慮はあるのかとの質疑があり、理事者からは、歩行者への案内も含め、他の工事と同様に周知や安全対策を行いつつ、駅前ということも十分に留意し、歩行者に配慮しながら工事を進めていきたいとの答弁

がありました。これを受けて委員からは、J R 四日市駅は街の玄関口でもあるため、安全対策を P R しながら万全の対応をお願いしたい、との意見がありました。

これに関連して他の委員からは、仮設の工事であっても、視覚障害者への警備員の声かけや誘導等、安全確保をお願いしたいとの意見がありました。

次に、議案第 39 号 工事請負契約の締結について、及び、議案第 45 号 市道路線の認定につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 4 議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和 6 年度第 1 回四日市市営住宅入居者選考委員会、本市と倉敷市の雨水対策の比較について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【 請 願 （ 審 査 の 経 過 ） 】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第3号 P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域の P F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

本請願につきましては、令和6年6月定例会月議会において、審査期限の延期が決定されたものです。当委員会では、さきの定例会月議会での委員会審査において請願者に対し十分な質疑が行われていることから、請願者の出席は求めず、理事者の出席の下、審査を行いました。

理事者に対する質疑において、委員からは、資料を見ると上下水道局の三滝水源地の P F O S ・ P F O A の値が他の調査地点に比べ高いが要因は把握しているかとの質疑があり、理事者からは、地下水に混入していることが想定されるが明確な原因は解明できていないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、P F O S ・ P F O A が水道水の水質管理目標設定項目に位置付けられた令和2年4月以前も調査は行っているかとの質疑があり、理事者からは資料に記載の令和2年6月より前は調査を行っていないとの答弁がありました。

また他の委員からは、安全な水が供給されていることは確認したが、環境部における P F O S ・ P F O A 問題に対する立場と取組への決意を確認したいとの質疑があり、理事者からは、令和6年6月の調査結果において P F O S ・ P F O A

の暫定指針値を下回った結果が出ているが、三滝川水系の上流に位置する桜地区からは、河川や地下水の追加調査の要望も出ているため、地元の意見をしっかりと聞いた上で、市の考え方を整理し、今回は暫定指針値を下回った結果が出ているが、地元から要望のあった河川上流域の調査についても前向きに検討したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、地元から要望が出て対応するような消極的な姿勢ではなく、国内外で問題視されている状況に対し積極的な対応を要望するとの意見がありました。

また委員からは、事業者の自主的な対策についても検証して支援策などを考えてはどうかとの質疑があり、理事者からは、事業者による活性炭によるPFOAの除去は一定の効果を確認しているが全体的な検証はこれからであると事業者から聞いており、引き続き事業者と情報を共有し、今後の状況を注視していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、新たに増やした調査地点でも暫定指針値を下回っているが、今後調査地点を増やす考えはないかとの質疑があり、理事者からは、現在の環境基準点でのモニタリングは原則継続しながら、調査していく地点を整理した上で、追加調査を検討したいとの答弁がありました。

また委員からは、今回の調査結果を受けての環境部の今後の姿勢を確認したいとの質疑があり、理事者からは、今回の結果を踏まえ、三滝川と海蔵川流域だけでなく、どこまで調査を拡げるのか、また、市としてどのような形でこの問題に取り組んでいくのか検討していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、今後、水質調査を実施していくのであれば、三重県にも費用負担も含め協力を求めていく必要が

あるのではないかとこの質疑があり、理事者からは、本調査の結果は三重県とも共有しており、必要に応じて三重県とも協力して取り組みたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、水質調査にかかる費用について質疑があり、これを受けて理事者からは、1検体につき検査で5万円、サンプリング経費として1日あたり4万円から5万円の費用が発生するとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、市が県と歩調を合わせながらもP F A Sの問題に対し市から三重県に対して積極的に意見を出していくと、市民の理解が得られるのではないかと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、県と協力しながらも必要な事項については意見を伝えていきたいと思っている、との答弁がありました。

また他の委員からは、環境という観点から、請願者の資料や今回の調査結果を踏まえ、P F A Sの発生源を特定する調査を進めるべきではないかとこの質疑があり、理事者からは、環境基準点から順番に上流域に遡る形での追加調査を検討していきたいとの答弁があり、これを受けて委員からは、国よりも一歩進んだ対応をしてほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、河川下流域の魚介類にP F A Sが蓄積する可能性も考えられ、漁業組合とも相談していく必要があると考えるがどうか、との質疑があり、理事者からは、国内の魚介類への影響については現在農林水産省において調査する予定と聞いており、動向を注視したいとの答弁がありました。

また他の委員からは、請願事項に市の全体的なP F A S汚染レベルを確認するため、日永浄化センターの排水について

P F A S 濃度の測定を希望する旨の記載があるが、日永浄化センターの水質測定項目に P F O S ・ P F O A が含まれているのか確認したいとの質疑があり、理事者からは、日永浄化センターの水質測定項目の中には P F O S ・ P F O A は含まれていないとの答弁がありました。

また委員からは、本請願以外の社会問題を受けて上下水道局の中で水質測定を実施する必要があるかどうかについて議論は出ていないかとの質疑があり、理事者からは、現状そういった議論は出ていないとの答弁がありました。

また委員からは日永浄化センターで P F A S の測定を実施した場合、市全域の汚染レベルを特定するのは可能なのかとの質疑があり、理事者からは日永浄化センターにどれだけ P F O S ・ P F O A が流入しているかは測定できるが、市全体の把握は難しいとの答弁がありました。

また委員からは個人が所有する井戸を市が調査することは可能かとの質疑があり、理事者からは、個人が所有する井戸の調査依頼を受けて市が実施するという事は行っていないが、現在、市の調査として市内を 16 か所に区切り、3 年に一度のペースで 1 年間に数か所の井戸について、生活環境項目や有害物質の水質調査を実施させていただいているとの答弁があり、これを受けて委員からは、P F A S が社会問題化しつつある中、個人の井戸についても調査を検討する可能性も留意して調査を進めてほしいとの意見がありました。

また他の委員から、今後の状況を様々な形で確認しながら議論を進めるべきと考えるので、審査期限の延期を申し出るべきと考えるとの意見がありました。

以上の経過により、請願第3号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、これにつき採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告いたします。

【請願（審査の経過と結果）】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第5号 マテリアルリサイクルに適したコンタクトレンズケースの回収事業の実施を求めることについて、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し当委員会では、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願については、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

空のコンタクトレンズケースがリサイクル可能にも関わらず、回収率が全体の1%であることに衝撃を受け、自らも何か行動ができるのではないかと考え、学校における回収活動を行った。

そうした中、三重県内で企業との連携協定を結んでいる自治体が無いことを知り、本市が三重県初の協定を結ぶ自治体となり、三重県を牽引してほしいと考える。

以上の理由から、本市におけるマテリアルリサイクルに適したコンタクトレンズケースの回収事業の実施を目的として、四日市市が企業と連携しコンタクトレンズケースの回収事業を行うこと、地区市民センター等の公共施設にコンタクトレンズケースの回収BOXを設置することの実施を求めることとなりました。

委員からは、請願事項について、他市で行われているような、市と企業が連携して回収を行うものと考えてよいかとの質疑があり、請願者からは、企業と連携協定を締結すると送られてくる回収ボックスを市の施設に設置することを求めるものであるとの答弁がありました。

また他の委員からは、設置した回収ボックスにごみなどが入れられる可能性があるが、請願者が学校で回収を行った際、ごみなどを入れられないようにどのように注意したかとの質疑があり、請願者からは、事前に目的を十分に周知したため、学校に設置した回収ボックスにごみが入っていたことはなかったとの答弁がありました。

また委員からは、市民と協力してごみを分別し、資源の回収に取り組むことは持続可能な社会づくりにつながると考える。また、本市が回収に取り組むことで、この取組が他市町に広がることも期待できるとの意見がありました。

また他の委員からは、回収に取り組む企業がさらに広がってほしいと考えるが、回収事業に取り組むこの企業は、この取組を同業他社へも広げるよう積極的に働きかけをしているのかとの質疑があり、請願者からは、企業同士のつながりについては把握していないが、この回収事業に取り組む企業は様々なコンタクトレンズ等の会社の商品を取り扱っており、企業同士の連携につながるものと考えているとの答弁がありました。

また委員からは、市にどのような取組を求めるのか確認する質疑があり、請願者からは、企業と連携し、一緒に回収に取り組むとともに、市が率先して連携協定を結ぶことで、この取組が県内の他市町にも広がってほしいと考えているとの答

弁がありました。

また委員からは、回収にかかる費用について質疑があり、請願者からは、回収ボックスは企業から無償で提供される上、集めたコンタクトレンズケースを送る際も費用は発生しないとの答弁がありました。

また他の委員からは、回収ボックスを設置する場所として、地区市民センター以外にどのような公共施設を想定しているのかとの質疑があり、請願者からは、コンタクトレンズをつけ直す機会が多いと考えられる四日市市総合体育館などの運動施設や小中学校を想定しているとの答弁がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、持続可能な社会に向けて分別品目を増やしていく必要があり、その場合コストは増えるが、現在のごみ処理方法により削減することができたコストをリサイクル費用に回せるのではないのかとの質疑があり、理事者からは、時代の流れの中でリデュース・リユース・リサイクルの3Rを進めていく必要がある中、中長期的な視点の中で、先を見据えてどのような取組が必要か検討していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、リサイクルの仕組みや、環境教育の視点から、問題提起をしていかないと持続可能な社会への変化は進まないと考えたとの意見がありました。

また、今回の請願を機に、資源として回収可能なごみの回収ルートを確立していく必要があると考えるがどうか、との質疑があり、理事者からは、リサイクルの推進にあわせて市民意識の向上に向けた取り組みを実施していきたい。また、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの技術開発が進

む中で、コンビナート企業や他部局とも連携しながら大局的な視点で、カーボンニュートラル社会にも対応できる取り組みを検討していきたいとの答弁がありました。

また他の委員からは、企業が単独で取り組む事業については市は協力できないと考えるのではなく、新たに他の企業が同様の事業を開始したら、その企業とも協働していく方針で、まずは現状の1社と回収事業に取り組むという柔軟な姿勢はとれないのかとの質疑があり、理事者からは、コンタクトレンズケースの回収について、企業が取り組んでいるのは把握しているが、本市がすでに取り組んでいる使用済インクカートリッジの回収の場合は、業界団体が環境省の広域認定制度による認定を受けているが、コンタクトレンズケースの回収については認定を受けていないことや、有価物としての空ケースの価値の変動によって廃棄物とみなされるのではないかという懸念があるため、今後研究し検討を進めていきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、事業の採算性の有無は企業が損益分岐を図れるかどうかであり、コンタクトレンズケース回収事業に携わりたいという機運の醸成という点から、市として協力してほしいと考えるとの意見がありました。

また他の委員からは、仮にコンタクトレンズケース回収BOXを各地区市民センターに設置するとなった場合、回収BOXを配置する空間は確保できるのかとの質疑があり、理事者からは、回収を行うことになった場合は、各地区市民センターを管轄している市民生活部と調整を行いながら検討していく必要があるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、既に実施されているインクカー

トリッジ回収プロジェクトは実施から時間が経過しており、現状必要なかの確認を行いながら、請願を機に必要なリサイクルのあり方を検討してほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、協定締結における他市町の状況や内容について確認しているのかとの質疑があり、理事者からは、これまでも回収に取り組む各自治体に調査を行っているが、仮に協定を結ぶことがあれば、十分に協定内容を精査した上で行いたいと考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、時代の流れに応じ発生する諸課題に対し、行政が中心となって積極的に取り組んでほしいとの意見がありました。

また他の委員からは、リサイクルの取組について他部局との連携は非常に重要だと考えるが、部局をまたいだ既存の会議体はあるのかとの質疑があり、理事者からは、四日市コンビナートカーボンニュートラル推進化委員会において、企業が検討する最新リサイクル技術を活用したプラント建設に向けて、商工農水部を中心に環境部もリサイクルの取組について連携しているとの答弁があり、これを受けて委員からは、全市的な取組が、高校生にも伝わるような工夫を行いながら、広報活動を実施してほしいとの意見がありました。

次に討論において、委員からは、令和6年に入り6つの自治体がコンタクトレンズケースの回収に参加を表明し、協定を結んでいるという報告もある。社会が求める取組を、今回の請願を機に達成するという視点から、本請願に賛成したいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、

請願第5号につきましては、全会一致で採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

## 決算常任委員会都市・環境分科会会長報告(令和6年8月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第21号 令和5年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

#### 【上下水道局・経過】

##### ○一般会計

##### ◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

##### 合併浄化槽の新築・転換補助及び維持管理補助について

- Q. 合併浄化槽維持管理補助金の実績が目標を下回っているが、令和6年度からは補助金を増額したほか、引き続き訪問による啓発を行うことで、合併浄化槽の受検件数を増やしていくと考えてよいか。
- A. 訪問による面談の中で、事業の趣旨や補助金の説明を行うなど、引き続き、啓発に取り組む。
- Q. 合併処理浄化槽への転換件数が伸びているが、訪問による効果と考えてよいか。
- A. 費用負担の大きい合併浄化槽の転換については、何度も訪問し、面談記録を蓄積する中で、世帯状況の変化を捉えて補助金を案内し、転換を促した成果だと考える。

##### ◀ 歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 ▶

別段の質疑、意見はなかった

##### ○農業集落排水事業特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

#### 【都市整備部・経過】

##### ○一般会計

##### ◀ 歳出第8款土木費 第1項土木管理費 ▶

##### 耐震化促進事業費について

- Q. 耐震診断の申請から実施までに時間がかかるため、その次の耐震補強や除却につながらないのではないかと。
- A. 従来は耐震診断の委託業者に1か月分をまとめて発注していたが、2週間ごとに発注することで、できるだけ早く対応してもらうようにしている。

Q. 耐震化促進事業費の不用額を確認したい。

A. 当初予算としては耐震診断で 400 件、除却で 350 件の予算を見込んでいたが、減額補正を行い、耐震診断は 360 件、除却は 265 件としたため不用額は無い。

Q. 当初予算で想定した件数に至らないために減額補正したと考えるが、予算の見通しはどうか。

A. 例えば、今年の能登半島地震により、耐震診断の申し込み件数が増えるなど、市民の意識によるところが大きいため、一定の予算要求をするが、震災から時間が経過し意識が薄らいでいくと件数も減り、予定件数に満たない場合には、減額補正をお願いすることになる。

Q. 能登半島地震の発生により申し込みが増加するはずだが、それでも減額補正を行なったのは予算要求時の見込みが甘かったのではないか。

A. 耐震診断で耐震性がないと判断された建物所有者については耐震補強等の案内をしているが、その段階で耐震補強や除却を行う方は診断を受けた方の一部である。そのため、耐震補強等を行っていない方に対しては、改めて耐震補強等の案内をするなど意識啓発に取り組んでいるが、どうしても個人の意識やタイミングに左右される。一方で大きな地震が発生し申し込みが殺到したときには、国、県との協調補助でもあるため、歩調を合わせた予算要求しているのが現状である。

## ＜ 歳出第 8 款土木費 第 2 項道路橋梁費 ＞

### 地籍調査事業費について

Q. 事業予算は令和 5 年度の約 700 万円から、令和 6 年度は約 4500 万円に増額しているが、予算の増額に併せて人員も増員しているのか。

A. 令和 6 年度の増員はなかったが、令和 7 年度に向けては増員を要求していきたい。

Q. 人員の増員はせずに予算額が増加しているが、対応できるのか。

A. 今年度の予算増額については、稲葉町、高砂町が 2 年目の工程となり、2 年目は予算が最も大きくなるが、何とか現在の人員で業務を進めているという状況である。

Q. 地籍調査事業を進めるにあたり、事務職の増員で対応は可能なのか。

A. 技師職員が担当する方が望ましいが、地籍調査を外部委託で行う関係上、事務職でも業務は行える。

Q. 都市整備部全体として、職員不足が深刻なのはどこか。

A. どの課も一定以上時間外勤務を行っており、部全体として人員が不足している状況である。

(意見) 外部委託の活用も検討しながら、事業が円滑に進むようにしてほしい。

### 道路雪氷対策費について

Q. 令和 5 年度において雪氷対策は滞りなく行えたのか。

A. 降雪の状況や、凍結の状態に左右されるが、市から委託業者への指示等により、一定程度の対応は行えたかと判断している。

Q. 道路雪氷対策の契約方式について確認したい。

A. 道路雪氷対策業務については、地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託に含まれる。

Q. 地域維持型道路・河川等維持修繕業務に包括せず、業務分割して地元事業者に委託した方が、素早く除雪することが可能なのではないか。

A. 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託は、市内を北、中、南部に分割し、それぞれ8者から10者で構成されたJV（地域維持型建設共同企業体）と契約を締結し、各地区に1者程度は配置できる体制となっており、気象情報等の事前確認をしながら早期に対応できるよう準備を進めている。

Q. 地域維持型道路・河川等維持修繕業務について見直しが必要と考えるが、都市整備部として、現状の契約方式が最適と考えるのか。

A. 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託は、一つの業者で現場対応が困難な場合、JV内の他の業者によるバックアップができるなどのメリットがある。またJVとして複数の業種を包括したことで、複数業種の工事を1つの工事期間中で整備が可能となり、地域住民への負担を軽減するという市民サービスの向上に繋がっている。よって、地域維持型道路・河川等維持修繕業務による委託は現状として最適であると認識している。

(意見) 最適であることに固執するのではなく、より良い市民サービスを模索した市民の声も受け止めた契約方式の検討は継続してほしい。

Q. 既存JVでの対応が追いつかない場合、JVに含まれていない企業に追加で委託する方法は可能か。

A. 現状、作業員が大きく不足したという事例はないが、建設業界における人手不足等で現状のJV内の企業数では業務対応が難しいとなれば、企業数の増加などを検討する必要がある。

Q. 土木建設業は年間における業務量の増減が極端だと考えるが、そうした場合、業務量が多忙な時期に対応できる企業の確保が必要ではないか。

A. 市としても工事時期の平準化は重要と認識しており、かつては工事発注が下半期に偏っていたが、早期の発注に切り替えた結果、上半期での発注率が50%以上となるなど、年間を通して平準化されるような工事発注を行っている。

(意見) 様々な業務の平準化を検討して、適切な方法を取ってほしい。

### **境界査定業務費について**

Q. 官民境界査定に自治会長が立会う際、謝礼金等は発生するのか。また、その場合謝礼金等は本業務費に含まれるのか。

A. 境界確認申請があり、市が管理する道路や水路等の境界を確認する場合、土地の地権者として、境界立会いに参加するものであり、本市から謝礼金等は支払っておらず、境界査定業務費に含まれていない。

## 《 歳出第8款土木費 第3項交通安全対策費 》

### 交通安全啓発推進費について

- Q. 高等学校でヘルメットのかぶり方など交通安全教室を行った際の高校生の反応はどうか。
- A. 令和5年度、3校で交通安全教室を行っており、ヘルメットの着用について周知を図っている。引き続き、教室を通じて一人でも多く着用してもらうよう努めていく。
- Q. 交通安全教室・講座の開催回数が、令和3年度と比較して令和5年度は2倍以上の205回となっているが、効果の検証は行っているのか。
- A. 開催回数については、コロナ禍の影響で減っていたのが戻ってきたものであり、今後は効果をどのように検証するのか検討していきたい。
- (意見) 今後は検証できるような指標にしてほしい。
- Q. 昨年度の一般質問ではヘルメットをかぶる際、髪型の崩れを防止するグッズが紹介されていたが、そうしたグッズも含めて啓発しているのか。
- A. 交通安全教室・講座において、現時点でグッズ等具体的な例示を挙げた啓発は行っていない。
- Q. 昨年度の一般質問では、交通安全教室等を通じて髪型が崩れないようなグッズなどを活用し、ヘルメットの着用率向上につなげていきたい旨の答弁があったので、啓発を進めてもらいたい。
- A. 髪型が乱れることがヘルメットをかぶらない理由の一つであることから、交通安全教室の中では、グッズの紹介などにより、少しでもヘルメットの着用率が上がるよう取り組んでいきたい。また、ヘルメットの着用率については、近鉄四日市駅周辺とイオンタウン四日市泊周辺で調査したところ、昨年度と比較して着用率が約5%向上したという結果が出ている。引き続き交通安全教室の開催により、高校生以上の方にもヘルメット着用をしてもらえるよう啓発活動に取り組んでいく。

## 《 歳出第8款土木費 第4項河川費 》

別段の質疑・意見はなかった

## 《 歳出第8款土木費 第6項都市計画費 》

### スマートシティ実装化事業について

- Q. 令和5年度のポータルサイトのアクセス数を確認したい。
- A. 供用開始した本年3月29日から同9月2日までのアクセス数は6,663回で、1日当たり42.17回である。
- Q. 中央通りにおける3D都市モデルの活用について、地下埋設物等のデジタルインフラ台帳作成に係る民間事業者との協力状況を確認したい。
- A. 令和5年度は中央通りの先行整備区間において、埋設事業者と意見交換の上、20m×20mの範囲で地下埋設物のデジタルインフラ台帳をモデル的に作成した。今年度は範囲を広げて台帳を作成するにあたり、施設の調査や維持管理の省力化などについて引

き続き意見交換していきたい。

Q. 地下埋設物の3D都市モデルについては、国交省がプラットフォームを示すとのことだったが、既に示されているのか。

A. 国交省では埋設物を表示する基準等を定めている。この基準に沿ってスマートシティ実装化事業の中で埋設事業者等と協議しながら、デジタルインフラ台帳等の作成を進めていきたい。

Q. 今後は市内全域の地下埋設物について、3Dデータ化していくのか。

A. スマートシティ実装化事業では、市内全域ではなく、まずは再編を行っている中央通り1.6キロの範囲でデジタルインフラ台帳の作成を目指すものである。

### **都市空間情報デジタル基盤構築事業費について**

Q. 本事業で開発した3D都市モデルの各分野での活用方法についてどのようなものを検討しているのか。

A. 現時点では、浸水想定区域等の防災データを3D都市モデル上で再現し、ホームページに掲載している。また、今年度は文化課において、3D都市モデルを活用した埋蔵文化財の可視化に取り組んでいる。

Q. 今後バージョンアップを重ねることで、地図データの解像度が上がり、建物の表現等もより現実的なものに近づいていくのか。

A. 3D都市モデルで表現される建物は、解像度に拠るものではなく用途に応じた精度で表現している。

Q. 埋蔵文化財の可視化以外にも活用は予定しているのか。

A. 3D都市モデルに商店街の空き店舗や中央通りに整備する広場などの利活用できる空間の情報を掲示し、使いたい人が検索・予約できるマッチングシステムの構築を目指している。

Q. 市内各所に設置しているカメラ映像や、AI解析によるリアルタイムの河川水位の反映等、災害に対応する上での活用はできないのか。

A. カメラ情報を反映させるといった活用は有効的なものと認識するが、最先端の事業であり、行政のみでは対応が難しいところもある。3D都市モデルはオープンデータであり誰でも活用可能であるため、民間企業の活用方法も注視しながら研究を重ねていきたい。

Q. 民間企業が3D都市モデルにデータを反映させていくことは可能なのか。

A. 3D都市モデルは、例えば民間企業がビルを建設する際、周辺の日照にビルが及ぼす影響の確認等にも活用が考えられる。3D地図として自由に活用することを目的として公開しているが、民間企業のデータを本市の3D都市モデルへ反映させることは想定していない。

(意見) 行政から様々な情報発信が可能なツールと認識するため、市民が欲するようなデータを集約し、運営してほしい。

### 歩道と横断歩道との段差解消について

Q. 今回調査した住宅団地以外にも地元から要望があれば段差を解消していくのか。

A. パトロールにおいて段差を確認した場合や地元から要望があれば、順次段差を解消していく。

Q. 地元から要望があった場合、土木要望ではなく、市の修繕業務として対応するのか。

A. 市の修繕業務で対応する。

### 公園、緑地等の維持管理のあり方について

「論点整理シート No. 3」参照

### 《 歳出第8款土木費 第8項住宅費 》

#### 能登半島地震被災者生活準備支援金について

Q. 令和5年度実績における支援金の支出件数を確認したい。

A. 令和5年度においては1件のみである。なお、令和6年度の支出は無いため現時点で1件のみである。

Q. 東海地方における他自治体の申請状況について把握しているか。

A. 各自治体の詳細は把握していない。

Q. 能登において仮設住宅が完成してきているというニュースがあるが、募集はホームページ上の30戸を1月31日まで継続することで良いか。

A. 国全体で能登半島地震被災者に対して住宅を準備するという方針であり、現状では募集を取りやめるといった話も確認していないため、1年程度は募集を継続していく。

#### 管理人報償金について

Q. 市営住宅における管理人の配置について確認したい。

A. 市営住宅団地の規模に合わせて概ね自治会単位で管理人を配置している。

Q. 管理人報償金の管理人一人当たりの報償金の算出方法について確認したい。

A. 管理戸数に1戸あたりの単価を掛け合わせた報償金を月ごとに支払っている。

#### 市営住宅維持補修費について

Q. 過去に、予算が不足し市営住宅の修繕が行えなかったことがあったが、現状はどうか。

A. 過去には修繕費や人員が不足していた状況であったが、建築技師1名の増員や予算の増額もあり、不足なく修繕を実施できている。

Q. 入居者が退去したらすぐに修繕にとりかかり、その後一定時間をおいて募集を行っている認識してよいか。

A. 年3回の定期募集と、随時受け付けている随時募集に合わせ修繕を行っている。

Q. 市営住宅を取り壊した後の空き地が有効利用できるような方策はあるのか。

A. 市営住宅を取り壊した後の空き地は行政財産の位置づけになるため、自治会への貸

し出し以外での利用は難しい。

- Q. 管理を継続するにも費用は発生する。市民からは空き地が増えてきているとの声もあるが、今後も空き地として管理するのか。
- A. 現状は空き地を適切に管理している。将来的には市営住宅の建替や売却の検討も必要であると考えている。
- Q. 空き地となっている土地を駐車場で利用したり自治会活動で利用することは可能か。また、料金は発生するか。
- A. 市営住宅入居者が駐車場として利用することは可能であり、自治会活動で利用するための貸し出しは、使用目的によっては可能である。自治会活動で使用する場合は、料金はかからない。

#### **市営住宅使用料の滞納整理について**

- Q. 現年度収納率が100%であるが、過年度分の収入未済額はいくらか。
- A. 過年度分については約9千万円である。
- Q. 過年度分は令和7年度以降に不納欠損として処理するのか。
- A. 過年度分の収入未済額は私債権となっており、相手方から時効の援用などの申し出があれば不納欠損の処理を行うが、近年は不納欠損の処理は行っていない。
- Q. 令和5年度の収納率100%は、4月から翌年3月までの全ての家賃が納められたということか。または、少額で納付誓約をしてその誓約通りの納付額を納めたということか。
- A. 令和5年度は、少額での納付誓約により、1年間で納めていただく使用料を全て納付いただき、収納率の実績が100%となっている。

#### **市営住宅整備事業費について**

- Q. 曙町市営住宅のような集合住宅は今後建築しない方針か。
- A. 住生活基本計画において、令和11年度まで市営住宅は建替え等を行わないとしているが、それ以降の建替えの際には、高層化、集約化を図ることとしている。
- Q. 市の住宅施策として市営住宅の供給をいつまで担保しないといけないのか。
- A. 市営住宅はセーフティネットとしての役割を持つため、対象者の人数把握やどの程度戸数を提供するのかを検討していく必要がある。
- (意見) 民間所有の空き家問題がある中で市が新たに市営住宅を建設していく意義を見出しにくい。また、所得に応じて家賃の額が変わる仕組みも制度的にいびつであり、市営住宅を必要とする入居希望者には民間の集合住宅に入居してもらい、家賃補助を行う仕組みの方が合理的と考える。
- Q. 市営住宅を持ち続けることは行政的にリスクが大きいと思うが、令和12年に向けて整理をしていく必要があると考える。例えば、セーフティネットの対象としての入居希望者には、民間住宅を借り上げたうえで提供するということも可能ではないか。
- A. 公営住宅の考え方において民間住宅の借り上げという手法もあるため、そういった方法も踏まえて市として確保すべき戸数を議論していきたいと考える。

(意見) 市民の生命や財産として市営住宅の必要性は理解するが、過剰な供給になりすぎないことも大切と認識する。地域においては、放置される空き家の増加も大きな課題となっている。令和12年度以降に集合住宅を建替えしていくのか、空き家の所有者と協議し借り上げていくのかなどの議論を進めてほしい。

## ○土地区画整理事業特別会計

別段の質疑・意見はなかった。

## 【環境部・経過】

### ○一般会計

#### ◀ 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 ▶

#### 市施設への太陽光発電設備等の導入について

Q. 令和4年度から令和5年度にかけて、効果的な太陽光発電設備の設置に向けた調査検討を行ってきたが、これだけの時間と予算をかける必要があったのか。

A. 計画的に太陽光発電設備を設置していくために、まずは設置の基準などを整理する必要があった。また、設置にあたっては国の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）の活用に向け、施設の調査等に時間と経費が必要だった。P P A（事業者が太陽光発電を行う場所を貸し、当該場所で発電された電力を購入する契約）での太陽光発電設備の導入については、本年度末に募集される国補助事業に応募できるように調整したい。

Q. P P Aによる大規模太陽光発電設備の導入については日永浄化センター第4系統などで検討されているが、具体的な設計や関係予算については、令和7年度予算編成時に示されるのか。

A. P P Aは、電力購入料金に太陽光発電設備設置に係る費用が含まれており、導入側では、電力購入料金以外の予算措置は必要ない。また、導入を検討している日永浄化センターについては、当面の間施設を建設する予定のないエリアを活用する野立て設置を検討している。

Q. 日永浄化センターの沈殿池や生物反応槽等の上に太陽光パネルを設置できないのか。

A. 令和4年度の調査では、設置コストが低く、またメンテナンスしやすい野立てや駐車場、建物の屋上を優先して検討していることから、沈殿池などは優先検討場所から外れている。

Q. 小中学校の校舎にも設置の検討がされているが、構造計算上問題ないのか。

A. 全ての小中学校校舎の屋上に設置することは構造計算上安全性の確保が難しいが、太陽光パネルの軽量化に伴って比較的新しい校舎であれば設置できる可能性はある。児童生徒の安全確保を最優先として、安全性が確保できる校舎で検討を進めたい。

(意見) 本市で設立した地域新電力会社が供給する電力で市内公共施設のかなりの電力を賄えるとのことだが、不足分については、CO<sub>2</sub>を排出しないグリーン電力の活用も検討

してほしい。また、市内のメガソーラー事業者と一定割合でも契約できるならば、そこから電力を調達するという考え方もあるので、2年間の調査内容を踏まえて進めてほしい。

Q. PPAで導入した際のコスト比較等を行っているのか。

A. 今回の調査ではPPAにより太陽光発電設備を設置した場合の、発電量と電力使用量の試算、CO<sub>2</sub>の削減効果、PPAでの電力購入単価と令和4年度に各施設が電力会社から購入した電力単価等を比較している。また、規模によるPPAの採算性についても併せて検討しており、小規模であれば経済的なメリットが小さく、大規模であればメリットが大きくなるという結果となった。日永浄化センターにおいて、PPAで太陽光発電設備を設置した場合、発電した電気をどれぐらいの金額で購入できるかといった数字を暫定値として算出したところ、既存の電力料金より安くなる可能性が確認できた。一方で、令和4年度から令和5年度にかけて調査を行う中で電力料金や太陽光発電設備等の設置コストの市場価格も変動しており、PPAを実施するに値する明確な金額については不確定なところもあるが、大規模に実施する場合はメリットが出る可能性が高いので、市場価格の動向を注視していきたい。

Q. 日永浄化センターに設置する場合は、場所によっては水の飛沫による汚れなどの外的要因によって発電効率が下がったり、腐食の可能性もあるので、そういった面も考慮すべきと考えるがどうか。

A. 上下水道局やPPA事業者と現場の確認なども細やかに言い実施に向けて調整を図ってまいりたい。

#### **スマートシティ構築促進補助金について**

Q. 令和5年度の事業費と執行額を確認したい。

A. 1億294万円の事業予算に対し、決算額が9036万円となっている。

Q. 令和7年度から新築住宅で一定の断熱性能など省エネ基準への適合が義務化されるが、今後、リフォームでも断熱性能向上の機運が高まると考える。国の断熱リフォーム補助制度に加えて、独自で補助制度を設けている市もあるが、本市でも断熱リフォームへの補助を検討できないか。

A. 本市の補助制度は社会状況に合わせ、これまでも補助内容を見直してきた。既存住宅への断熱リフォームへの補助について国の補助制度や他市の状況を精査しながら検討していきたい。

(意見) 断熱性能の向上で省エネ効果が期待される。先進事例を参考にしながら、耐震化などの他の補助制度とも合わせて利用できるような補助制度を検討してほしい。

#### **次世代環境人材育成事業費について**

Q. 地球環境塾で来日した姉妹都市・友好都市の高校生も四日市公害と環境未来館を訪れているが、彼らの感想について把握しているか。

A. 自国とは違う視点で展示や見せ方の工夫がなされているという感想が印象的だった。

また、四日市公害と環境未来館の見学を含め、地球環境塾全体を通じての感想ではあるが、各国の取組について、自国に戻って高校生という立場でどのように発信できるかを考える良いきっかけになった旨の総評をいただいている。

Q. 地球環境塾の日程は、環境学習が主ではあるものの、もう少し自由時間やスケジュール的な余裕があってもよいと考えるが、来日した高校生からそのような意見はなかったか。

A. 従来から国際的な理解を深めてもらうため、お茶体験や大四日市まつりの見学等を企画している。高校生からは日程が過密である等の意見は出ていないが、ある程度ゆとりを持てる時間は大切だと考えているので、今後検討していきたい。

Q. 環境学習に注力することは重要だが、姉妹都市・友好都市間の交流の発展につながるような配慮も必要だと考えるがどうか。

A. 環境学習と国際交流のバランスを考えながら日程について検討していきたい。

(意見) コロナ禍ではオンラインで実施した経験もあるので、事前にデマンド学習を済ませた上で、集合学習でしか得られない内容に特化させるなどの工夫をすることで、さらに意欲や効果が高まるのではないかと考える。

#### **四日市公害と環境未来館令和5年度特別展について**

Q. 化石の展示物については、レプリカが大半か。

A. 本物の化石も数点展示した。レプリカであっても非常に貴重なものであり、本物でないからといって価値がないわけではない。

(意見) 成城学園杉の森館恐竜・化石ギャラリーのアドバイザーで、自身の所有する化石を提供されている十津守宏氏は四日市出身である。化石の貸し出しにも協力的であるので、今後の参考にしてもらいたい。

Q. 来館者の3分の1には、常設展へのアプローチができていないため、さらなる工夫が必要であるとのことだが、どのような工夫をしていくのか。

A. 積極的な声かけをはじめ、常設展の魅力を理解いただけるような工夫が必要と考えている。

#### **展示管理運営費の不用額について**

Q. 四日市公害と環境未来館ガイドブックを6か国語に翻訳するための予算で入札差金による不用額が発生しているが、翻訳する外国語数を減らすなどしたのか。

A. 翻訳する外国語の数に変更はない。当初は日本語版をそのまま外国語に翻訳することを考えていたが、内容を精査し、外国人に分かりやすい内容にして一部を簡略化したことも入札金額に影響したと考えている。

Q. 特別展を開催するための展示造作業務委託でも大きな不用額が発生したのはなぜか。

A. 展示室内の壁などの造作作業の委託についても、入札差金による不用額が生じた。

(意見) 大きな不用額が生じないよう、慎重に事業予算の積算をしてほしい。

#### 四日市公害と環境未来館の外国人の来館者数について

- Q. 主要施策実績報告書には、令和5年度の外国人の来館者数実績は430人となっているが、数値目標はあるのか。
- A. 外国人来館者数は、団体で来館された方々の集計である。個人単位で来館された方が外国人かどうかを判断することは難しく、網羅的に集計できないため、具体的な数値目標を示すことは難しいが、前年度以上の来館者数を常に目指していきたい。

#### 公害健康被害補償について

- Q. 「令和5年度中に認定消滅した患者数」が10人とのことだが、どういうことか。
- A. 令和5年度中に10名の患者さんがお亡くなりになられている。
- Q. 公害健康被害認定審査会を設置しているが、依然として公害認定を申し出る人がいるということか。
- A. 昭和63年に法（現：公害健康被害の補償等に関する法律）が改正され、現在では大気汚染による新たな認定は行われていない。公害健康被害認定審査会では、法に基づき、認定患者の定期的な認定等級の見直しや公害認定の更新等の審査を毎月行っている。

#### 北大谷斎場管理運営費について

- Q. 北大谷斎場利用者アンケートの自由記述に記載された意見について、対応すべきと考えているものはあるか。
- A. トイレについては順次洋式化していきたい。また、空調についても計画的に更新しているが、故障等が発生した場合もその都度対応していきたい。
- Q. 北大谷斎場の接遇等のサービスについて、アンケート結果は、委託業者に伝えているのか。
- A. 北大谷斎場の委託業者を含めた葬儀取扱指定協力業者との連絡会議を年2回実施しており、そこでアンケートの内容について伝えている。
- Q. アンケート内容の詳細については、事業者全体で共有する必要はなくても、該当する事業者には直接伝えた方が市民サービス向上につながるのではないか。
- A. 事業者を特定できる意見等については直接伝えるようにしたい。
- Q. 風呂やシャワーの設置は検討の上、難しいと聞いているが、その後の進展はどうか。
- A. 過去3年間のアンケートの中でもご意見をいただいているため、建屋の中へのシャワー等の設置を検討したが、構造上困難であると判断した。このため、葬祭棟横の外スペースへの設置について、利用者アンケートによる調査を検討しているが、一方で防犯上の問題や、利用しにくいといった課題もある。
- Q. 設置が物理的に不可能だと判断を下すことも必要ではないか。
- A. 費用対効果や利用者の要望等も含めて判断したい。

## 《 歳出第4款衛生費 第2項清掃費 》

### ごみ減量推進事業費について

Q. リサイクルや生ごみの水切りなどの啓発を行ってきたが、所管部局として、家庭系ごみ分析調査の結果をどのように捉えているか。

A. 可燃ごみの比率や食品やプラスチックなどのごみの内訳は、概ね予想していたとおりだったと考えている。また、紙類のリサイクルや生ごみの水切りなども徐々に定着してきていると考えるが、依然として、リサイクルできるものや食べ残し等があるのを確認しており、取組を継続していく。

Q. ごみの量が減少しているのは市民の意識が向上しているからと考えてよいか。

A. ごみを削減するためにさまざまな啓発を行ってきた結果、徐々に一人ひとりの習慣につながってきていると感じているが、引き続き地道な啓発活動が必要だと考えている。また、コロナ禍と比べ、クリーンセンターへ直接持ち込まれるごみの量は減っている。

Q. トレーに入ったままの食品などが捨てられている写真が資料にあるが、食品ロスについてどのように捉えているか。

A. 急な介護施設等への入所など、さまざまな理由で食品を廃棄せざるを得ない人もいるため、難しい課題であるが、引き続き食品ロス削減に向けた取り組みを実施していきたい。

(意見) 啓発や食品のマッチング事業なども推進しながら、食品ロスが少しでも減るように取り組みを強化してほしい。

### 生ごみ処理機購入費補助について

Q. 令和5年度の補助件数が大幅に増加しているのはなぜか。

A. 令和5年度から生ごみ処理機を購入後、領収書を添付して申請すれば、補助が受けられるように申請方法を見直したためと考えている。

Q. 補助の申請数が増えているが、令和6年度当初予算で十分な予算を確保しているか。

A. 令和6年度は補助の対象となる生ごみ処理機の種類を増やしたため、令和5年度より多くの予算を確保している。

Q. 生ごみ処理機の価格が上昇していると感じているが、現在の補助金額が適切だと考えているか。

A. 生ごみ処理機について、高額なものが増えている一方で低額なものもあり、価格帯が広がっていると認識している。過去には現在より補助金額の上限が高かった時もあるので、補助金額の上限を増やせないか検討したい。

(意見) 生ごみ処理機を購入しやすくすることは、クリーンセンターの長寿命化や効率的なごみの焼却にも寄与すると考える。次年度の当初予算要求に向け、補助金額の見直しを検討してほしい。

### 廃棄物対策事業費について

- Q. 一般廃棄物の展開検査では市外からのごみかどうかをどのように判断しているのか。
- A. ごみに含まれる郵便物等の書類に記載されている住所等から判断している。
- Q. 市外からのごみや産業廃棄物など、不適切なごみの搬入を行った事業者に対し、どのように指導を行っているのか。また、搬入された不適切なごみは業者が持ち帰るのか。
- A. 収集運搬業者に対して、収集方法を確認するとともに、ごみを排出した事業者を訪問し、廃棄物の収集運搬に関する契約内容やごみの搬出先について聞き取りを行っている。また、展開検査で不適切なごみの搬入が確認された場合には、搬入業者にごみを持ち帰ってもらっている。
- Q. 令和5年度は33車両を検査して指導件数が25件あったとのことだが、抜き打ちの展開検査による指導の結果、常習的に不適切なごみの搬入を行う事業者は減少しているか。
- A. これまでの指導により不適切なごみ搬入は減少してきているが、ゼロではないと認識しているため、引き続き指導を行っていく。
- (意見) 暑い季節でも防護服を着用するなど、大変な業務だと認識している。体調管理に気を付けながら、引き続き指導に取り組んでほしい。

### 周辺環境整備事業について

- Q. クリーンセンター建設関連要望の岩川断面拡幅工事について、令和5年度決算額が記載されていないが事業は完了したということか。
- A. 岩川断面拡幅工事が令和4年度で完了したことにより、クリーンセンターの建設に関連した要望事業はすべて終了した。
- Q. 地元継続要望による事業の決算額が減少しているのはなぜか。
- A. 事業規模の大きな要望項目は減少傾向にあり、除草作業や水路清掃といった要望への対応が主なものとなっている。年度によって除草の箇所数や面積、水路清掃の延長が増減するため、支出額も変化している。
- Q. 清掃施設周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するといった法の趣旨に基づき、引き続き、地域からの要望に応じていくと考えてよいか。
- A. すべての要望に応えることは難しいが、地域と協議し、しっかりと対応をしていきたい。
- Q. クリーンセンター以外に周辺環境整備事業の対象となる施設はどこか。
- A. 小山町地内にある南部埋立処分場がある。
- Q. 北大谷斎場周辺で過去に市が環境整備を行ったことがあると聞いたが、現在は行っていないのか。
- A. 北大谷斎場の建設時に集会所等の整備を行っている。一方で、北大谷斎場は廃棄物処理に関する施設ではないため、周辺環境整備事業は実施していないが、斎場に関して地域からの要望があれば対応を検討する。

## 議案第 22 号 令和 5 年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

### 〈収益的支出 水道事業費用〉

#### 北勢水道用水受水費について

Q. 三重県企業庁との受水費についての協議状況を確認したい。

A. 三重県企業庁は、5年ごとに受水費の見直しを行っているため、協議を実施している。三重県企業庁からは今後の費用の見込みが示されており、今後、具体的な改定案が提示されると考えている。

(意見) 受水費が上がらないように、引き続き他市町と連携して交渉してほしい。

Q. 県水の契約基本水量と基本料金を確認したい。

A. 木曾川水系の契約基本水量は 36,200 m<sup>3</sup>で基本料金は 1 m<sup>3</sup>当たり 700 円となっている。三重用水の基本水量は 41,800 m<sup>3</sup>で基本料金は 1 m<sup>3</sup>当たり 1,710 円、長良川水系の基本水量は 2,200 m<sup>3</sup>で基本料金は 1 m<sup>3</sup>当たり 2,230 円となっている。また、使用料金は 3 水系とも 1 m<sup>3</sup>当たり 39 円となっている。

Q. 受水費については、整備当初に企業庁と契約を締結している経緯はあるが、人口減少や水道経営の環境が厳しくなる中、料金について踏み込んだ議論をすべきと考えるがどうか。

A. 5年前の協議では、三重県企業庁の財政が安定していたこともあり、料金が減額になった。今回も三重県企業庁の財政状況を確認するなど、受水費について関係市町と連携して交渉していく。

### 〈収益的支出 水道事業費用〉

#### 有収率について

Q. 有収率が令和 4 年度に大きく向上した要因は何か。

A. 令和 4 年度は大規模な漏水が発生しなかったため、無効水量が減少した結果、有収率が高くなった。

Q. 水道管の更新により漏水が減少することによって、有収率は改善しないのか。

A. 漏水のほとんどは本管から水道メーターまでの間で発生している。更新対象延長約 1,500 km の水道管に対し、年間で 15 km から 20 km のペースで更新をしており、このペースで整備すれば 100 年度程度かかるが AI などの技術を活用し、漏水率の高い塩ビ管を優先して更新するなど、できる限り効率的に更新を進めている。

Q. 人工衛星を活用して水道管の更新に取り組む先進市もあるが、本市の状況はどうか。

A. 本市では 3 年で市内を一周するように音聴調査を実施し、漏水の有無を確認している。人工衛星を活用した他市の取り組みについてもヒアリングの実施等、調査研究を行っているが、人工衛星を活用しても漏水箇所を特定するためには音聴調査を行う必要がある。

Q. 水道管の更新に 100 年程度かかるとのことだが、漏水は削減できるのか。

A. 耐用年数が長い管への更新を進めており、更新が進めば、漏水は減少すると考えて

いるが、本管から水道メーターへの給水管の接続部では、構造的に漏水のリスクがある。

(意見) 更新工事は進める必要があるが、水道の使用量が減少する中で安定した水道事業経営に努めてほしい。

### 水道事業経営について

Q. A I による劣化診断を行った水道管は今後改めて診断は行わず、今回の診断結果を基に更新を行うのか。

A. 令和3年度から3か年かけて劣化診断を実施した。当面は今回の診断結果を基に更新や耐震化の事業を進める。次回の診断は、実際に掘り出した管の部材の検査の結果のほか、新たな技術なども見極めながら取り組んでいきたい。

Q. 電力費の削減について、料金単価の安い夜間電力時間帯にポンプで取水することで、どの程度電気料金を削減できるのか。

A. 夜間に地下水をくみ上げることによる機器への負荷や日中の配水池の貯水量をどの程度減らせるか等を含め、現在精査している。

Q. 令和7年度以降、一般会計からの基準内繰り入れについて検討を行うとあるが、当初予算の審査の際には説明はあるのか。

A. 来年度の当初予算に向け、一般会計からの基準内繰り入れの基準に合うよう事業を精査したいと考えている。一般会計からの繰り入れがあれば、当初予算の審査の際に説明をさせていただく。

Q. 水道事業中期財政見通しでは収益収入が今後減少していくと予測しているが、経営計画の見直しを行う予定はあるのか。

A. 令和7年度に経営戦略を見直すための検討を行っており、令和7年度中に議会にお示しする予定である。

## 議案第24号 令和5年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

### 《収益的収入及び支出 下水道事業費用》

#### 下水道への接続について

Q. 令和7年度中期目標では単独処理浄化槽と汲取り便槽の数字をゼロとしているが、実現は可能なのか。

A. 令和7年度に下水道接続による汚水処理100%を目指しているが、市内には水道契約をしたままの空き家や経済的な理由などにより、多くの単独浄化槽や汲取り便槽があるのが実情であり、令和7年度にゼロにすることは難しい。

Q. アクションプログラムに沿って事業を進める中で、下水道への接続戸数などの計画を見直す考えはあるか。

A. 概成後、下水道の整備が困難な処理困難区域を合併浄化槽の区域に組み入れるなど

の対応をする予定である。

Q. 下水道の整備が困難な件数はどの程度あるのか。

A. これまで国道1号沿線で行った試算から1,000件程度あり、今後それより増える見込みと考えている。

Q. 経済的に下水道への接続が困難なケースを分母から差し引くことはできないのか。

A. 経済的な理由で接続が難しいケースがあるのは理解しているが、下水道法に基づき下水道への接続を依頼する戸別訪宅などを通じ、一軒でも接続できるように取り組む。

Q. 市民税非課税世帯への補助制度の利用件数は何件程度あるのか。

A. 毎年、15件から30件程度の利用がある。

## 《 資本的支出 建設改良費 》

### 四日市市生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）について

Q. アクションプログラムと委員会追加資料で処理区域内人口の数字に差があるのはなぜか。

A. 神前地区のコミュニティプラントを下水道に接続する予定を延期したため、処理区域内人口に差が生じている。

Q. 令和7年度の概成が厳しい状況であるとのことだが、どのような課題があるのか。

A. 国からの補助金の内示割れや、物価・人件費の高騰がある。令和8年度まで国からの補助金があるため、要求した額を確保できるよう国へ働き掛けていく。

### 日永浄化センター整備計画について

Q. 設備や施設の対応年数はどの程度を想定しているか。

A. 設備は20年程度、コンクリート造の施設は70年以上を想定している。

Q. 人口が減少していく中で施設を効率的に運用するため、4つある下水の処理系統の統合などを計画しているか。

A. 必要な下水処理水量を確保しながら施設を整備する必要がある。例えば、第4系統を増強した上で、第3系統を廃止し、系統を統合するなど、効率的に施設を運用するため、施設更新の際に縮小化や設備の増強などの整備を進めていく。

Q. 下水道の整備に当たり、収支のバランスは重要だと考える。他市では市街化区域内であっても避難所には合併浄化槽を設置すべきとの議論もあるが、本市ではどうか。

A. 本市のように一定の下水網が整備されている場合は、更新工事を行うことが多いが、他市では人口密集度の低いエリアは合併浄化槽を設置する動きがある。今後、本市でも農業集落排水を利用しているエリアなど、人口減少が進む中で大規模な施設更新があれば、合併浄化槽への転換も検討する必要があると考えている。

Q. 下水道の水質検査はどのように実施しているのか。

A. 下水道法及び水質汚濁防止法に基づき、月2回検査を実施している。検査は外部委託しており、経費は年間で1000万円程度となっている。

Q. 下水道の水質検査は外部に委託する必要があるのか。日永浄化センターの整備を進

めるのであれば、上下水道局で検査できる体制を整えてはどうか。

- A. 法で定められた検査方法で検査を実施すれば、自己検査でも外部委託でもどちらでもよい。飲料に供される上水は今後も自己検査を続けるが、下水については国が民間活力の活用を推進しているのに加え、規定の検査回数が少ないため、委託による検査のほうが職員で実施するよりも効率的だと考えている。

#### **中心市街地における下水管路の更新について**

- Q. 老朽化した取り付け管の更新を計画的に行うため、一定のエリアを一斉に更新しないのか。
- A. 陶管で整備された郊外団地では本管の更新に併せ、取り付け管についても順次更新を進めている。また、諏訪栄町においても中央通りの再編に伴う工事に併せ、本管の更新を行うとともに、異常のある取り付け管についてもまとめて更新を行っていく。
- Q. 取り付け管の不具合に伴う工事は年間で件数あるのか。
- A. 計画的な更新は年間 50 件程度である。そのほか、取り付け管の突発的な不具合が生じた際に個別に対応するケースが 20 件から 30 件程度ある。
- Q. 取り付け管の更新が完了する目途はあるのか。
- A. 数が多すぎるため、実際の運用としては随時対応する形になる。今後は本管の調査をする中で計画的に対応する。

#### **《その他》**

##### **未収金について**

- Q. 現年度未収金が 5 億円に対し、過年度の未収金が 3 千万円から 4 千万円となっているが、翌年度には未収金がほぼ回収できているということか。
- A. 3 月に検針した利用料金は支払期日が 4 月になるため、ほとんどの料金が未収金として決算に記載されている。
- Q. 年度によって不納欠損額に大きく差があるのはなぜか。また、県の三重地方税管理回収機構による未収金の回収はしていないのか。
- A. 事業者の破産により高額な不納欠損が生じる場合がある。また、上下水道料金は地方税ではないため、県の回収機構を利用できないことから、すべて職員が裁判所への支払督促の申立てなどの対応を行っている。このため、上下水道局では徴収業務に詳しい職員を人事異動により配置しているほか、法的手順のサイクルを構築するなど、収納率の向上に取り組んでいる。
- (意見) 上下水道局が料金収納に努力していることを確認した。引き続き、生活に不可欠な水の供給と受益者負担のバランスを取りながら経営を続けてほしい。

## 議案第 22 号 及び 議案第 24 号について

### 上下水道局内システムの更新について

- Q. 新たにシステムを構築したとあるが、これまでのサーバーのリースとの違いは何か。
- A. これまではサーバーを上下水道局に設置していたが、料金システムや企業会計システムを新たに構築し、クラウドで管理するようになった。なお、サーバーの利用料は水道と下水道でそれぞれ 350 万円程度となっている。
- Q. 検針員が使用する端末は近隣自治体より大きかったが、新システムへの移行で端末も更新されたのか。
- A. 令和 6 年 4 月からは、専用のアプリしか使えないようセキュリティ対策がされたスマートフォンで検針している。

### 料金収納の方法について

- Q. 収納取り扱い手数料の不用額について、収納方法ごとの当初の見込みと実績を確認したい。
- A. コンビニエンスストアによる収納の当初見込みが 15 万 8924 件に対して、実績が 13 万 2724 件、クレジットカードによる請求の当初見込みが 9 万 2400 件に対して実績が 8 万 4787 件となっている。
- Q. 市はコンビニでの収納であったり、クレジットカードによる決済を増やしたいと考えているのか。
- A. 納期内納付の促進のため、納付書で支払う方に対し、クレジットカードによる決済や口座振替の案内をしている。手数料が最も安価な口座振替による支払いが望ましいが、クレジットカードによる決済が少しずつ増加している。

### 上下水道フェスタ in 四日市について

- Q. 令和 5 年度に初めて開催された上下水道フェスタ in 四日市の成果について確認したい。
- A. 令和 5 年度は講演会のほか、水質検査の体験やバスボム製作などのブースを設けて開催した。イベント全体で約 250 人の参加があり、ブースでの体験は定員の枠が全て埋まるなど上下水道局の PRにつながった。

### 技術系職員の採用について

「論点整理シート No. 4」に記載

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり認定すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートに記載のとおりです。  
これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和6年8月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第25号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第4号)について

#### 【都市整備部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### ＜＜歳出第8款土木費 第2項道路橋梁費＞＞

##### 社会資本整備総合交付金事業費(道路)について

Q. 小杉新町2号線の用地交渉の状況を確認したい。

A. 交渉中の地権者から、建物等の補償に向けた調査の協力が得られたため、まずはその調査結果をもって交渉を進める。また、高齢の方は長年所有した土地を手放すことに抵抗感を持つ方もおり、今後も事業の趣旨を理解していただけるよう丁寧に交渉を進めていく。

##### ＜＜歳出第8款土木費 第4項河川費＞＞

##### 準用河川改修事業費について

Q. 朝明新川および源の堀川の改修のための用地交渉の状況を確認したい。

A. 朝明新川については、企業庁の工業用水管を移設するために用地が必要であり、昨年度から地権者とは前向きな交渉が進んでいる。契約までにはまだ時間を要すると見込んでおり、粘り強く交渉し用地取得に努める。

源の堀川については、概ね用地の取得は進んでいるが、下流部では、河川の管理用通路となる用地が地権者の事情で取得できていない。そのため、今後は、管理用通路の幅員を基準の範囲内で狭めるなどの検討をしていく。

##### ＜＜歳出第8款土木費 第6項都市計画費＞＞

##### 鉄道駅周辺環境整備交付金事業費について

Q. 駐輪場の整備を行う駅はどのように決めるのか。

A. 都市計画マスタープランの地域地区別構想に記載のある駅や周辺の状況が大きく変化している駅を優先すべきと考える。

Q. 市内の駅の状況を確認してはどうか。

A. 駐輪場の利用状況については、シルバー人材センターに委託している駐輪場管理の中で調査を行っており、今後も状況把握に努めていく。

## ○第2条 債務負担行為の補正

### 中央通り再編事業（Park-PFI 事業）について

- Q. 中央通りの再編事業はできる限り市民協働となるように進めていく必要がある。可能な限り市内の事業者と協力して事業を進める考えはあるのか。
- A. 中央通り周辺の空間の利活用については、地域のさまざまな関係者と協力して取り組む。Park-PFI 事業については利便施設を設置・運営する事業者を公募する制度であり、市内、市外を問わず、参加いただきたいと考えている。
- Q. 市内の事業者にも入札に参加できる可能性があることを知ってもらうため、Park-PFI 事業の制度を説明し、事業内容についても周知するべきだと考えるがどうか。
- A. 多くの事業者の目に留まるよう、市ホームページに加え、Park-PFI 事業の情報を提供するインターネットサイトへ情報を掲載するなどして周知を図りたい。  
(意見) 事業者に対し、制度を丁寧に説明し、入札制度に詳しい一部の事業者だけでなく、幅広く参加者が集まる環境をつくる必要があると考える。また、市民に事業がより認知されるよう情報発信に努めることを要望する。
- Q. 公開型アンケートでは全部で 29 者から回答があったとあるが、その内、市内の事業者はどの程度あったのか。
- A. 相当程度の市内の事業者から回答があった。
- Q. 中心市街地では駐車場への土地の転用が進んでおり、若者の中心部への転入を妨げている。その様な中で本事業を進めることは、さらなる土地の転用を引き起こすと考えるが、Park-PFI 事業における駐車場の整備が必要ではないか。
- A. 中央通り再編事業では、ウォークアブルなまちづくりや公共交通の利便性の向上、自動運転車両などによる回遊性の向上などを目的としている。現時点では既存の都市計画駐車場の利用を想定しており、新規の駐車場整備は想定していない。  
(意見) 市民の意見を把握していない状況で、駐車場の整備を想定していないのはいかなものか。需要が見込まれるのであれば、駐車場を整備するべきである。  
(意見) Park-PFI 事業については周辺の市民の理解が得られるよう、しっかりとした説明を行うよう要望する。
- Q. 最低3年間は事業者が継続して事業を展開できるようにしてほしいが、Park-PFI 事業で選定された事業者が早期に撤退することがないように、事業を継続できるよう対策を講じるべきではないか。
- A. Park-PFI 事業自体は最大 20 年間事業を継続するものであり、事業者の選定にあっても、サウンディング調査等を実施し 20 年間事業を継続していただく事業者を選ぶようにして、有効な公募の方法を検討しながら事業を進めたい。
- Q. 中央通り再編事業により、既存の商店街が衰退するようなことがないように、中心市街地における回遊性を高めるといった当初の目的を改めて認識するべきだと考えるがどうか。

A. 中央通りだけでなく、中心市街地の回遊性を高めるよう取り組んでいく。商店街関係者などによりエリアプラットフォームにおける取り組みを進めていただいております、今後も引き続き地域と協力して事業を進める。

(意見) 回遊性を高めるという目的に期待をしている市民も多い。既存の商店街にも人を寄せ付ける仕組みを検討するなど、回遊性を高めるという目的を見失わないよう強く要望する。

Q. 三滝通り東側のトイレの利用時間を確認したい。

A. ParK-PFI 事業の公募素案では、午前 9 時から午後 6 時まで利用できるトイレを建物内に設置することを想定している。なお、三滝通り西側に設置するトイレについては 24 時間利用できる公共トイレを設置する考えである。

Q. 事業者が設置した建築物等で事故が発生した場合や事業者が破綻した場合、どのように対応をするのか。

A. 事故が発生した場合、事業者が設置した建物本体については事業者が対応するが、それ以外は基本的に市の公園施設として、他の公園と同様に市が対応する。また、事業者の破綻リスクについては、公募条件等を十分検討するとともに、破綻リスクも踏まえた実施協定を事業者と締結していく。

Q. 中央通再編事業で整備するアーバンスポーツの種目は決定したのか。

A. アーバンスポーツエリアは多目的に活用できる広場の整備を検討しており、種目は特定していない。

Q. アーバンスポーツエリアはどの程度の広さになるのか。

A. 歩道や自転車道もあり、広いスペースを確保するのは難しいが、その中でどのような広場を設置できるか検討していく。

(意見) スケートボード関係者へヒアリングを実施するなどして検討を進めてほしい。

Q. 平地の広場をアーバンスポーツエリアとして整備をするのはいかがなものか。

A. アーバンスポーツエリアにどのような施設を整備するかは、仮設スケートボードパークの社会実験における様々な意見も踏まえながら運用方法を含めて検討をしていく。

Q. 商店街などでのスケートボード等による迷惑行為が発生している。アーバンスポーツ関係の整備を進めるのと併せて、迷惑行為の取締りにについても全庁的に取り組むべきと考えるがどうか。

A. 都市整備部としても迷惑行為を問題視しており、これまでも市民生活部などと連携して、駅周辺や商店街の中をスケートボードで滑走する人への声掛けなどを実施した。引き続き関係部局と連携して、どのような取り組みができるか検討していく。

## 【環境部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### ＜＜歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費＞＞

#### E Vバス導入促進補助金（企業版ふるさと納税活用事業費）について

- Q. 補助金の財源はすべて企業版ふるさと納税からか。
- A. そのとおりである。
- Q. バス1台当たり上限500万円の購入費用を補助するものだが、金額は妥当か。
- A. この補助は、E Vバスを導入することで温室効果ガスを削減する取り組みを推進していただくための支援となる。バスの導入にあたっては、市とともにカーボンニュートラル社会を目指す啓発メッセージを掲出していただくことを条件とし、ラッピングによるメッセージの掲載経費なども参考にして補助額を決めている。
- Q. ラッピングのデザインは決まっているのか。
- A. 広報マーケティング課ふるさと納税推進室が作成を担当し、交通事業者や寄付していただいた企業と調整した上で、デザインを決めていきたい。
- Q. E Vバスに啓発メッセージを掲出して地球温暖化対策を推進する目的を確認したい。
- A. 地球温暖化対策の一つとして、公共交通のE V化を進めるとともにE Vバスでの啓発メッセージにより企業と市がともに地球温暖化対策に取り組む姿勢を示すことにより、ゼロカーボンシティを目指す機運をさらに醸成させていきたい。
- Q. 日本は、二酸化炭素排出量の多い火力発電所による発電が多い。その電気を用いた場合、E V化を推進したからといって二酸化炭素排出がゼロになるわけではなく、市民にE Vに転換すれば二酸化炭素の排出がなくなるという誤解を与えるのではないか。
- A. 二酸化炭素の排出量は発電方法によって違うため、市としてもE V化だけで二酸化炭素の排出がゼロになるとは認識していない。E V化はカーボンニュートラル社会に向けた手段の一つであることや、E Vの動力に再生可能エネルギーを活用することでその効果がさらに大きくなることなどを、市民にも認識してもらえよう広報に取り組みたい。
- (意見) 太陽光などで発電したグリーン電力をE Vバスで極力使ってもらえよう工夫を検討してほしい。
- Q. 今回の補助金申請の見込みについて確認したい。
- A. 現在、国に補助金を申請している2社の事業者については、この補助制度の活用を検討いただけるものと考えている。
- Q. バスにメッセージを掲出する期間を2年間とした理由は何か。
- A. 制度を検討する際、啓発メッセージを掲出したバスが複数年走行していることを目指したことに加え、交通事業者へのヒアリングなども踏まえ設定した。

## 議案第 27 号 令和 6 年度四日市市農業集落排水事業会計第 1 回補正予算

### について

別段の質疑及び意見はなかった

### 【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

## 都市・環境常任委員会委員長報告（令和6年11月定例月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました5議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第67号 工事請負契約の締結について、委員からは、円形デッキ南東側から地上への接続は階段だけかとの質疑があり、理事者からは、指摘された場所の接続は階段のみだが、近接する場所にエレベーターを設置する予定であるとの答弁がありました。また委員からは、エレベーターに自転車を乗り入れることはできるのかとの質疑があり、理事者からは、円形デッキは歩行者用であり、自転車は車道に施した矢羽根型の路面標示に沿って道路を横断するようお願いしたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、近鉄四日市駅西側の中央通りを渡る横断歩道の位置に変更はないのかとの質疑があり、理事者からは、基本的に変更はないとの答弁がありました。また委員からは、今回整備する直線デッキで道路を横断することは可能かとの質疑があり、理事者からは、歩行者デッキの各所に設置する階段やエレベーター、エスカレーターでデッキに上り道路を横断する計画であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、近鉄四日市駅との連絡通路の整備について、鉄道事業者の合意は得ているのかとの質疑があり、理事者からは、連絡通路の整備について合意は得ており、詳細な

条件等は協議中であるとの答弁がありました。これを受けて委員からは、協議の結果は議会へ報告があるのかとの質疑があり、理事者からは、協議状況については、改めて議会へ報告したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、連絡通路に休憩所や案内板の設置は検討していないのかとの質疑があり、理事者からは、連絡通路は人の往来が多く通路となることが予想されるため、案内情報の掲示等について検討していきたいとの答弁があり、これを受けて委員からは、公共交通機関の乗り継ぎを分かりやすくし、本市を訪れた人が利用しやすいものにしてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 68 号 工事請負契約の締結につきまして、委員からは、鵜の森公園周辺は昼食を提供する飲食店が少ないため、キッチンカー等を公園内に乗り入れられるよう整備してはどうかとの質疑があり、理事者からは、イベント等の際に車の乗り入れが可能なスペースを確保しているため、イベント時等で利用していただくことが可能であるとの答弁がありました。これを受けて委員からは、キッチンカーの乗り入れを認めることも、実験的に取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、議案第 70 号及び、議案第 71 号 工事請負契約の変更について、並びに、議案 77 号 市道路線の認定については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、令和6年度四日市市下水道事業運営委員会（第1回）、令和6年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査の経過） 】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第3号 P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域の P F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

本請願につきましては、令和6年8月定例会月議会において、審査期限の延期が決定されたものです。請願者からは審査期限の延期が決定した後に行われた水質調査の結果について説明の申出があり、これに対し当委員会では、請願者の説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願者からは、水質調査の結果、市内の半導体企業における活性炭での浄化処理により数値が下がっているものの不十分な恐れがあること、矢合川上流の産業廃棄物処分場跡地が P F A S 汚染の原因となっている可能性があること、調査対象とした井戸水からはほとんど P F O S ・ P F O A は検出されなかったこと、日永浄化センターの排水における P F O S ・ P F O A の数値が高いため、P F O S ・ P F O A が含まれた水の流入が予想されることの4点について資料に基づく説明がありました。

請願者に対する質疑において、委員からは、説明にあった矢合川上流の産業廃棄物処分場跡地について詳しく伺いたいとの質疑があり、請願者からは、安定型産業廃棄物最終処分場として運営されていたが、令和2年に、受託した産業廃棄物を処分場外の造成地に投棄したとして三重県より事業許可

及び施設許可の取消を受け、現在は事業を行っていないとの説明がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、請願者から説明のあった産業廃棄物処分場跡地における許可の取消処分について、三重県から報告を受けているのか、また不法投棄された産業廃棄物の撤去は進んでいるのかとの質疑があり、理事者からは、許可の取消処分とその理由は三重県が公表しており把握している。また、三重県の指導を受けた事業者が不法投棄した産業廃棄物の撤去を進めているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、許可取消処分を受けた以前にも当該処分場で不適正な処理がなかったか把握しているかとの質疑があり、理事者からは、許可取消処分を行うまでに、三重県が事業者へ聴き取り等を行っているが、詳細は把握していないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、不適正事案について、市としても情報収集し、三重県と共有することで適切に対応してもらうべきではないかとの質疑があり、理事者からは、産業廃棄物の処分に関して権限を有する三重県と情報共有するとともに、適切に対応してもらおうよう働きかけていきたいとの答弁がありました。また委員からは、桜地区から水質調査の要望書が市長に提出されたことについて対応を確認したいとの質疑があり、理事者からは、市として現場を確認しており、適切な調査地点であると判断したため、桜地区内の3地点で地下水の水質調査を行いたいと考えているとの答弁がありました。

また委員からは、当請願については、8月定例月議会で審査をした状況から大きな変化が見られず引き続き議論する必

要があるため審査期限の延期を申し出るべきと考えるとの意見がありました。

以上の経過により、請願第3号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、これにつき採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和6年11月定例月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第51号 令和6年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

#### 【環境部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### 《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》

#### 水質汚濁対策事業費

Q. PFOS・PFOAの調査について、地下水と河川水で調査方法に違いはあるのか。

A. 基本的に同じ方法で分析する。

Q. 河川や井戸の水質調査の結果に降雨の影響はあるか。

A. 河川については降雨の影響がない日にサンプリングをするが、井戸の水については河川ほどの影響は受けにくいいため、基本的には気象状況を考慮せずに調査することができると考えている。

Q. 今回の地下水の水質調査は地区の要望を受けて実施するとのことであるが、今後も他の地区から要望があれば調査するのか。

A. 他の地区から要望があった場合は、周辺の河川等の状況も踏まえて調査を検討していきたい。

Q. 市内の産業廃棄物不適正処理事案近隣の河川の水質調査は実施しないのか。

A. 市としては、PFOS・PFOAの数値の原因が断定できない中、市全域の河川を下流側から遡って上流側まで調査をしていきたいと考えている。

Q. 今回の追加調査は今後も継続していくのか。

A. 環境基準点については継続して調査し、追加調査については、PFOS・PFOAの高い数値が出た地点について継続してモニタリングすることを検討していく。

Q. 井戸水についても継続して調査するのか。

A. 高い数値が出た場合は同様にモニタリングを継続していく必要があると考えている。

Q. 水質調査の結果はどのように議会へ報告されるのか。

A. 適宜、委員会へ報告するとともに、市ホームページでも順次公表していきたい。

Q. 水質調査を行う予定の井戸は災害時の防災井戸の指定を受けているものか。

A. 防災井戸としては指定されていない井戸と聞いている。

Q. PFOS・PFOAの発生源として産業廃棄物埋立処分場の可能性があると思うが、河川等の水質調査にあたって、三重県への費用負担の要請等を検討しないのか。

A. 河川等の水質調査にあたっては、水質汚濁防止法上の政令市である本市が実施しているものであるが、三重県とは引き続き情報共有をしていきたい。

## 《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》

別段の質疑・意見はなかった。

### ○第3条 債務負担行為の補正

#### 開館10周年記念企画展造作業務委託費

Q. 開館10周年記念企画展における外国人への対応について確認したい。

A. 企画展内における外国人への特別な対応はしていないが、来館する外国人の中には、自動翻訳機能アプリを用いて観覧される場合もあるため、当企画展においても同様の方法で観覧していただくと想定している。

(意見) 企画展の開催期間は、例年、地球環境塾に参加する友好都市及び姉妹都市の高校生が来訪する時期と重なる。四日市公害と環境未来館へも訪れる機会もあるため、高校生の意見も聞きながら、外国人への対応をお願いしたい。

Q. 開館10周年記念企画展の展示にあたり、四日市公害について公害被害者である地元と、公害の発生原因である企業との関係性について、どのように取り扱うか確認したい。

A. 環境が改善され、地域住民と企業とが協力しながら行っている様々な取り組みを展示することで、関係性が改善された現在の姿を周知したいと考えている。

Q. 地区には公害に対して様々な感情がある。市は地区を訪問し対話する等、住民との距離を縮める努力をすべきと考えるがどうか。

A. 今回の企画展にあたって、地元と相談に行っており、引き続き、地元としっかり連携をさせていただきたいと考えている。

Q. 四日市公害改善に向け四日市市議会の果たした役割についての展示はあるのか。

A. 常設展示において四日市市議会の取組について展示しており、本企画展においても展示していきたい。

#### 南部埋立処分場管理業務委託費

Q. 過去に埋めたごみを掘り起こして、クリーンセンターで溶融処理をすることは検討していないのか。

A. 埋立処分場の内容物から、掘り起こした際の臭いなどの課題もあり過去に埋めたごみの掘り起こしは想定していない。

Q. コンクリートくずなどといった再利用可能なごみの処理方法は、埋立処分場から再資源化へ方向転換していく必要があると考えるがどうか。

A. 解体工事を進めている北部清掃工場跡地に、コンクリートくずなどを仮置きするストックヤードを建設する計画を進めており、事業者で再資源化できないか検討する。

Q. 公共事業で発生した刈草類は、他市町の処理場に運搬しているが、本市で発生したごみは本市が処理できるようにすべきではないか。

A. クリーンセンターでのごみの処分量が当初の想定よりも多いことと、堆肥化によるリサイクルを進めるため、公共事業に限り他市町で処理を行っており、公共事業以外

は当センターで受け入れている。ごみの処分量が減少すれば、クリーンセンターでの受け入れも検討できると考えている。

(意見) クリーンセンターができるまでは、刈草類は官民間問わず市が焼却処理していた。現在は、他市町の処理場に搬送するため民間事業者へ負担を強めている。本市で出た刈草類は、以前のとおり本市で処理することを強く要望する。

Q. 市内で発生したごみを市外へ運搬し処理することは持続可能な取組とはいえない。民間事業者が市内にリサイクル施設を設置できるよう、設置の規制を緩和する政策が必要ではないか。

A. 民間事業者によるリサイクル施設の設置については、周辺への影響などの課題から難しいものと考えている。

(意見) 民間事業者が施設の設置に手を上げやすくなるよう政策的に誘導できないか検討していく必要があると考える。

## 【都市整備部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》

《歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》

別段の質疑・意見はなかった。

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

駐車場維持管理費

Q. 市営中央駐車場の耐用年数はあと何年か。また、今回のような改修工事は今後も定期的に行うのか。

A. 残りの耐用年数は34年となっている。また、車路や駐車スペースの改修は、定期的な改修ではなく、損傷状況を見たらうえで行うものである。

Q. 改修にかかる費用と効果について、長期的な視点も必要ではないか。

A. 今後は長期的な視点に立ち、改修を行えるよう検討する。

《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》

別段の質疑・意見はなかった。

### ○第2条 繰越明許費

《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》

総合交通戦略推進事業費

Q. 計画している自由通路の整備について、鉄道事業者との費用負担の考え方を確認したい。

A. 原則は、自由通路の整備を提案した市の負担となり、駅舎の機能が向上する部分の費用は鉄道事業者が負担することになるが、詳細な協議はまだ整っていない。

- Q. 自由通路のJR四日市駅から南納屋公園までの途中に、人や自転車の昇降ができる所を設置する考えはあるのか。
- A. 現時点で、JR四日市駅から南納屋公園までの途中にも昇降ができる所が必要ではないかと考えているが、具体的な場所はまだ確定していない。
- Q. JR四日市駅前に大学設置をすることで、自由通路の設計等は変わるのか。
- A. 大学設置の影響がないとは言えないが、自由通路の整備は議会からの要請もあり、大学設置を検討する前から進めており、中央通りと四日市港を自由通路でつなぎたいと考えている。
- Q. 令和7年度で概略設計は完了するのか。
- A. 本来なら、令和6年度に概略設計が完了する予定だったが、鉄道事業者との協議に時間を要している。現時点では、令和7年度末には概略設計を完了する予定である。
- Q. 利用者の少ないJR四日市駅と四日市港を自由通路で結ぶだけでは、費用対効果が低い。自由通路はJR四日市駅を乗り越えて、中央通りまでアクセスする形にすべきではないか。
- A. JR四日市駅前では大学の基本計画を策定する中で、自由通路との連絡を含め、策定委員会等で学識の方の意見も聴きながら検討している。今後、JR四日市駅前の整備の詳細が決まってくれば議会にもお示しする。

### ○第3条 債務負担行為の補正

#### 中央緑地について

(意見) 四日市市総合体育館が大規模なイベント等で一般の利用者が入場できない場合、中央緑地内のトイレの数は十分に確保されているか確認して欲しい。

議案第56号 令和6年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

議案第58号 令和6年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

議案第59号 令和6年度四日市市農業集落排水事業会計第2回補正予算

別段の質疑・意見はなかった。

#### 【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

## 都市・環境常任委員会委員長報告（令和7年2月定例会月議会）

都市・環境常任委員会に付託されました10議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第116号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、委員からは、国の法改正の狙い、特に建築物省エネ法改正との関連性を確認したいとの質疑があり、理事者からは、令和7年度からの省エネ基準への適合義務化に伴い、これまで建築確認の審査の一部を省略できていた2階建て、かつ500㎡以下の木造建築物について、審査の省略できる対象を平屋建て、かつ200㎡以下に縮小するものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、条例改正に伴う建築確認審査手数料の増額についての市民への周知はどうなっているかとの質疑があり、理事者からは、市のホームページにおいて料金表を公開し、周知を図っているとの答弁がありました。

また、委員からは、建築確認審査手数料の設定は市と民間の確認検査機関で異なるのかとの質疑があり、理事者からは、今回の条例改正による設定は、市に建築確認申請を提出した場合の金額であるとの答弁がありました。

次に、議案第117号 四日市市都市公園条例の一部改正について、委員からは、公園は公園として活用することが望ましいが、中心部の公園に公園の管理施設を設置させていただいてお

り、改めて集会所の設置について相談したところ、建蔽率の問題もあり、これ以上は設置できないとの回答であった。現在、本市の公園内に設置が可能な建物について確認したいとの質疑があり、理事者からは、都市公園内には集会所の他、P a r k - P F I 制度に基づき設置される施設、交番、体育館などが可能であるとの答弁がありました。

次に、議案第 118 号 四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第 119 号 四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正については、委員からは、機械技師と電気技師は、実際の現場ではどのような業務を担当しているのかとの質疑があり、理事者からは、上下水道局施設課では特に電気職と機械職が多数在籍しているが、機械職は機械設備を、電気職は計装や受変電設備の工事発注、維持管理を主に担当するようにしているとの答弁がありました。これを受けて委員からは、機械職や電気職は技術者として非常に数が少ないため、職員採用や人材育成の教育に取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、議案第 122 号 工事請負契約の締結につきましては、委員から、市は市内の事業者を優先して下請け等での活用を促すとしているが、工事に参画する市内事業者をどのように確認しているのかとの質疑があり、理事者からは、請負事業者から

下請け事業者が決定し次第、提出される届出により市内の事業者であるか確認しているとの答弁がありました。

委員からは、市内事業者の工事参画に向けた努力が報われるよう取り組んで頂きたいとの意見がありました。

また別の委員からは、市内事業者に仕事が回ることは、地域への経済効果や市内事業者の技術力の育成につながるものと考ええる。地域の仕事は、地域の事業者が請け負えるよう制度に見直せないかとの質疑があり、理事者からは、市の工事契約全体にかかることであることから、制度の見直しまでは都市整備部のみでの対応は難しいが、市内事業者の優先的な活用について仕様書に記載した趣旨も踏まえ、市内事業者を下請けとして、できる限り優先して選定するよう請負事業者へ改めて求めていきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、市内事業者の技術力の育成は、災害時の復興を考える上でも重要である。他市の事例も参考に、市内事業者の育成に取り組んでほしいとの意見がありました。

また、別の委員からは、シニアカーやハンドル型電動車椅子に乗車したまま、直線デッキに設置するエレベーターに乗降可能かとの質疑があり、理事者からは、シニアカーなどには様々なサイズがあるが、エレベーターは幅 1.6m、奥行き 1.5mとなっており、この大きさに収まるサイズのものに乗降可能であるとの答弁がありました。

また他の委員からは、ユニバーサルデザインを進めるにあたって、関係部局と調整は行ったのかとの質疑があり、理事者からは、中央通りの設計にあたっては関係部局や障害者団体などからの意見も反映しているとの答弁がありました。

これを受けて他の委員からは、具体的なユニバーサルデザインの取組を確認する質疑があり、理事者からは、国の道路移動等円滑化基準やユニバーサルデザインに関する県条例に基づき設計を行っており、エレベーターに関しては音声案内や、外からエレベーターの中が確認できるよう窓付きの扉の設置、後方確認のための鏡の設置等、ユニバーサルデザインを考慮して設計しているとの答弁がありました。

また他の委員からは、現在のエレベーターの大きさでは利用できない電動車椅子もあるが、設計段階で確認しておくべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、直線デッキや円形デッキのエレベーターは基準を満たしているが、今後の工事発注においてはユニバーサルデザインとなる動線を考慮しながら、対応可能な部分について、改めて検討していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、地元住民や障害者の利用の問題は、予め対応をするのが重要であり、その点を留意して進めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 123 号 工事請負契約の締結について、委員からは、一般的に道路照明灯のリース契約を行う方が安いと考え

るが、なぜ市で工事を行うのかとの質疑があり、理事者からは、今回の整備は照明柱とLED照明を一括で工事発注しており、照明柱を含むリースは、事例を把握していない。令和2年から市内の道路照明灯についてはLED化にかかるリース契約を含む包括的な維持管理契約を行っており、工事完成後、この契約に組み込み、維持管理を引き継いでいく方針であるとの答弁がありました。

また他の委員からは、道路照明の照度についての質疑があり、理事者からは、道路照明灯の設置基準に基づき、地表では10ルクス、歩道中心の高さ1.5mでは2ルクスを確保する明るさとなっているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、照度は、警察庁の安心・安全まちづくり推進要綱の照度基準に沿ったものかとの質疑があり、理事者からは、道路照明設置基準は、警察庁の基準以上の照度であるとの答弁がありました。

議案第124号ないし議案第126号 工事請負契約の締結について、並びに、議案第136号 市道路線の認定については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました10議案につきましては、いずれも別段異議なく可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてありますが、道路陥没の調査について、令和6年度同和行政

推進審議会及び令和6年度人権施策推進懇話会について、まちづくり構想について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

【 請願（審査の経過） 】

都市・環境常任委員会に付託されました請願第3号 P F A S 曝露によるリスクを軽減して市民の健康を守るために市全域の P F A S 汚染の実態把握を早急に行うよう求めることについて、当委員会の審査の経過をご報告申し上げます。

本請願につきましては、令和6年11月定例会議会において、審査期限の延期が決定されたものです。当委員会では、さきの定例会議会での委員会審査において請願者に対し十分な質疑が行われていることから、請願者の出席は求めず、理事者の出席の下、審査を行いました。

理事者に対する質疑において、委員からは、11月定例会議会で認めた補正予算による6地点での追加の水質調査の結果について、委員会に報告が可能になるのはいつ頃かとの質疑があり、理事者からは、水質調査の結果を測定業者から報告を受けた後、環境部で今後の方針を立てることから、3月下旬以降になるとの回答がありました。

これを受けて、委員からは、測定業者から P F O S ・ P F O A の測定結果の報告があるのはいつ頃かとの質疑があり、理事者からは、測定業者からの報告は3月中旬頃となる。また、上下水道局が定期的に行う検査の結果も3月中旬となる。それぞれの測定結果は、速報値としてホームページで公表していくとの答弁がありました。

また他の委員からは、請願者からは三重県に対して要望書の提出がなされているが、内容について把握しているかとの

質疑があり、理事者からは、要望書の内容等は三重県と情報共有しているとの答弁がありました。これを受けて委員からは、要望書では三重県に対し、3月10日までに回答を求めているが、県の回答に本市は関わらないのかとの質疑があり、理事者からは、三重県からどのように回答するか共有されると考えているとの答弁がありました。

また他の委員からは、当請願については、11月定例会議会で追加の水質調査に係る補正予算を認めた状況から大きな変化が見られず、委員会が判断する材料が何も変わっていないことから、審査期限の延期を申し出るべきと考えるとの意見がありました。

以上の経過により、請願第3号につきましては、委員から審査期限の延期を申し出るべきとの意見があったことから、これにつき採決を行ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申し出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、都市・環境常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会都市・環境分科会長報告(令和7年2月定例会月議会)

都市・環境分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第88号 令和7年度四日市市一般会計予算

#### 【上下水道局・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算

##### ≪歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費≫

##### 合併浄化槽整備促進事業

- Q. 令和6年度における事業実績を確認したい。
- A. 令和6年12月末時点では新築が86基、転換が13基となっている。
- Q. 令和6年度の合併浄化槽の新築及び転換数が伸びない中、令和7年度は目標とする基数を達成できるのか。
- A. 職員による啓発を行いながら達成できるよう努めたい。

##### 合併浄化槽水質浄化促進事業

- Q. 補助基数や受検率といった各種数値の算出方法を確認したい。
- A. 各種目標数値は統計データから算出しており、それぞれ上昇傾向にある。
- Q. 令和6年度の補助基数の目標は達成可能か。
- A. 目標を達成できるよう努めている。
- Q. 適正率は上昇傾向にあるのか。また、何割が不適正となるのか。
- A. 適正率は年1.5%ずつ上昇している。また、過去の統計から、受検数の約91%が適正と判断され、残り約9%が不適正と判断されている。
- Q. 不適正となった場合どのような対応をとるのか。
- A. 検査結果書の総合判定で不適正とされた中でも特に水質検査結果の項目が不可と判定された浄化槽管理者に対して、上下水道局から指導通知を送付している。

#### 【都市整備部・経過】

##### ○第1条 歳入歳出予算

##### ≪歳出第8款 土木費 第1項 土木管理費≫

##### 狭あい道路対策費

- Q. 市民がセットバックした土地に対する舗装等の整備が追い付いていない。市民が舗装等を業者に依頼し、その費用を市が補助するといった方法は考えられないのか。
- A. 年間200件程度のセットバックする土地の寄付をいただいております。舗装等の整備が

追い付いていないのが現状である。令和6年度から職員が工事に注力できるような取組を進めており、来年度以降は年間200件以上整備ができるよう取り組む。また、未整備案件の抑制策として、令和3年度からセットバックした部分を市民が舗装等をした場合の費用を市が補助する制度を設けているため、制度の周知にも取り組んでいく。

Q. 市民が業者に整備を依頼した場合の補助金額が十分ではないとの声もある。補助の上限額を増額するよう制度を見直すべきではないか。

A. 補助金は、市が工事を行う際の単価を基に金額を算出しており、上限は250万円としている。一般的な工事は現在の上限額で概ね賄えると見込んでおり、大きな工事については市が施工管理を行いながら実施するのがよいと考えている。補助制度の活用も増えてきているため、まずは、今までの実績や市が発注する工事の状況などを検証したい。

(意見) 例えば、二世帯住宅でも補助金の上限額は変わらないのではないかと。さまざまな状況があることを踏まえ、補助制度について検討してほしい。

Q. 工事費用やセットバックの面積などから、市民生活の影響が大きいものを優先的に工事できないか。

A. 道路後退の幅が広いなど、整備効果も踏まえて工事を進めていきたいと考えている。

(意見) 優先順位をつけて工事をするからには、市民に工事を優先する理由を説明ができるように考え方を整理してほしい。

Q. 市民がセットバックした道路を市が責任を持って舗装するよう、より十分な予算が必要ではないか。

A. 令和6年度の工事費は令和5年度以前と比べ、約3倍の予算額で未整備案件の解消に向けて取り組み始めたところであり、令和7年度も引き続き事業に当たりたい。

(意見) 大型の自動車も多く、4メートルの道路幅でも自動車の対向が難しい場合がある。交差点の隅切りを行うことも含め、取組を見直してほしい。

### **ブロック塀等安全対策事業**

Q. ブロック塀の安全対策が必要な箇所は、どの程度残っているのか。

A. 把握している通学路沿いについては、対策が必要な7.2kmのうち3.8km改善できた。

Q. 費用の問題でコンクリートブロック塀を撤去できない場合もある。事故が発生する前に、市が対策を講じるべきではないか。

A. 通学路に関しては毎年現場を確認し、改善に応じてもらえないブロック塀の所有者へはダイレクトメールで啓発を行っている。また、補助額が少ないとの声もあるが、他市では、補助額にかかわらず、地震でブロック塀が倒壊し死傷者が発生すると、直後は補助の件数が増加するが、意識が薄れるに連れて減少する傾向があり、市民への意識啓発が重要だと考えている。

(意見) 通学路以外にも災害時に倒壊する恐れのあるブロック塀があるので、市は改善に向けて積極的に取り組んでほしい。

## 住宅等耐震化促進事業

- Q. 令和7年2月末見込みで段階改修の設計の実績が1件あるが、進捗を確認したい。
- A. 令和6年度に補強計画の設計が完了したため、令和7年度に工事を行う予定である。
- Q. 令和7年度に次の段階に進まない可能性もあるということか。
- A. 現時点ではあくまで予定として設計を行っている。
- Q. 耐震化を進めるための啓発を行っているのか。
- A. 令和6年度中に、耐震診断後2年が経過しても耐震化を進めていない所有者へアンケートを実施しており、集計結果を分析し、事情を把握したうえで、どのような対応を取るか検討していきたい。
- Q. 本事業は3か年限定の事業としているが、期間後も予算を拡充していくのか。
- A. 段階改修については今後の状況も踏まえて検討していきたい。  
(意見) 事業の考え方には理解を示すが、段階改修でも自己負担が生じることが課題と考えるため、今後の制度を見直す際には検討してほしい。
- Q. 木造住宅の耐震診断について、1月20日で令和6年度分の受付を終了しているのはなぜか。
- A. 申し込みから判定書の受け渡しまでを年度内に完結させるため、1月20日付けで受付を終了している。
- Q. 無料耐震診断を実施した後の詳細な結果は、施主へ提供されるのか。
- A. そのとおりである。
- Q. 耐震診断を受けた結果があれば、どのような事業者でも設計することはできるのか。
- A. 補強した後の耐震性の有無についても判定を受ける必要があるため、専門資格を所有する設計事務所での設計をお願いしている。  
(意見) 市民が安価に耐震改修を受けられるようお願いしたい。

## 沿道建築物耐震化促進事業費

- Q. 令和6年度は減額補正しているが、令和7年度の見通しはどうか。
- A. 予算要求する際には、所有者の意向を確認しているが、相手方の都合により減額補正を行う場合がある。
- Q. 対象となる建築物はどの程度残っているのか。
- A. 耐震性がないと判断している建築物は、第1次緊急輸送道路沿いに12棟、第2次緊急輸送道路沿いに1棟、耐震診断を行っていない建築物は、第1次緊急輸送道路沿いに1棟、第2次緊急輸送道路沿いに2棟残っている。
- Q. 耐震診断を行っていない建築物の所有者へは耐震診断を受けるよう啓発をしているのか。
- A. これまでも啓発をしているが耐震診断を受けていただいていない状況である。
- Q. 対象となった建築物で、どの程度耐震化が完了したのか。
- A. 沿道建築物における改善率については、対象となる40棟のうち耐震性ありとなったものが12棟で、耐震性がなく除却された12棟を合わせると24棟であるため、改善率

は60%である。

## 《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》

### 社会資本整備総合交付金事業費（道路）

Q. 小杉新町2号線は令和7年度中には供用を開始できるのか。

A. 地権者との用地交渉を進めている状況であり、全区間の供用には至らないが、山之一色町入口交差点の横断歩道橋の供用開始を新学期前の令和7年3月末から4月初めに予定している。山之一色町入口交差点から部田川沿いの道路に繋がる本線の一部は5月中に暫定供用を予定している。

Q. 東坂部町側の用地交渉の状況を確認したい。

A. 令和7年2月末に建物補償調査の結果が出たことから令和7年度中の契約締結に向け、その調査結果をもって地権者との交渉を進めていく。

（意見）用地交渉は相手があることなので誠実に対応してほしい。

### 産業支援・生活拠点道路整備事業費

Q. 赤堀小生線の前線の今後の見通しを確認したい。

A. 赤堀小生線の前線については、優先的に整備を進める道路と認識しているが、事業化については決まり次第報告する。

Q. 赤堀小生線の交差点改良の進捗はどうか。

A. 赤堀山城線との交差点付近で一定区間の用地取得が完了したことから、約90mの区間で道路を一部拡幅する暫定整備が2月末に完了している。用地交渉の状況については、25件の内12件が完了し、現在7件の方と交渉を進め、令和7年度当初にかけて4件の方とは契約に至る見込みである。

### 路面下空洞点検調査

Q. 八潮市の道路陥没事故を受けて、予算を増額し調査範囲を広げる意向はないのか。

A. 現時点で予算の増額は考えていないが、経済的で効率よく実施できる調査方法等が今後開発されれば、取り入れていくことは考えている。

（意見）調査を加速した方が良いと考える。早期に調査ができるよう予算の拡充も考えていただきたい。

### 境界査定業務

Q. 民地における境界立会の記録はどのように報告されるのか。

A. 民地のほとんどが道路等に接しており、市に立会い申請書が提出されると職員が立会いを行い、その記録の作成と保管を行っている。

Q. 土地の測量については、対象地のみならずその周辺も測量すると聞いている。対象地近辺を新たに測量する際の参考とする場合などを考えると、紙ではなくデータで受領した方が利便性は高いのではないか。

- A. 測量図面には境界位置等の情報が座標で記載されており、受領したものをスキャンして画像データ化している。立会済み箇所の近隣で立会いをする場合、土地家屋調査士から立会済みの箇所に関する情報開示請求があれば、開示し利用いただいている。
- Q. 画像データではなく、座標等のデジタルデータで受領すれば、ほかのデータとつなぎ合わせることで、地域一帯の状況を確認できると考えるがどうか。
- A. どの土地が立会い済みかということは把握できているため、それを突き合せれば地域一帯の状況は確認できるものと考えている。
- Q. 災害等において土地の境界が不明瞭になった場合でも、その位置等は把握できるのか。
- A. 現在、保管している画像データでも座標が表記されており、これに基づき境界を復旧できる。ただし、全ての土地が立会済みではなく、座標の位置を把握していない土地については、周辺の立会済みの土地の情報や公図等から復旧していくことになる。
- Q. 他課と立会済み箇所の情報を共有する際は、画像データよりもデジタルデータの方が活用しやすいと考えるがどうか。
- A. 他課から立会済み箇所について確認があった場合、画像データを活用することで共有を図っている。
- Q. 今後デジタルデータで受領、管理する考えはあるか。
- A. ある地域全てで境界立会が完了すれば、デジタルデータで一体的に管理することも考えられるが、市内において境界立会が完了していない土地もある中では、現在の方法で進めていきたい。現時点では災害時に津波等の被害が想定される沿岸部を優先して地籍調査を行っていくことが重要と考える。
- (意見) 地籍調査に見合うような市内全域でデジタルデータ管理していくことも必要だと考えるので、今後の展開を検討してほしい。

### **空調服**

- Q. 空調服導入に関する来年度の取組を確認したい。
- A. 昨年、試行的に導入し効果が確認できたことから、来年度は、夏場に屋外で業務に従事する職員を対象に空調服を導入する。

### **道路・河川・公園占用等電子台帳システム構築業務**

- Q. 道路・河川・公園占用等電子台帳システムのデータは公開されるのか。
- A. 道路・河川・公園占用等電子台帳システムは、個人情報が多く含まれるためデータの公開予定はない。
- Q. データ取り込み・GISの登録に、既存資料の電子化とあるが、現在公開されている資料を電子化するのか。
- A. これまで紙で申請されてきた道路・河川・公園の占用等に関する占用物件は、8900件程度あり、これらの情報を電子化するものである。
- Q. システム構築は外部に委託する予定か。

- A. 四日市市電子申請システムは既存のシステムであり、新たに構築する電子台帳システムは、外部委託する予定である。
- Q. 電子申請開始後も紙で申請できるのか。
- A. 電子申請を利用できない申請者も想定されるため、紙での申請も受け付けるよう考えている。
- Q. 電子申請による申請率がどの程度になると、職員の負担が軽減されると考えるか。
- A. 申請の50%以上を占める電気、ガス、水道等の占有者が電子申請を利用すると、効果が出ると考えている。

### **道路損傷通報システム**

- Q. 道路損傷通報システムが令和7年1月から運用開始されたが、2月末までの通報件数を確認したい。
- A. 運用開始日の1月7日から1月末までで40件、2月は76件、3月は3日までに3件の通報があった。
- Q. 通報者が同一人物かどうか等は把握しているのか。
- A. 通報者の氏名等は確認できないため、同一人物かどうかは把握していないが、様々な場所の道路損傷が通報されているため、同一人物が何回も通報しているというケースは少ないと判断している。
- Q. 通報された損傷箇所は、これまでに何件修繕されたのか。
- A. 現時点で修繕箇所は集計していないが、損傷箇所が現地で確認できないものを除き、確認できたものは迅速に対応している。

## **《歳出第8款 土木費 第3項 交通安全対策費》**

### **運転免許自主返納支援事業**

- Q. 今年度予算と比較して、来年度予算が50万円減額となった理由を確認したい。
- A. 免許返納の対象者数は1200人と変えていないが、別途計上した啓発用のチラシに係る予算を減額している。
- (意見) 交通の便を考えると免許書を返納しづらいという声を聞く。自主返納しやすい環境づくりについて引き続き検討してもらいたい。

## **《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》**

### **準用河川改修事業費**

- Q. 洗掘防止のための、根固めブロックの設置が必要な箇所を把握しているか。また、そうした箇所への対策にどのように取り組んでいるのか。
- A. 令和2年度から令和3年度にかけて、主要な河川の調査を実施した。この調査結果を基に推進計画にも位置づけながら、河川等計画保全事業として取り組んでいる。
- Q. 鹿化川の上流についても、維持管理が必要と考えるが、市はどのように取り組んでいるのか。

- A. 鹿化川では、市の管理区間から上流に向かって、河床整理や護岸の修繕などに取り組んでおり、継続して維持管理を行っていききたい。
- Q. 河床の浚渫を望む声と、生物の多様性から浚渫を望まない声があるが、市の考え方を確認したい。
- A. 河川に土が溜り、通水機能が阻害されている場合は、安全のために浚渫が必要なことを十分説明した上で、浚渫を実施していききたい。
- Q. 米洗川の整備は概ね完了したと考えているが、整備状況を確認したい。
- A. 米洗川については、下流域から整備を進めており、沢の川と合流する地点までの整備が完了している。沢の川と合流する地点より上流については、適宜維持管理に努めている。
- Q. 朝明新川は、企業庁の工業用水管の移設に必要な用地買収や、工事について、現在の状況を確認したい。
- A. 地権者と前向きに交渉が進んでいたが、用地買収する土地の代替地の変更を希望されたため、現在、別の代替地を提示して検討いただいている状況である。

#### **ため池災害対策事業費**

- Q. ため池の調査を実施しているが、令和7年度から事業を進めていくのか。
- A. 令和6年度に調査が完了する。浸水エリアが大きいため池から、工事に向けた調査設計を行い、事業を継続していききたい。

#### **《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》**

##### **都市計画マスタープラン策定事業費**

- Q. まちづくり構想及び都市計画マスタープラン地域・地区別構想が未策定の地区があるが、これらの地区に、道路整備の予算が他の地区より少ないなどといったことがあるのか。
- A. 例えば駅前の整備など、内容によっては、推進計画の中に位置づけて整備をしているほか、他の地区と同様に、生活に身近な道路整備事業として対応している部分もあり、都市計画マスタープラン地域・地区別構想を策定したことで、道路の整備の予算を一律で上乘せするなどはない。
- Q. 中部地区は、中央、浜田など5つの地区に分かれているが、それぞれで地勢が異なり、住民間の交流が少ない場合もある。こうした地区に対し、市はまちづくり構想の策定について、どのように考えているか。
- A. まちづくり構想の策定の意向確認を行うため地区を訪問してから、時間が経過しているため、まちづくり構想は地区全体でなく、小学校の校区単位でも策定が可能となっていることも含めて、あらためて説明に出向きたい。
- Q. 都市部と郊外部で地区の状況が異なる上、まちづくり構想を策定する目的などが、地域に十分に理解されていないと考えるが、市の考えはどうか。
- A. まちづくり構想の策定をきっかけに、地区の魅力の再発見や住民間の交流、里山保

全に繋がった事例もある。地区ごとに状況は異なるが、住民がまちづくり構想を策定すれば、構想に基づく都市計画マスタープラン地域・地区別構想の実現に向けて、地域や庁内で議論をしながら、予算措置などに取り組んでいく。

(意見) まちづくり構想はハード面だけでなく、福祉や教育などのソフト面もあるため、都市整備部だけでなく、関係部局とも協力してまちづくり構想の実現に向けて取り組んでほしい。

Q. まちづくり構想の策定に向けて、地区市民センターも含めた、市の体制づくりも重要ではないか。

A. 市の体制の現状について確認したうえで、関係部局と連携しながら、改めてまちづくり構想について地区への説明を行いたい。

Q. 四郷地区では、3つの地域ごとにまちづくり構想の策定を検討しているが、地域ごとの整合性をどのように取るのか。

A. それぞれの地域に情報を共有するなどして、地域間の調整をしていくことになる。

Q. 地区内の一部の地域でまちづくり構想を策定しないことにした場合、地区全体の地域・地区別構想はどのような形になるのか。

A. まちづくり構想を策定した地域で地域・地区別構想を策定する形となる。

Q. 市のまちづくりの方針が、住民の思いに沿ったものになっていないのではないか。

A. 旧笹川西小学校の再編については地域の意向に基づいて関係部局と連携して取り組んでいたが、地域の方から別の意見があったことから、連合自治会長から、地区全体のまちづくりについて議論したいとの要請を受けたため、市としては、中立的なコンサルタントを派遣するなど支援を行いながら、地域主体でまちづくりの検討を進めている。

Q. 地区からは、まちづくり構想を策定するメリットがわかりづらいとの声がある。これまでに策定された、まちづくり構想や地域・地区別構想で実現した、まちづくりの事例はどのようなものがあるか。

A. まちづくり構想に地域の里山保全を盛り込んだことで、市として保全活動の一部に対し補助を実施している事例などがある。なお、各地区の地域・地区別構想の進捗状況については、さまざまな事業があるので、部内関係各課で進めている部分を含めて、年に一度、集約して整理を行っている。

Q. まちづくり構想の策定から10年以上経過している地区もあるが、まちづくり構想の目標年次は何年程度を想定しているのか。

A. 都市計画マスタープランは、概ね20年後の将来をイメージして作成しており、地域・地区別構想は概ね10年の期間を想定している。まちづくり構想の目標年次については特に定めていないが、地域・地区別構想の進捗を地域と共有をしながら、策定から一定期間経過したまちづくり構想については、見直しについても地域と協議をしていきたい。

Q. 都市計画マスタープラン全体構想についての説明を、地域の役員の入れ替えなどがある3月に実施するのはなぜか。

A. 総合計画の中間見直しを受け、令和7年度末に都市計画マスタープラン全体構想の見直しを予定している。見直しに向けた作業の一環として、四日市市自治会連合会とも調整の上、ブロック別の地域課題のヒアリングを3月に実施することとした。

#### 公共交通ネットワーク維持・再編事業費

Q. アプリでの予約が58%であったことについて、どのように評価しているか。

A. 実証実験の前に、説明会やチラシ等でアプリの利用方法の周知に努めてきた。58%という数字が高いかどうかは、今後他市町の事例を参考に検証していきたい。

(意見) 今後スマホを利用できる高齢者も増加することが見込まれるため、関係部局とも連携しながら、全ての方がデジタルに対応できるよう啓発する視点を持ちつつ、アプリの広報に努めてほしい。

Q. 2か年かけて実施する実証実験の結果を検証し、最終的に考え方を整理できるのはいつ頃か。

A. 検証には数か月は必要と考えている。実証実験の結果、定常運行を行うと想定した場合、最短でも、令和8年度の後半からになると考えている。

Q. 往復でA I デマンド交通を利用した場合の延べ利用者数の数え方を確認したい。

A. 往路、復路とA I デマンド交通を利用すれば2人とカウントしている。

Q. 予約をしたが、利用できなかったケースはあるか。

A. 利用者が乗車を希望した時間に対して、なるべく近い予約可能な時間帯を紹介しており、予約が不成立になることは基本的にないと考えている。

Q. 利用にあたっては、当日ではなく、前日または数日前までに予約が必要なのか。

A. 利用する時間帯があらかじめわかっている場合は、なるべく早く予約をするよう説明会でもお願いしているが、令和6年度の実証実験では、利用者はある程度希望する時間に予約できたのではないかと考えている。

Q. 実証実験での乗合率は1月末時点で8%とのことだが、市としては当初、どの程度を想定していたのか。

A. 具体的な目標設定はしていないが、先進自治体とも比較すると概ね平均的な数字だと考えている。

Q. 令和7年度の実験では、今回の実験で利用者の多かった時間帯の車両台数を増やし、利用の少ない時間帯は車両台数を減らすなどすれば、より利用しやすくなると思うがどうか。

A. 今年度の検証の結果を踏まえ、車両台数や車種などを柔軟に対応するなど工夫しながらより良い環境で実証実験を進めたいと考えている。

Q. 鈴鹿市北部の医療機関等への移動も想定しているが、利用者のニーズは多いのか。

A. 令和6年度は市内に限って実験を行ったが、地域からは、隣接する鈴鹿市の医療機関や商業施設の利用を希望する声もあるため、地域とも協議をしながら、令和7年度の実証実験の内容を詰めていきたいと考えている。

Q. 新たに整備を計画しているコミュニティターミナルの候補地は決まっているのか。

A. 神前地区の商業施設の近辺での整備を検討している。

Q. 今後さらに整備を進める計画はあるのか。

A. まだ具体的な検討はしていないが、市内の北部や郊外部などにも整備したいと考えている。

### **バス待ち環境整備事業補助金**

(意見) 岐阜市では「バスまちば」として、コンビニ、ドラッグストア、銀行など 18 か所をバス乗合スペースとして活用している。1 か所平均約 20 万円で整備でき、乗車客の暑さ、寒さ対策にもなるので検討してもらいたい。

### **総合交通戦略推進事業費**

Q. バスタの整備と併せ、既存のバス路線などの交通網の再整理が必要と考えている。本市の総合交通戦略を検討する協議会に新たな知見を持つ学識経験者を加えてはどうか。

A. 学識経験者の増員については、委員の任期や依頼する学識経験者含め、人選の際に参考とさせていただく。

Q. 路線バスを維持していくには、バスタの整備だけでなく、ソフト面の取組も重要であり、そうしたソフト面を検討する場として都市総合戦略協議会が該当すると考える。そのため、本市の学識経験者を早急に加えていく必要があると考えるがどうか。

A. バス路線の再編はこれまでも取り組んでいるが、バスタが完成すると更なる再編に向けての大きなきっかけになるものと認識している。バスタの運用が始まるまでにいただいた意見も参考に検討を進めていきたいと考える。

### **多様な機能を有する道の駅検討事業**

Q. 場所の選定にかかる具体的な方針を確認したい。

A. 総合計画中間見直しの中でも、交通量の多い幹線道路沿いを候補地の一つとしている。今年度に北勢バイパスが国道 477 号バイパスまで接続されるため、こうした広域交通の利便性が高まる地域が一つの候補となる。来年度以降、導入する機能や候補地について十分検討していく。

Q. 高齢化により、自分で買い物に行けない人が増えている中、道の駅の設置場所については十分検討する必要がある。地域住民ではなく観光客ばかりを対象とすると失敗することが多いため、道の駅が自立して利益を出す体制を構築するには、そうした視点を持って客観的に検討すべきである。

また、農産物だけではなく、その加工品や土産物も販売するため、様々なイベントと結びつけることが必要であり、数十年先を見据え、利用者が何を求めているのか実態把握を事前に行い、特に若い人たちの声を聞くことが重要と考えるがどうか。

A. 長期の視点を持ち、若者を含めた市民のニーズ等も把握しながら、観光、農業等の担当部署や関係者とも連携し検討していきたい。

(意見) バスタとの連携についても道の駅の計画段階から検討してもらいたい。

## 《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》

### 市営住宅長寿命化事業

- Q. 外壁等の躯体だけでなく、水道、電気配管等の改修も同時に行うべきではないか。
- A. 水道の配管等の小規模な修繕については日常の維持管理の中で対応している。また、毎年設備点検の中で経年劣化等により改修が必要な部分については、別途予算要求により改修を行っている。

## ○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

## 【環境部・経過】

## ○第1条 歳入歳出予算

### 《歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費》

別段の質疑、意見はなかった。

### 《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》

#### スマートシティ構築促進補助金

- Q. 令和6年度と比較して、約1000万円予算を増額しているが、事業の効果検証はどのように実施しているのか。
- A. 決算の資料で、補助金を活用して削減した二酸化炭素の排出量を報告しているほか、環境計画に記載する地球温暖化対策に関する温室効果ガスの排出状況については、市ホームページで公開している。

#### 環境計画推進事業

- Q. 令和7年度は環境計画の中間見直しを実施する年だが、どのような点が見直しのポイントとなると考えているか。
- A. どのように計画を改定するか、市民や事業者、環境活動団体へのアンケート結果も踏まえ、環境保全審議会に諮りながら決定していきたい。

#### 市施設への太陽光発電設備等の導入

- Q. 令和6年度に新電力会社を設立し、クリーンセンターで発電した電気を公共施設に供給するとのことだが、全ての公共施設の電力が賅えるのか。
- A. 令和7年度から、大きな出力の電力が必要な公共施設から順に新電力会社による電力供給を行うことで、公共施設全体で使用する電力量の概ね半分程度が賅えるものと考えている。

Q. 決算審査で国のP P A事業に対する補助制度に応募を目指したいとの説明を受けたが、状況はどうか。

A. 当初考えていた補助制度は応募する自治体が多く、応募要件の変更により本市が採択される可能性が低くなったことから、別の補助制度が活用できないか検討している。

Q. 全ての公共施設の電力を再生可能エネルギーとしていく目標年度の計画はあるのか。

A. いつまでに全ての公共施設の電力を再生可能エネルギーで賄うかは定めていない。環境計画では、電力・燃料や一般廃棄物の焼却など温室効果ガス排出源全てを合わせた排出量として、2030年までに市の公共施設から排出される温室効果ガスを2016年度比で50%削減することを目標としている。

### **国際環境協力推進事業**

Q. 天津市との環境協力推進事業について、天津市へ講師派遣するなどの取組は考えていないのか。

A. 令和7年度は天津市との友好都市提携45周年にあたり、秘書国際課が記念事業の実施を予定していると聞いている。環境保全の分野で協力できる交流事業があれば積極的に参画していきたい。

### **北大谷霊園合葬墓設置事業**

Q. 合計1000柱程度の埋葬を想定しているが、想定より増えた場合どうするのか。

A. 終活情報登録事業に登録された身寄りのない市民等を対象と考えており、相談事業の状況から向こう50年間で合計1000柱程度と想定しているが、想定を上回る場合、改めて対応を検討していくことになる。

Q. 民間の合葬墓がある中で、使用料についてどのように考えているか。

A. 民間の合葬墓の使用料は約2万円から約30万円と幅広い。一方、市の合葬墓は収入が低い方を対象とする方向で検討しており、使用料については今後検討していくことになる。

Q. 生活保護対象者が利用する場合の使用料はどうなるのか。

A. 今後、健康福祉部と調整していきたい。

(意見) 民間の合葬墓との棲み分けをしっかりと整理した上で、必要な方が利用できるようにしてもらいたい。

Q. 合葬墓に埋葬される方のお骨の一部も萬霊塔に納めるのか。

A. その予定である。

Q. 合葬墓の納骨袋には埋葬者の情報は記載されるのか。

A. 納骨袋の管理についても今後検討していくが、誰のお骨かわかるような状態にし、納められた方の情報は台帳などで管理していきたい。

Q. 合葬墓に埋葬された方で、もし後になって遺族からお骨を返してほしいという申し出があった場合はどうするのか。

A. 対応について今後検討していく。

(意見) あらゆる想定をしてルールを整備してもらいたい。

Q. 今後、宗教団体関係者へ説明する予定とのことだが、説明はすでに終え、理解を得ていたのではなかったのか。

A. これまで合葬墓について意見交換を実施したが、具体的な設置の進め方についてはまだ説明できていない。また、宗教団体関係者の中でも様々な考えがあり、意見は統一されていないと認識している。そのため、令和7年度中にあらためて関係者へ、市が合葬墓を設置することについて説明したいと考えている。

Q. 合葬墓への埋葬に当たり、遺体の搬送を含め、様々な費用が発生すると考えるが、費用負担はどのように考えているのか。

A. 埋葬に必要な費用負担などソフト面においても、関係部局と連携して検討していきたい。

Q. 合葬墓への埋葬を申し込む際の要件のうち、所得や資産面の基準について検討しているのか。

A. 合葬墓への埋葬を申し込むことができる人の所得や資産に関する要件については、他市の事例等も参考にしながら、例えば月収18万円以下とするなど、今後決定していきたい。

Q. 他市では記名板を設置している合葬墓も多いが、本市では設置を考えているのか。

A. 令和7年度の設計の中で、合葬墓にも記名板を設置するかも含め、検討していきたい。

(意見) 合葬墓の設置は市民ニーズに合った事業と考える。関係部局と連携し、市民に寄り添った本市独自のより良い合葬墓になるよう事業を進めてほしい。

#### **北大谷斎場における火葬待ちの状況**

Q. 12月から1月にかけて火葬待ちが発生しているが、どのように改善していくのか。

A. 北大谷斎場における火葬枠の運用については、ゆとりを持って火葬できるような時間枠の設定としているが、ここ数年12月から1月の死亡者数が増えているため、事業者と協議の上、この時間枠を調整し1日あたりの火葬枠を増やしていきたい。

Q. 現在の火葬枠は1日16件だが、どの程度増やす予定か。

A. 1日19枠程度に増やす必要があると考えている。

Q. 19枠程度とすることで火葬待ちは解消できる見込みか。

A. ほぼ解消できると考えている。

#### **北大谷斎場火葬炉等更新事業**

Q. 更新工事の間の火葬はどのように行うのか。

A. 火葬炉本体の更新工事は令和9年度からの3か年で、半年に2炉ずつ行う。12月から1月の火葬が増える時期に工事がなるべく重ならないよう調整を行い、1日の火葬枠をできるだけ多くとれるような方法を考えていきたい。

Q. 菰野町斎場の大規模改修が行われるが、本市への影響はあるか。

A. 菰野町斎場については、来年度4月と10月に火葬炉が完全に停止するため、菰野町から火葬について協力依頼があった。本市としてはこの時期は比較的火葬件数が少ない時期であるので、対応可能であると考えている。

#### **北大谷斎場全般**

Q. 式場2と式場3について、利用者の利便性向上のため、直接椅子を置けるよう改装する予定はあるか。

A. 式場2と式場3については、アンケートでも靴のまま上がれないかという意見もあるので、どういう形が望ましいのか検討していきたい。

Q. 一番大きい式場1については稼働率が低い一方で、式場2、式場3では人が溢れることがあるので、式場1の使用料を見直すなどにより、式場1も選択肢に入れてもらえるよう検討すべきではないか。

A. 今後検討したい。

#### **《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》**

#### **クリーンセンター運営・維持管理業務委託料**

Q. 委託料については20年契約であるが、ごみ量の増加に伴い令和6年度は当初契約額の約1.5倍の額を支払っている。今後も同様の見込みか。

A. ごみの減量等により委託料を下げる努力をしていくが、物価高騰や来場する市民への対応などもあり、当面この傾向は継続すると想定している。

Q. 補修費について当初の計画よりも修繕・整備の件数が多くなっているがなぜか。

A. 搬入されるごみの量が契約時の想定よりも多く、それを処理するためにどうしても設備に負荷がかかることから、故障を予防する趣旨もふまえ、早めに整備を行うことで計画より頻度が多くなっている。設備部品は改良品や新素材のものも出てきており、これらの使用も検討し修繕・整備の間隔を延ばすよう努力していきたい。

Q. 今年の年始は5日までクリーンセンターにおいて事業系のごみの受け入れができず、ごみ収集業者が困ったという話を聞くが、この点についてどう考えているか。

A. 年末は12月31日までごみの受け入れを行っており、家庭ごみは1月4日の土曜日に受け入れたが、事業系一般廃棄物については1月6日からの受け入れとなった。本来、ごみ処理は各自治体で行われるものであるが、年末年始などは空いている清掃工場に他市のごみも集中してしまう傾向があるため、近隣市町と足並みを揃えた対応が必要となる。今後は他市町と意見交換を行い、どういった運用がいいのか検討したい。また、受入日数を増やす場合は地元を中心に市民の理解が必要と考える。

(意見) 次の年末年始に対応できるよう何らかの改善策を検討してほしい。

Q. 高齢社会においては、ふれあい収集のような事業も必要になってくると考えるがどうか。

A. 本市では福祉サービスと連携したごみの収集を実施しており、まずは同事業を進め

ていきたい。

(意見) 福祉サービスと連携したごみの収集でも対応しきれない状況が想定されるため、来たる時には適切な体制を構築できるよう、人員配置や生活環境公社等との棲み分け等も含めて今から準備しておいてほしい。

Q. クリーンセンターのライブ配信が開始されたことは評価するが、効果は出ているか。

A. ライブ配信の閲覧者も少しずつ増えてきているが、1月から2月はごみの量が少ない時期であり、混雑状況の緩和に効果があったか判断できないため、年度末の引っ越し時期やゴールデンウィーク等の長期休暇の状況をふまえた上で、効果を検証したい。

(意見) ライブ映像に捨ててはいけないごみ等の注意事項をテロップで流すなどの工夫も検討してほしい。

Q. 回収したペットボトルは、どのように処理しているのか。

A. 全量資源として売却している。

### **ごみの資源化・リサイクル**

Q. ごみの資源化にかかる計画を立てるべきだと考えるがどうか。

A. 今までもビン、缶など10品目をリサイクルしており、品目を増やすことも考えられるが、リサイクルの費用も発生するため、バランスを見極めながら、ごみ処理基本計画等において計画を立てて資源化を進めていきたい。

(意見) 個人個人が無理をせずにリサイクルできるようなことについては多少費用が発生しても実施するべきであり、そうした方針を環境部として示してほしい。

### **生ごみ処理機購入費補助金**

Q. 生ごみ処理機の購入に対する補助金額の増額を要望してきたが、令和7年度の補助金額を確認したい。

A. 令和7年度から補助の上限額を1万5000円から1万8000円に引き上げた。

### **食品ロス削減マッチング事業**

Q. 引き渡し量が増えていない中で、市として今後どのように関わっていくのか。

A. 事業の広報は社会福祉協議会が担当しているが、市としても、市民への啓発や四日市商工会議所の協力を得て企業に対する啓発を実施しており、引き続き食品ロスの削減に向けた取組を行っていきたい。

Q. 予算の内訳に配送請負費があるが、配送も行っているのか。

A. 基本的には引き取りに来ていただくのが原則だが、場合によっては社会福祉協議会が引き取りを希望する事業所に配送を行うこともある。

## **○第2条 債務負担行為**

別段の質疑、意見はなかった。

## 議案第 92 号 令和 7 年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

## 議案第 95 号 令和 7 年度四日市市水道事業会計予算

### 【上下水道局・経過】

#### ○第 3 条 収益的収入及び支出

##### 水道部門のナレッジマネジメント

- Q. スキルリストの数値は、令和 5 年度に比べて 0.5 ポイント上がっているが、業務においてその実感はあるか。
- A. 研修等を実施した業務でスキル向上の効果が見られ、業務に生かされていると感じている。
- Q. 技術職員が不足する中、職員の研修時間は確保できているのか。
- A. スキルリストで把握した個人の弱みに特化した研修を実施しなければ、技術力は向上しないため、研修を受講するための時間の確保や体制の維持に今後も継続して取り組む。
- Q. 技術力を継承していくため、ナレッジマネジメント以外に検討していることはあるのか。
- A. 上下水道局が所有している技術を民間事業者への研修等を通じて提供し、担い手企業を育成することに取り組んでいる。職員の育成と併せて市と事業者の技術力を向上していきたい。
- (意見) 市内企業にも、三重県内トップレベルの本市の技術力を継承していけるよう取り組んでほしい。

##### 三重県企業庁からの受水費

- Q. 本市の一日における水道使用量の内、北中勢水道用水からどの程度補われているか。
- A. 約 4 割を北中勢水道用水で補っている。

##### 人工衛星画像を活用した水道管漏水調査の実証実験

- Q. 今回の実証実験で用いる人工衛星画像の精度は、既に商品化されている他社システムより精度は高いのか。
- A. 既存システムと比べて精度が向上していると考え。また、本市は過去 10 年分の漏水実績を蓄積しているため、その記録を用いて更に精度を上げることも期待できる。
- Q. 人工衛星画像による水道管漏水調査を実施した後も、音聴調査を行うのか。
- A. 今回の実証実験の結果として漏水推定ヒートマップが得られれば、音聴調査を活用

しながら効果検証していきたいと考えている。

Q. 令和7年度以降の費用は、どの程度かかるのか。

A. 今回予算計上した220万円は、事業化前の実証実験に参加する場合の金額であり、事業化された際の価格は現段階では不明である。

Q. 実証実験を進める中、音聴調査による漏水箇所の特定にかかる労力をどの程度短縮できる見込みか。

A. 本市は音聴調査を主としているため、実証実験後は、漏水推定ヒートマップに基づき音聴調査で確認していく方針である。今後、人口減少等で音聴調査員の人員が減少していった場合、これまで通りに地域全体を調査することが難しくなることが想定されるため、今回のような実証実験による検証を進めていきたいと考えている。

Q. 本市で音聴調査が可能な調査員は何名いるのか。

A. 基本的に漏水調査は外部委託しているが、上下水道局直営職員においても20名程度は音聴調査ができる。

Q. 実証実験には他の自治体も参加しているのか。

A. 福岡市が先行して実証実験を行っており、他にも11の水道事業体の実験に参加する予定である。

Q. マイクロ波を用いる調査だが、国からは安全性等に対して指示は出ているのか。

A. 安全性に対しての指示等については現状把握していない。今回実証実験で使用する人工衛星は、既存の人工衛星を使用する予定である。

(意見) 安全性が十分担保された上での実験だと思っているが、安全面を危惧する声もあることは考慮してほしい。

Q. 実証実験では、水たまりと漏水の違いは判断できるのか。

A. 水たまりが漏水として判断される可能性もあるため、天候によって結果が大きく左右される面はある。そのため、検証に最も適した写真が得られるよう、複数回撮影するよう調整していきたい。

Q. マイクロ波は地中何mまで届くのか。

A. 地中約1mまで届く。

## ○第4条 資本的収入及び支出

### 水道メーターの検針

Q. 検針員にかかる人件費と水道スマートメーター設置に係る費用を比較した場合どのような状況か。

A. 水道スマートメーターは設置後も計量法の規定により8年ごとに交換が必要となることから、検針員にかかる人件費の方がコスト的に安い。

Q. 水道スマートメーターの設置状況と効果について確認したい。

A. 水道スマートメーターは60個設置しており、内40個は、水の利用動向の把握検証を目的に、大瀬古新町市営住宅1号棟で世帯構成の異なる部屋に設置している。残りの20個については、上下水道局職員の協力を得て、戸建て住宅に設置し、水の利用動

向の把握に用いている。

Q. データ収集により、水道使用の傾向等を把握できるのか。

A. 現時点では設置から数か月しか経過していないため、明確なデータは収集できていないが、家族数、世帯構成といった違いから、水を利用する時間帯や傾向の差異を収集できるため、今後もデータ収集を継続したい。

Q. 検針員により把握した空き家状況について、建築指導課との情報共有は行っているか。

A. 空き家の情報提供等は、建築指導課から照会等を受けており、都度協力している。

## 議案第 97 号 令和 7 年度四日市市下水道事業会計予算

### ○第 4 条資本的収入及び支出

#### 中央通り再編事業（諏訪栄町合流管）

Q. 下水道管の点検の結果、内部に異物が溜まっているなどした場合、どのように対応しているのか。

A. 点検で下水道管に異常があれば、必要に応じて補修を実施している。

（意見）危険な箇所については計画的に補修を行い、埼玉県八潮市のような道路陥没事故が発生しないように取り組んでほしい。

Q. 本市では下水道管にどのような材質の管を使用しているのか。

A. 古いものは陶器製の管やコンクリート製の管が使用されている。昭和 50 年ごろからは主に塩化ビニール管を使用している。

Q. 下水道管内部の腐食だけでなく、管の外部からも腐食は発生するが影響についてどのように考えているか。

A. 下水道管の腐食の原因はさまざまであるが、基本的に内部からの調査で管の腐食状況は把握できると考えている。

Q. 腐食しやすい環境にある下水道管は、国が 5 年に 1 回以上の点検を義務付けているが、これに該当しない管の点検は、どのように実施しているのか。

A. 国は、腐食しやすい環境にあるコンクリート管を定期的な点検の対象としており、それ以外の管の点検は求めている。本市ではストックマネジメント計画に沿って、管種ごとに老朽化の程度や重要度に応じて点検を実施し、点検結果に基づく更新に過去から取り組んでいる。

Q. マンホールの蓋が吹き飛ばす様子を報道などで見るが、更新後の鋳鉄製の蓋を固定するなどの安全対策は講じるのか。

A. マンホールの蓋は現在、管内部からの圧力を徐々に逃がし、吹き飛ばしにくいロック式のものを採用している。

Q. 浜田通り貯留管のマンホールが吹き飛んだのは、ロック式の蓋でなかったからか。また、現場は小学校の近くで地域からは不安の声がある。その後の市の対応を確認したい。

A. 浜田通り貯留管の蓋もロック式のものだったが、想定以上の圧力がかかったため、蓋が浮き上がり、隙間から水が噴き出したが、蓋は吹き飛んでいない。マンホールの蓋にかかる圧力をどのように逃がすか検討しており、対策がまとめれば地元自治会及び現場に隣接する小学校へも報告する。

(意見) 発生から一定期間経過しており、対策をできるだけ早くまとめてほしい。

Q. 関係部局と連携しながら、管の更新事業と並行して飲食店に対し、グリストラップの清掃の周知啓発していく必要があるのではないか。

A. 下水道管内の食用油の洗浄に苦慮しており、管の更新後も健全な状態を維持したいことから、適切な維持管理を周知していく必要性は認識している。周知啓発と適切な維持管理を徹底するよう、関係する部局とも協力し進めていきたい。

(意見) 下水道管内の食用油対応には費用もかかるため、なるべく飲食店が自らグリストラップの清掃、処理して管を保全していくことを周知啓発してほしい。

### **ウォーターPPP導入検討業務**

Q. ウォーターPPPが導入され、一定の技術力のある大きな事業者が、本市の水道事業を担うことになれば、市民に不利益が生じるのではないかと懸念している。市は研修や講習会を開き、水道事業者の育成に取り組んでいるが、ウォーターPPPの導入を見据えたものとなっているか。

A. 下水道事業は、市内に技術力のある事業者が一定いるため、これまでと同様に市が工事発注を行う「更新支援型」のウォーターPPPを導入する予定となっている。

一方で、水道事業は下水道事業以上に幅広い技術力が必要なため、事業者が不足しており、ウォーターPPPを導入することは考えていない。市が水道の設計、施工について研修等を実施することで、少しでも水道事業に参入する事業者が増えてほしいと考えている。

Q. 水道事業者が十分に育っていない中で、ウォーターPPPの導入に反対する市内事業者の声もある。事業者を育成するための新たな取組は考えていないのか。

A. 全国的に水道技術者が不足している中で、研修メニューを工夫するなど、市が持つ技術やノウハウを民間事業者に提供しながら、日本水道協会とも連携して、水道事業者を育てる環境をつくっていくことが重要だと考えている。

(意見) 上下水道局で経験を積んだ人材が民間へ転職し、ノウハウを生かして活躍する流れをつくるなど、市内で広く技術者を養成することも検討してほしい。

Q. 水道事業者の育成に向け、令和6年度は3つの研修会等を実施しているが、今後、取組を広げていく考えはあるか。

A. 講習を受講した事業者への業務委託の発注を令和7年度に予定しており、協力して業務を行う中で、さらなる技術やノウハウの提供を進め、事業者の育成につなげたい。

Q. 継続的に研修会等を実施するとのことだが、一定回数の研修を段階的に受講してもらうことは考えないのか。また、社員に継続して研修を受講させる企業が入札で有利になることはあるのか。

- A. 研修内容を基礎的なものから段階的にレベルを上げていくような研修プログラムの作成を検討したい。また、公平性を担保しながら、研修等を受講し、一定の技術力を持っていることを入札の条件にすることなどを検討したい。
- Q. 研修会等を受講した事業者は、市内に本社や営業所のある事業者か。
- A. 令和6年度は、市内に本社を置く事業者を対象とし実施した。
- Q. 過去の分科会では、「技術力を持ったOB職員が民間に幅広く再就職し、上下水道局の足りない部分を助けてもらうという方法もあり」との答弁もあったが、OBの活用状況はどうか。
- A. 民間に再就職したOBが市と民間の橋渡し役を担ってもらうような環境が整うことを期待するが、定年が延長になり、民間に再就職するOBの数が減っている上、退職する技術職員も少ないことも課題と考えている。
- (意見) 民間から行政に技術者が転職してくるような、魅力的な職場づくりを進めてほしい。
- Q. 民間事業者を育てるには、現場環境の改善や事業者の技術力を評価する仕組みが重要だと考えるがどうか。
- A. 請負業者とは対等な関係であることを意識し、事業者と職員が協力して仕事を進める。
- Q. 本市においてウォーターPPPに組み入れる施設について検討しているのか。
- A. 現在は本市の全ての下水道施設を対象に検討しており、今後、組み入れる施設案を決定していきたい。
- Q. ウォーターPPPの要件にある長期契約期間の考え方を確認したい。
- A. 国の手引きにあるように原則10年として考えている。

### **公共下水道雨水対策事業**

- Q. 排水路改良工事において、局所的な部分改良をすることで改善が見込まれるような場所はないのか。
- A. 市内で局所的な改良工事を実施することで効果が見込まれるような場所は工事し尽しており、貯留管を敷設するような大規模な工事を行わなければ、効果が見込まれないようなものが残っている状況である。そのため、今後の対応については各種データを収集して、総合的に検討していきたい。
- Q. 現時点では、今後に向けて協議に入っている状況なのか、または、調整池や貯留管の敷設といった可能性を検討しているのか。
- A. 内水氾濫シミュレーション実施時に収集した基礎データを用いて、貯留管施設の設置の検討は行っているが、雨水排水の抜本的な対策のための大規模な工事となると、多額の費用が発生することが見込まれるため、財政計画や国の動向も勘案しながら、判断していきたい。
- Q. 今後の大規模な施設整備の計画について、総合計画とどのように整合性をとって取り組むのか。

A. 現在の総合計画に第二阿瀬知ポンプ場の設計と合流区域の再構築事業が盛り込まれている。これらの重点事業を解決した上で、次の総合計画で改めて盛り込むべき内容を検討していきたい。

#### **上下水道の耐震化計画の方向性**

Q. 令和7年11月までに国への提出が求められている上下水道の耐震化計画の方向性を確認したい。

A. 基本的にはこれまでに作成した既存の計画を整理し、踏襲したものとなる予定だが、時点修正等や国の方向性に合わせる形で作成していくこととなる。

#### **ワンコイン浸水センサによる情報収集と市民への広報**

Q. ワンコイン浸水センサ設置による効果と市民への広報について確認したい。

A. ワンコイン浸水センサを設置したのが令和6年9月頃のため、まだ効果は把握できていないが、地元住民への説明は行っている。今後、情報交換しながら、利用方法の検討を行い、有効に活用していきたい。

Q. 現時点で検討されている活用方法を確認したい。

A. ワンコイン浸水センサの浸水時に届くメールを希望者へ転送することで、浸水状況を共有できると考えている。

### **議案第98号 令和7年度四日市市農業集落排水事業会計予算**

別段の質疑、意見はなかった。

### **議案第137号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第9号）**

#### **【都市整備部・経過】**

#### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

#### **《歳出第8款 土木費 第1項 土木管理費》**

#### **住宅・建築物耐震化促進事業費**

Q. 木造住宅除却工事費補助金について、予定件数と実施見込件数が乖離している理由は把握しているか。

A. 国への補助金申請にあたり、能登半島地震の影響を考慮し予定件数に余裕を見込んだためとである。

（意見）令和7年度も除却が進むと考えるが、予算取りに関しては精査した上で要求してほしい。

#### **《歳出第8款 土木費 第2項 道路橋梁費》**

別段の質疑、意見はなかった。

**《歳出第8款 土木費 第4項 河川費》**

別段の質疑、意見はなかった。

**《歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費》**

**四日市あすなろう鉄道運行事業費**

Q. 踏切の警告音による騒音を訴える市民の声があるが、信号保安設備の更新で対策は行われるのか。

A. そうした声は把握していないため、設備更新の中に具体的な対策は含まれていない。  
(意見) 予算の検討にあたっては、現地を確認し現状を把握した上で要求してほしい。

**《歳出第8款 土木費 第8項 住宅費》**

別段の質疑、意見はなかった。

**○第2条 繰越明許費補正**

別段の質疑、意見はなかった。

**【環境部・経過】**

**○第1条 歳入歳出予算の補正**

**《歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費》**

別段の質疑、意見はなかった。

**《歳出第4款 衛生費 第2項 清掃費》**

**し尿収集運搬事業費**

Q. トイレトラックの多機能トイレにはオストメイトやおむつ交換台は設置されているか。

A. いずれも備え付けられている。

Q. 平時はどこに駐車する予定なのか。

A. 市役所東側駐輪場の三滝通り側のスペースに駐車するよう、関係部局と調整済みである。

Q. 防災訓練やイベント等で、市民への啓発のために活用することは考えているのか。

A. 関係部局と協議した上で、平時は防災訓練やイベントなどで活用していきたい。

(意見) 本市だけでなく、災害があった他の地域への支援にも活用できるものであることを、市民に周知してほしい。

Q. 市民が安全に利用するため、トイレまでの階段に手すりを設置する予定はあるのか。

A. 転落防止の観点から手すり等を設置するよう、発注の際に事業者と調整する。

Q. 災害時にトイレトラックを持つ自治体が協力し合う計画だが、今後2台目、3台目

の車両を導入していく必要があるのではないか。

A. 当該車両を複数台導入した自治体はまだない。今後、車両を増やす場合、国へ要望するほか、企業との連携などの手法が考えられる。

(意見) 生活環境公社と連携し追加でトイレトラックを導入し、平時はイベントやトイレが不足している公園で利用することなども検討してほしい。

Q. 災害時に駐車場所が液状化するなどして、出勤できなくなる可能性はないのか。

A. すでに導入している自治体などの対応も参考に、対応策を検討したい。

Q. 車両は本市で利用するよりも、他市町への援助を想定して導入するものか。

A. 災害が発生した際には被災地へ派遣するだけでなく、本市が被災した場合には他の自治体から支援に来てもらうシステムとなっている。

(意見) 本来、国が全国に配備すべきものとする。導入後の活用方法や管理などについて国と協議するなどしてほしい。

## ○第2条 繰越明許費補正

別段の質疑、意見はなかった。

## 議案第 141 号 令和 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算

### (第 1 号)

#### 午起土地区画整理事業費

Q. 換地の確定にあたり地権者の理解を得られなかったとあるがどのような理由か。

A. 事業に対して様々な意見があるためと考えている。地権者の了承は事業全体に関わるため、今後了承が得られるものなのかどうか、または別の方法を模索するか、検討する必要があると考えている。

## 議案第 144 号 令和 6 年度四日市市水道事業会計第 2 回補正予算

別段の質疑、意見はなかった。

## 議案第 146 号 令和 6 年度四日市市下水道事業会計第 2 回補正予算

別段の質疑、意見はなかった。

## 議案第 147 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

### 【都市整備部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第8款 土木費 第6項 都市計画費≫

別段の質疑、意見はなかった。

**【結果】**

以上の経過により、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、議案第88号令和7年度四日市市一般会計予算のうち、第1条歳入歳出予算 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 第8目火葬場墓地費中、北大谷霊園合葬墓設置事業に係る部分につきましては、委員から、複数の分科会に係る事項として全体会審査に送るべきであるとの意見があり、これについて採決した結果、賛成多数により全体会審査に送るべきものと決しました。

これをもちまして、都市・環境分科会の審査報告といたします。

# 四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～  
 (令和7年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 3

<b>事業名</b>	公園、緑地等の維持管理のあり方について	
<b>事業概要</b>	地元自治会、公園愛護会、市民緑地管理団体、シルバー人材センターといったこれまでの公園、緑地等の管理、運営の担い手の高齢化が進み、維持管理が困難となってきたことから、ボランティア団体等にインセンティブを提供する等、活動に参加しやすくなる維持管理の制度を構築する。	
	決算額	市民に親しまれる公園ボランティア支援事業費 3,605,487円 里山保全事業費 5,132,370円 公園施設管理費 596,311,991円（県支出金 4,988,500円、その他特財 19,837,746円）

## 次年度予算への提言

### ＜提言＞ 公園、緑地等の維持管理のあり方について

1. 担い手の高齢化が進み、公園・緑地等の維持管理が困難となっているため、市が主体となって委託の拡充など必要な取組を実施した上で、住民、企業がより協力しやすい公園の維持管理と市民協働による里山保全について、有償ボランティアに関する制度づくりなどを検討すること。
2. 企業や団体が行う公園の維持管理に対して、公園の利用許可や看板の設置等のインセンティブの導入を検討すること。
3. 活動団体への支援については、活動に必要な機械等もその対象とするなど、拡充を検討すること。

※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施

### 【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

#### [公園緑政課]

#### 1. 委託の拡充・有償ボランティアに関する制度づくり

##### (1) 委託の拡充

- ・公園や緑地の日常的な維持管理の多くを公益社団法人四日市市シルバー人材センターに委託しており、委託の拡充について同センターと調整を行ったが、慢性的に人材不足が生じている中、受託の拡充は困難であるとの考えが示されたことから、民間事業者へ委託する令和7年度予算を拡充する。

## (2) 有償ボランティアに関する制度づくり

- ・他市町の事例を調査したところ、維持管理委託や補助金制度の他、本市でも取り組んでいる活動に必要な消耗品の支給制度を導入している事例があった。
- ・草刈り等の維持管理について、自治会への委託制度を導入している自治体にヒアリングを行ったところ、高齢化により活動の継続が困難となってきた自治会が増加しているため、今後、対応を検討する必要がある等の意見があった。
- ・今後、ボランティア団体へ聞き取りを行うとともに、引き続き、ボランティアに関する制度づくりについて検討を行う。

### 【令和7年度当初予算】

公園施設管理費	810,086千円	(前年度予算: 733,818千円)
公園施設維持補修費	142,940千円	(前年度予算: 111,289千円)
里山保全事業費	7,625千円	(前年度予算: 8,235千円)

## 2. インセンティブの導入

### (他市町の事例調査等)

- ・他市町の事例を調査したところ、公園の維持管理費用を募るため、スポンサー企業を募集し、スポンサーの名称等が入ったプレートを対象公園に設置している事例等があった。
- ・インセンティブに関する企業への意向確認において、複数の企業より、企業が維持管理に協力した場合、協力いただいている旨を記載した企業名入りの看板等を対象公園内に設置できないかとの提案があり、検討した結果、取組が広がることを期待できることから、これに係る予算を新たに計上する。実施に向け、引き続き、検討を進める。

### (企業ボランティア)

- ・条件により協力できる可能性があるという回答のあった大半の企業は、「CSR活動の重要性は理解しているが、社員の負担が大きくなるよう先ずは、年2回程度、1回の活動は2～3人で1時間程度にしたい。」旨の意向である。
- ・今後、ボランティア団体とのマッチングに向けた調整を進めていく中で、どのようなインセンティブがあれば活動しやすくなるのか等、引き続き、企業の意向を確認していく。
- ・上記の他、四日市造園建設業組合より市内の公園において、社会貢献活動したい旨の申し出があったため、実施に向け調整を進めている。

### 【令和7年度当初予算】

市民に親しまれるボランティア支援事業費	6,000千円	(前年度予算: 5,000千円)
---------------------	---------	------------------

## 3. 活動団体への支援内容の拡充

- ・草刈り機の貸し出しに関する要望に対応するため、維持管理に必要な機器購入に関する令和7年度予算を新たに計上する。

### 【令和7年度当初予算】

公園施設管理費	810,086千円	(前年度予算: 733,818千円)
うち	350千円	(前年度予算: — 千円)

## 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

### 1. 主な意見

Q. 民間事業者だけでなく、自治会等に有償ボランティアとして活動してもらえるよう公園の維持管理に人工代が出るような取り組みを検討してほしいと提案したがどうか。

A. 有償ボランティアについて、他市町の事例調査を行ったところ、公園の維持管理、草刈り等を自治会に委託したり、報奨金制度を導入している自治体もあったが、ボランティアの高齢化により、委託契約が結ばれにくい状況も増加しているとの意見があった。しかしながら、市内でも有償ボランティアを希望する団体があるため、聞き取りを実施しながら制度の検討を進めていきたい。

Q. 高齢化していることはわかるが、現状、活動できる方々を活用していくという考え方はできないのか。

A. 造園業者やシルバー人材センターがこれまで担ってきたレベルまでお願いするのは困難であると考えているが、協力の意向がある自治会に委託する方法も検討していきたい。

Q. 令和7年度予算に、有償ボランティアに関する予算は反映されていないということか。

A. 令和6年8月定例会議会において、行政が主体となって委託の拡充など必要な取り組みを実施したうえで、有償ボランティアの制度づくりを検討するよう提言をいただいたことから、現在、業務を委託しているシルバー人材センターを中心に業務を発注していくが、シルバー人材センターからは、業務の拡大は困難であるという意見もいただいていることから、それを補完するために造園業者に委託するための予算を計上している。

提案いただいている有償ボランティアについては、先進事例の調査や、希望している団体への聞き取りを行い、制度について検討していくこととしているため、令和7年度予算への計上はしていない。

Q. 公園の維持管理を造園業者等にお願いしていくというのはわかりやすいが、一方で市民協働やソーシャルビジネスという考え方から見れば、地域活動自体が進まないのではないのか。

A. 今後も地域や企業へ協力を依頼していくことになるが、どこまで協力いただけるのか聞き取りを行うとともに、他市町の事例も参考にしながら検討していきたい。

(意見) 里山で活動している団体であれば、機材等が充実しているところもあり、造園業者へ委託するよりも安価であると考えている。剪定等の知識、技術が必要な場所もあればそうでない場所もあるので、有償ボランティア制度について検討してほしい。

Q. インセンティブの看板設置について、都市公園の他に、道路の植樹帯にも設置するという方法は取れないのか。

A. 看板については、活動していただいた公園に設置することを考えているが、植樹帯への設置も今後検討していく。

Q. 現在、草刈りに必要な消耗品を市から支援しているが、今後も継続されるのか。

A. 消耗品の支援は今後も継続していく。

### 2. 反映状況

公園の維持管理における委託や活動団体への支援内容について予算の拡充が行われているが、有償ボランティアに関する制度づくりは検討段階であるため、③拡大に分類する。

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

## 5. 所管事務調査報告書

## 都市・環境常任委員会

### ○雨水対策について

#### 1. はじめに

近年の気候変動の影響を受け、激しさを増した大雨による水害が、全国各地で大規模に発生している。本市においても、雨水対策は重要な施策である。

当委員会では、昨年、11月に開催した休会中所管事務調査において、「雨水対策について」をテーマに本市の雨水対策状況を確認し、最終的に、一層踏み込んだ雨水対策として、市民一人一人が降雨災害を自分事化することで対策を人任せにしない考え方を育み、官民が当事者意識を持ったまちづくりを進める必要があるとの結論に達し、そのためには、行政側への提言や議員提案による雨水対策推進のための条例制定も視野に入れるべきであるとの意見で一致した。本年度は、さらに踏み込んだ検討として、倉敷市の「倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例」の制定についてをテーマに、先進事例として視察を行う予定である。

そこで、当委員会といたしましては、視察をより充実したものにするため、「倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例」の目的や意義を念頭に置いた上で、改めて本市の雨水対策の現状について所管事務調査を行うこととした。

## 2. 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例について

### ○条例制定の背景

近年の気候変動に伴う豪雨によって、全国各地で大規模な水害が発生しており、今後も大雨の発生頻度の増加が懸念されている。また、都市化の進展により、建物や舗装された道路が増加する一方、水田や畑などが減少し、雨水が地中に浸透しにくくなったことで、浸水被害が生じやすくなっている。

倉敷市では、市民や事業者と共に浸水対策を進めることで、浸水被害の予防及び軽減を図り、市民が安心して暮らすことができるまちを実現するため、「倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例」を制定した。

### 【倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例前文】

#### 前略

近年の気候変動に伴い激しさを増した大雨によって、全国各地で大規模な水害が発生し、本市においても、平成30年7月豪雨は、未曾有の水害となった。

今後も、大雨の発生頻度の増加が懸念されることに加え、都市化の進展により、市街地における農地の宅地化が進むなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることができる土地が減少していることから、浸水被害の予防及び軽減を図るためには、総合的な浸水対策が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、一体となって総合的に浸水対策を推進することにより、市民が将来にわたって安心して暮らすことができるまちを実現するため、この条例を制定する。

## ○条例の目的

近年の気候変動に伴う豪雨によって、全国各地で大規模な水害が発生しており、今後も大雨の発生頻度の増加が懸念されている。また、都市化の進展により、建物や舗装された道路が増加する一方、水田や畑などが減少し、雨水が地中に浸透しにくくなったことで、浸水被害が生じやすくなっている。

本条例は、このような浸水被害の予防及び軽減を図り、市民が安心して暮らせるまちの実現を目的としている。

### (目的)

第1条 この条例は、本市における総合浸水対策の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合浸水対策を推進するための基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の予防及び軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことができるまちの実現に資することを目的とする。

### (基本理念)

第3条 総合浸水対策は、本市の豊かな水資源及びその良好な循環が保全されるよう配慮しながら、自然と人とが共生する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを基本として行われなければならない。

2 総合浸水対策は、市、市民及び事業者の一体的な取組が重要であることに鑑み、これらの者の相互の理解と連携の下、協働して行われなければならない。

## ○開発行為等の雨水排水計画の協議

条例第14条では、『倉敷市の区域内において、規則で定める規模以上の開発行為等を行おうとする者は、あらかじめ、当該開発行為等の実施に係る雨水を排水するための計画(以下「雨水排水計画」という。)を記載した書類(以下「計画書」という。)を市長に提出することにより、当該雨水排水計画について、市長と協議しなければならない。』と定められている。

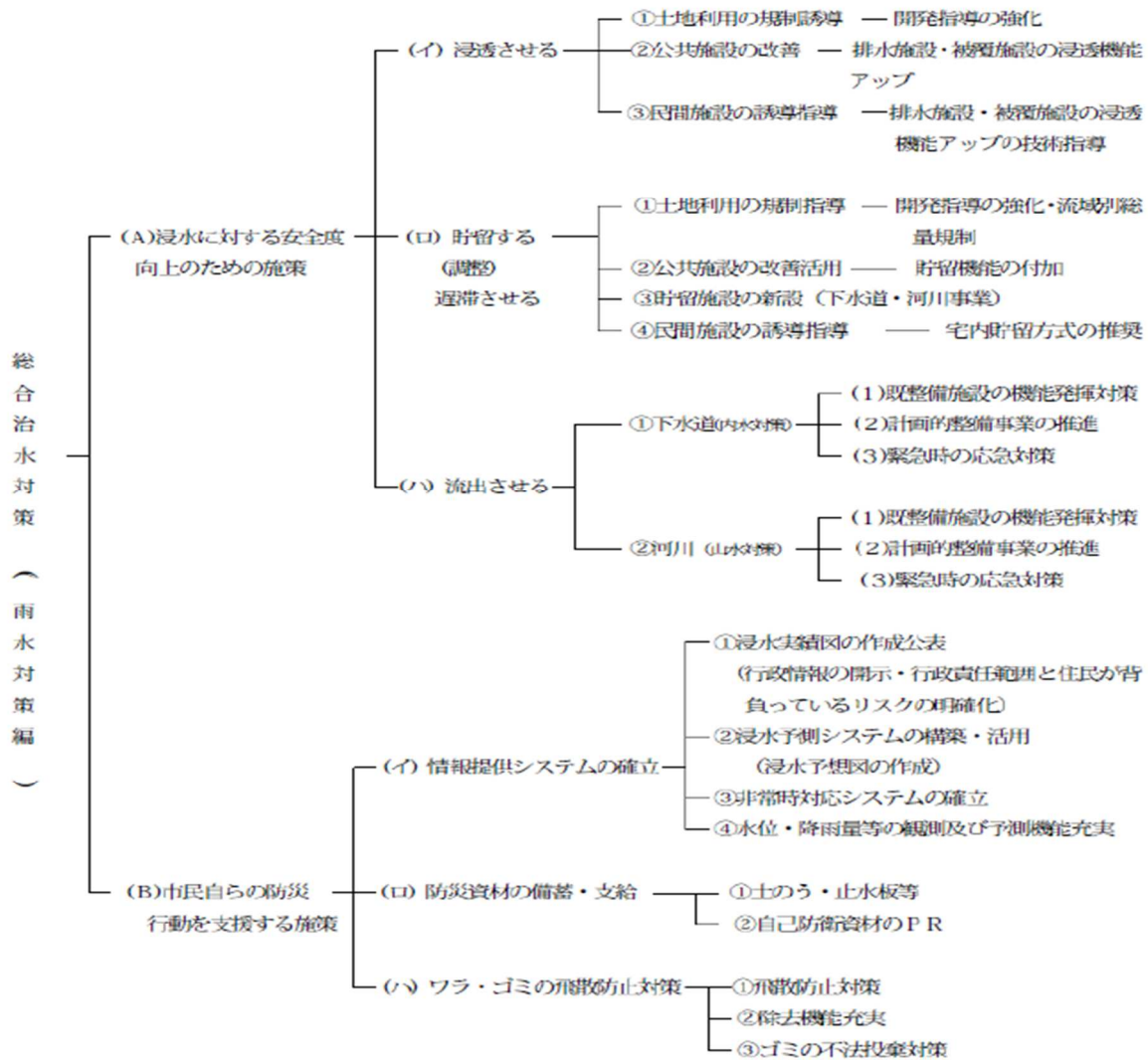
(雨水排水計画を変更する場合も同様。)

### (開発行為等の雨水排水計画の協議)

第14条 本市の区域内において、規則で定める規模以上の開発行為等を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより当該開発行為等の実施に係る雨水を排水するための計画(以下「雨水排水計画」という。)を記載した書類(以下「計画書」という。)を市長に提出し、当該雨水排水計画について、市長と協議しなければならない。当該雨水排水計画の内容を変更しようとする者も、また同様とする。

### 3. 総合治水対策

#### 総合治水対策(雨水対策編)の構成



本市では、平成12年の東海豪雨を契機に、四日市市総合治水対策を取りまとめ、雨水対策の取り組みを行ってきた。

四日市市総合治水対策においては、ハード対策の「浸水に対する安全度向上のための施策」と、ソフト対策の「市民自らの防災行動を支援する施策」の2施策で成り立っている。

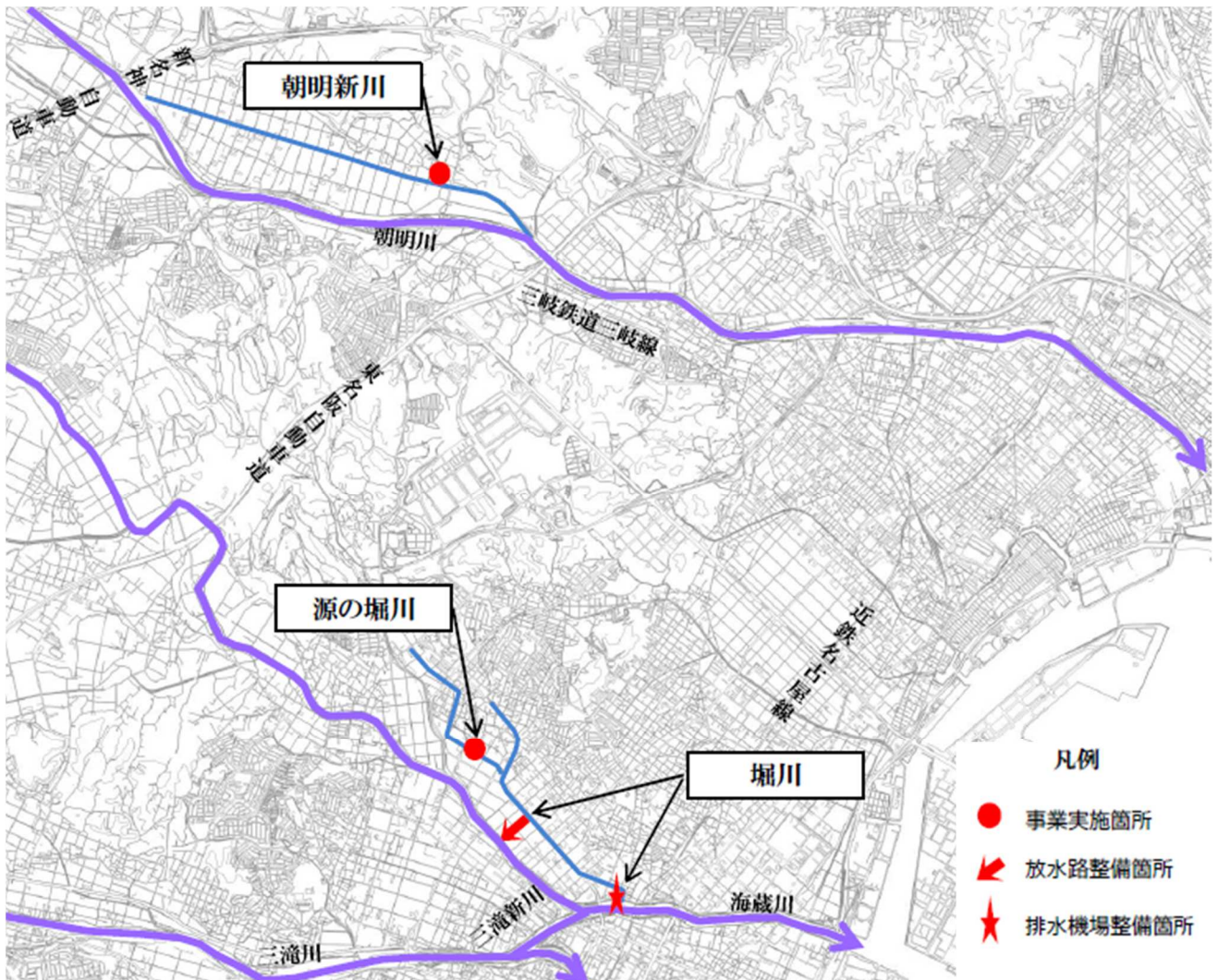
この四日市市総合治水対策は、後述する、国、県、市町、企業、住民が協働して行う流域治水と同様の考え方である。

以下では、都市整備部と上下水道局が実施する本市の雨水対策について、昨年11月から更新した取組や、新規に実施した対策を中心に報告する。


#### 4. 雨水対策（都市整備部）

##### （1）準用河川改修事業

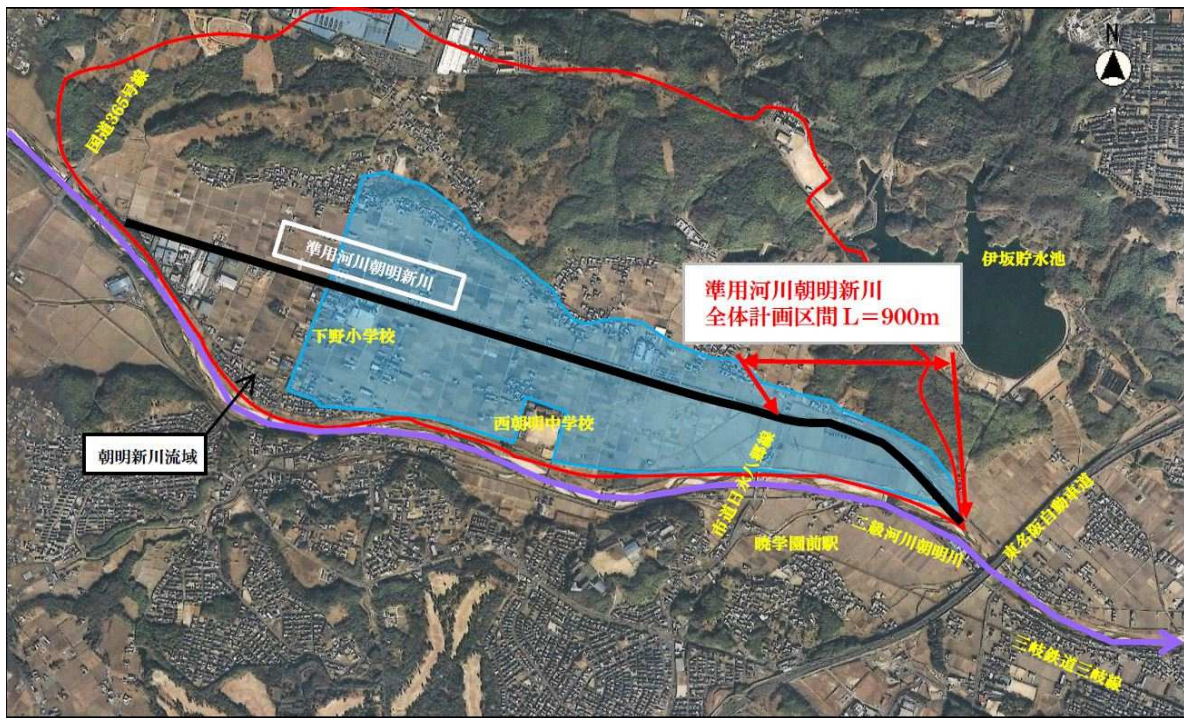
現在、本市が整備を行っている準用河川は3河川あり、そのうち、朝明新川、源の堀川の2河川を国の防災・安全交付金事業として整備を行っている。また、三重県が実施する三滝新川の整備に伴う堀川の内水対策として、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、放水路と排水機場の整備を行っている。



(ア) 朝明新川

流域面積	4. 5 7 km <sup>2</sup>
計画流量	6 0 m <sup>3</sup> /s (暫定 2 7 m <sup>3</sup> /s)
浸水区域	

準用河川朝明新川河川改修事業は、流域である大鐘町や西大鐘町における浸水被害の軽減を図ることを目的として河川断面を拡幅する計画となっており、市道日永八郷線との交差点手前まで整備が完了している。また、この交差点から上流部では河床への張りコンクリートを施し、流下能力の向上もあわせて行っている。今後の整備計画として、三重県企業庁の工業用水管の移設の後、既存橋梁の架け替えによる河川改修を予定しており、本年度はそのための用地買収を予定している。




工事着手前  
(流下能力 1 2 m<sup>3</sup>/s)

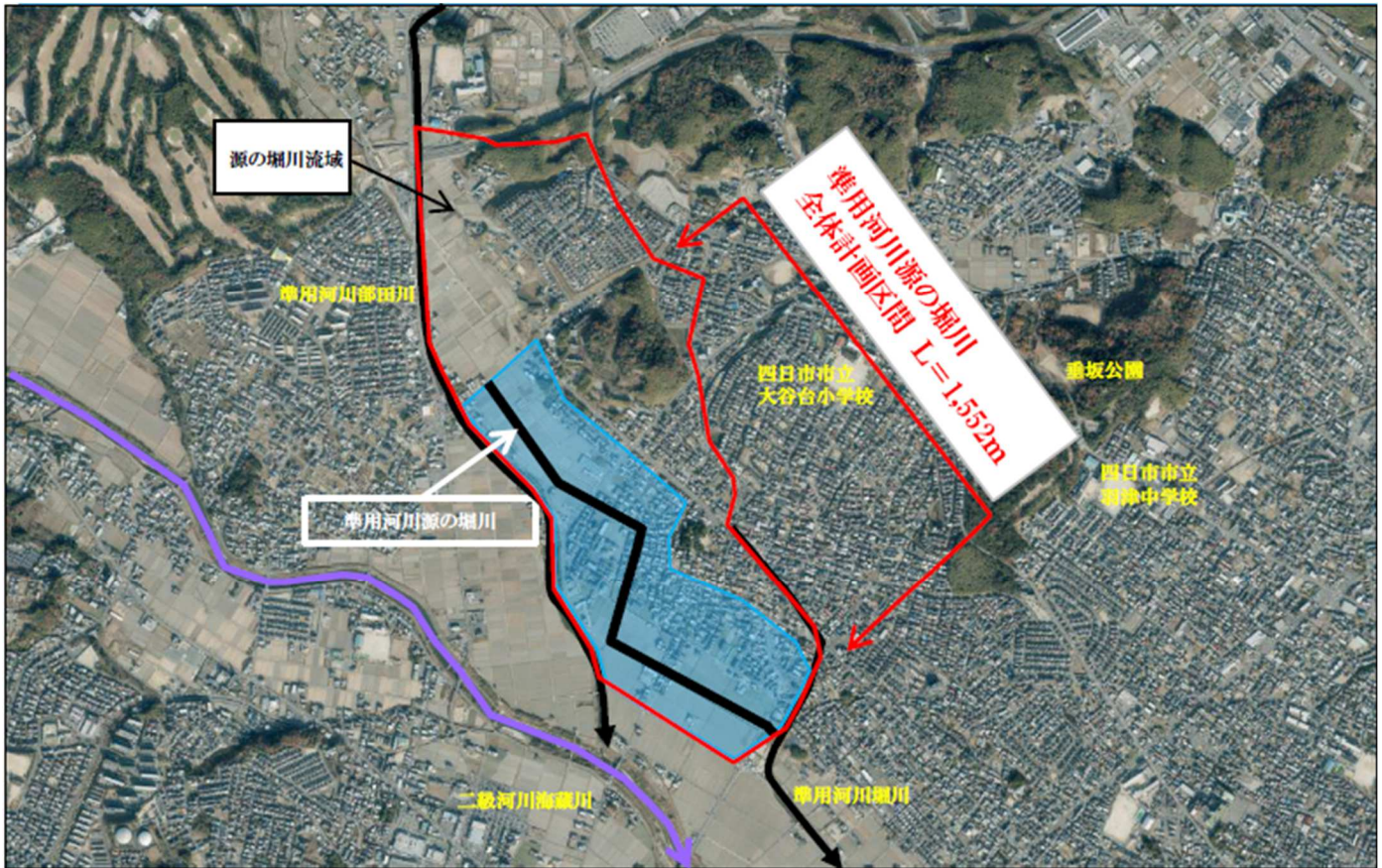


工事完成後 (暫定)  
(流下能力 2 7 m<sup>3</sup>/s)

(イ) 源の堀川

流域面積	1.06 km <sup>2</sup>
計画流量	21 m <sup>3</sup> /s
浸水区域	

準用河川源の堀川河川改修事業は、現況の川幅が狭小であることにより生じる周辺の浸水被害を軽減するため、河川断面を拡幅する計画であり、令和3年度より工事を行っている。




工事着手前  
(流下能力 3 m<sup>3</sup>/s)



工事完成後  
(流下能力 21 m<sup>3</sup>/s)



(ウ) 堀川内水対策

流域面積	3. 2 2 km <sup>2</sup>
放水路計画放流量	2. 6 m <sup>3</sup> / s
排水機場ポンプ能力	7 m <sup>3</sup> / s
浸水区域	

準用河川堀川内水対策事業は、三重県が実施する三滝新川分派の整備に伴う、海蔵川の流量増加により拡大する堀川流域の浸水被害の軽減を図ることを目的とし、主な対策として、上流域での放水路整備、下流域での排水機場整備を行う計画である。上流域で行う放水路整備については、現在、工事の本契約を行っている。

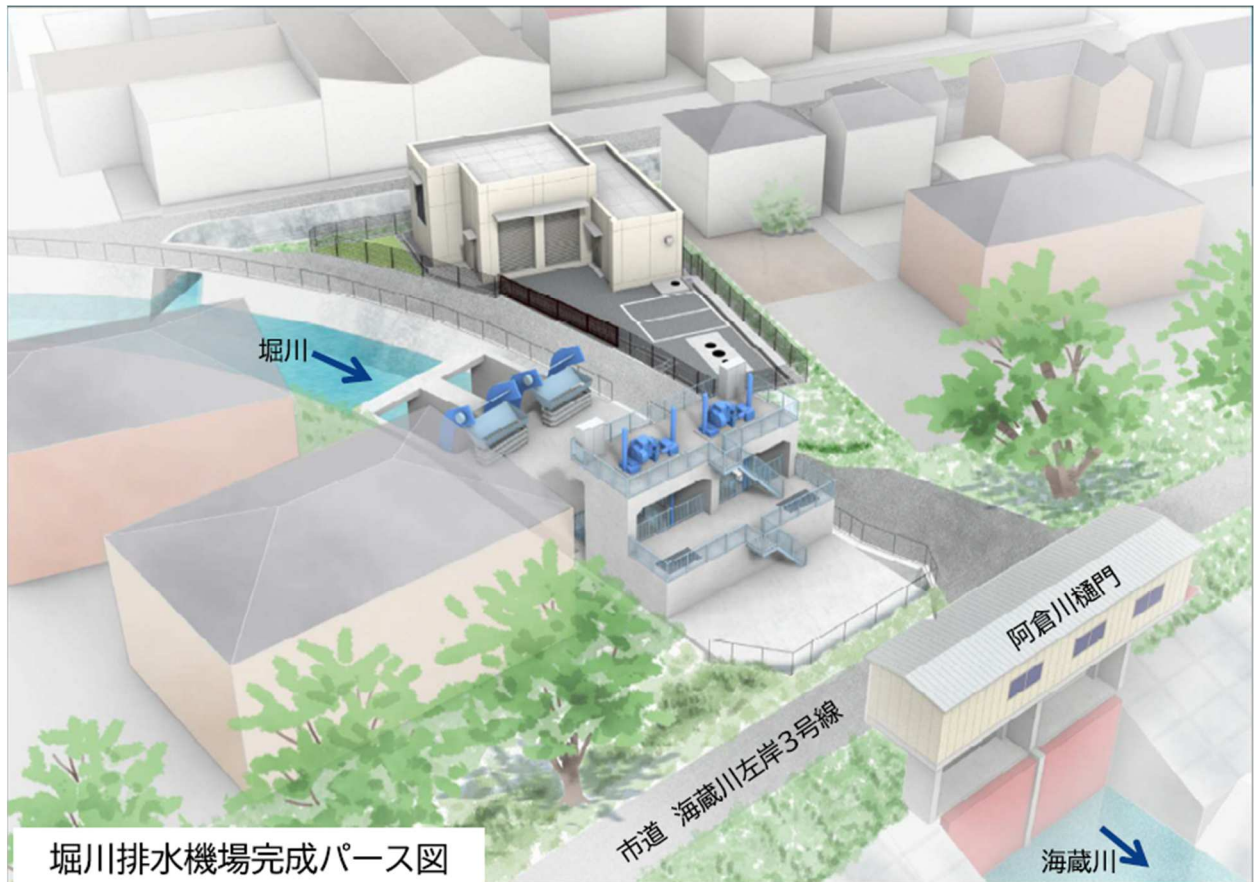


放水路整備予定地  
(上流部)



排水機場整備予定地  
(下流部)

また、排水機場については、堀川の最下流部に整備し、豪雨時にはポンプを作動し、強制的に堀川の水を海蔵川に排水し、堀川の内水氾濫対策を行うものである。



## (2) 河川改良事業

準用河川改修事業とは別に、他の河川においても河川改良を実施しており、例えば、神前地区の江田川では、屈曲部をボックス化することで線形を変化させ流れを円滑にしている。楠地区の三鈴川においては、河川断面を拡幅する改良を行っている。

## (3) 河川の維持管理状況

河川の機能維持を図るため、河道内に堆積した土砂の浚渫や除草、老朽化した護岸などの修繕工事を行っており、例えば、羽津地区の沢の川では浚渫を実施し、川島地区の鹿化川では洗堀された河床に根固めブロックを実施している。

## (4) 調整池の維持管理状況

市が管理する調整池では定期的な点検清掃を実施するとともに、調整池内の除草や樹木の伐採を行っている。

## (5) 流出抑制施設の設置

河川の改修、改良や維持管理だけでなく、排水路の底に浸透孔（水路の底に一定の間隔で穴を空け、その中に碎石を詰め水路内の水を地下に浸透させるもの）の設置や、地区市民センターに雨水浸透ますや透水性舗装を設置する等、排水路の改良時や公共施設の改修時において積極的に流出抑制施設の設置を行っている。

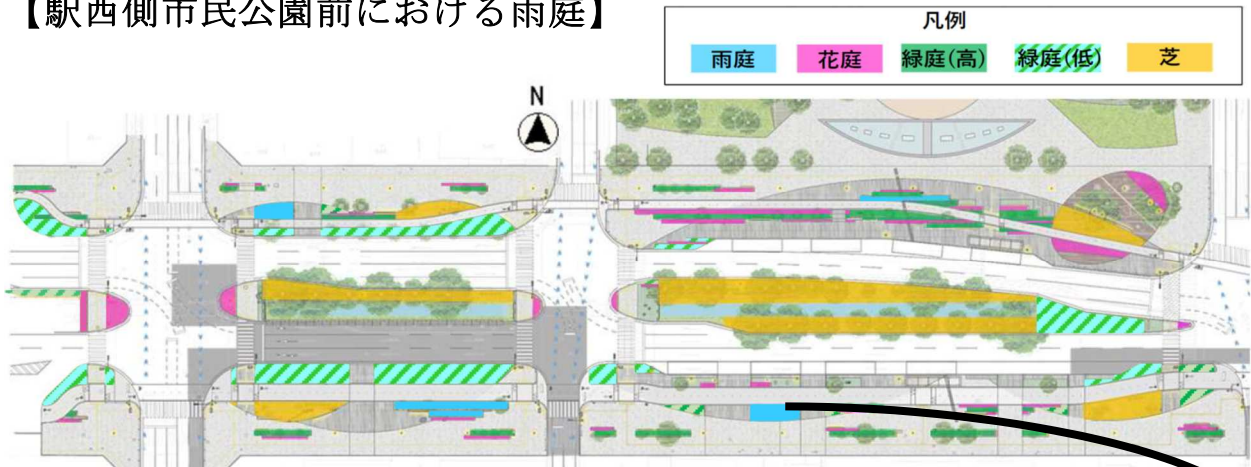
## (6) ニワミチ四日市における雨庭の設置

現在、整備を進めている中央通り再編事業では、雨庭の設置も取り入れている。雨庭とは、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、徐々に地中に浸透させる構造を持つ雨水流出抑制施設である。

この雨庭が持つ浸透・保水効果により、下水道本管への負担軽減を図るなど、市街地での浸水対策として計画している。

令和6年3月に近鉄四日市駅西側の市民公園前において雨庭の設置を行っている。

### 【駅西側市民公園前における雨庭】



### 【整備後の状況写真】



## (7) 開発行為に関する雨水対策

都市計画法は、無秩序な都市の拡大を防止し、計画的な市街化を図ることを目的として、昭和44年6月に施行（昭和43年6月公布）され、一定規模以上の土地の造成等の開発行為に関し、その影響を軽減するような対応を求める開発許可制度が設けられた。

本市においても昭和45年8月に市街化区域と市街化調整区域を定め、開発許可制度を運用してきており、許可制にすることにより一定規模以上の造成工事等を行う場合には必要な施設となる道路、公園、排水路や洪水調整池の整備を義務付けている。

### 【宅地開発事業等に対する指導について（洪水調整池・雨水浸透施設）】

洪水調整池の設置については、三重県より厳しい基準で設置の義務付けを行っている。

① 開発区域の面積が1ha以上、又は洪水調整容量500m<sup>3</sup>以上である場合に、洪水調整池の設置を義務付けている。なお、洪水調整容量の計算は、開発区域の面積が0.4ha以上の場合に実施し、洪水調整容量の確認を行っている。

#### \* 参考（三重県の設置基準）

開発面積1ha以上、かつ洪水調整容量500m<sup>3</sup>以上の場合に、洪水調整池の設置を義務付けている。

② 開発区域の排水計画に当たっては、雨水浸透施設（浸透ます・透水性舗装）を採用するよう依頼している。

### 【開発行為等での治水対策状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
洪水調整池	1件	1件	1件	3件
透水性舗装	6,579 m <sup>2</sup>	4,510 m <sup>2</sup>	9,083 m <sup>2</sup>	20,172 m <sup>2</sup>
雨水浸透ます	165箇所	237箇所	260箇所	662箇所
浸透管	—	53m	—	53m



#### 4. 雨水対策（上下水道局）

令和3年度以降から上下水道局において実施されている雨水対策におけるハード事業は下記の通りである。なお、この内、令和5年度以降で新規に行われた事業は、朝明ポンプ場におけるポンプ整備更新及び河原田町における局部改良工事の2つである。

##### （1）令和3年度以降に行っている雨水対策（ハード事業）

###### 雨水対策事業

- ① 浜田通り貯留管整備事業
- ② 中央通り再編事業関連
- ③ まつの雨水2号幹線（常磐地区）
- ④ 六呂見調整池（日永地区）
- ⑤ 朝明ポンプ場 ポンプ設備更新
- ⑥ 雨池ポンプ場 ポンプ整備
- ⑦ 朝明ポンプ場 ポンプ整備

###### 局部改良事業（主な事業）

- ① 羽津中二丁目（近鉄霞ヶ浦駅西）
- ② 尾平町（四日市商業高校南）
- ③ 東日野町（日永八郷線西・あすなろう鉄道北）
- ④ 平津新町（三岐鉄道平津駅南東）
- ⑤ 河原田町（JR関西本線東、市道：河原田環状線北）

## (2) 雨水対策事業

### ①浜田通り貯留管整備事業

集中豪雨により阿瀬知1号幹線が満管となり道路に溢れ浸水被害が度々発生していた鵜の森公園や浜田小学校、西浦通り周辺の浸水対策を目的としており、道路下深くに埋設した貯留管に雨水を一時貯留させ、既設管の能力向上を図る。

平成30年度に六地藏公園から鵜の森公園に向けてシールド工事を着手し、その後、ポンプ施設や、中央通りと西浦通りとの交差点付近からの雨水排水を導くための導水管の整備を行い、令和4年度末に貯留量1万5290立方メートルの地下貯留管として供用を開始した。

### ②中央通り再編事業関連

現在進められている中央通り再編事業に合わせ、中央通り周辺の雨水排水を浜田通り貯留管に導くためのバイパス管を市民公園前までの全区間で工事を完了した。

### ③まつの雨水2号幹線（常磐地区）

当事業は、令和3年度に策定された雨水管理総合計画に基づき行われており、伊倉排水区の雨水の一部が常磐排水区に流入しているため、常磐排水区において浸水が発生している状況であることから、伊倉排水区の雨水を阿瀬知雨水1号幹線に導くための幹線管路の整備を行い、浸水の軽減を図るものである。令和6年度より社会資本総合交付金事業から個別補助の大規模雨水処理施設整備事業の採択を受け、より集中的で計画的な対応が可能となる。なお、まつの雨水2号幹線は、阿瀬知第2ポンプ場が完成するまでは貯留管としての暫定運用を予定している。

整備については詳細設計が完了しており、令和6年度に地下埋設物等の移設工事を行い、令和7年度から令和8年度にかけて管路整備工事を実施する予定である。

### ④六呂見調整池（日永地区）

当事業は、令和3年度に策定された雨水管理総合計画に基づき実施されており、大字六呂見周辺では、5年確率降雨に対して雨水対策施設の整備が完了しているが、近年の大雨の激甚化や都市化の進展による雨水流出量の増加により、浸水被害が発生している状況にあることから、当該地区を10年確率降雨に対応できるよう調整池の整備を行うものである。本事業についても令和6年度より社会資本総合交付金事業から個別の大規模雨水処理施設整備事業の採択を受け、より集中的で計画的な対応が可能となる。

令和5年度に施設の構造を決めるための検討を実施した。令和6年度から7年度に必要な用地の取得などを行い、令和8年度に詳細設計、令和9年度から11年度に工事を

行う予定である。

#### ④ 六呂見調整池(日永地区)



⑤朝明ポンプ場 ポンプ設備更新(三重郡川越町高松地内)

⑥雨池ポンプ場 ポンプ整備

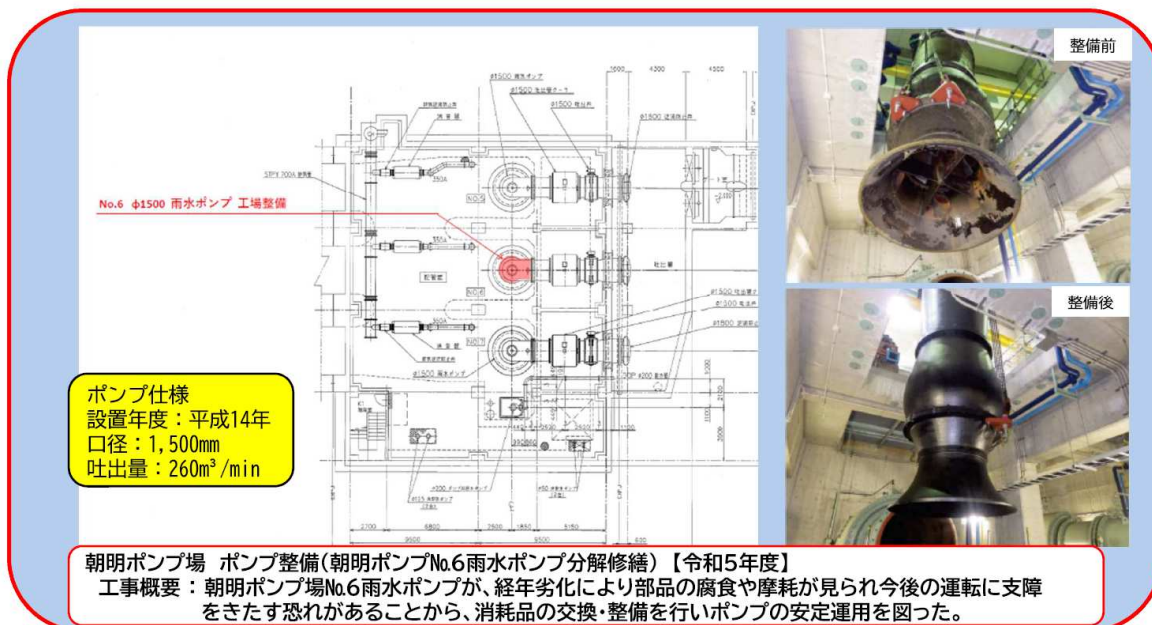
本市では、雨水対策として降雨時に確実にポンプ施設を稼働させるため、施設の更新や整備にも取り組んでいる。朝明ポンプ場ではNo. 1 雨水ポンプ設備が、設置後48年が経過していることから、ストックマネジメント計画に基づき、令和2年度から令和3年度にかけて主ポンプ本体及びポンプ駆動用の電動機の更新を行った。

また、雨池ポンプ場のNo. 5 雨水ポンプは設置から34年経過していることから、令和3年度から令和4年度にかけて消耗品の交換・整備を行うことでポンプの安定運用を図った。

⑦朝明ポンプ場 ポンプ整備

経年劣化により部品の腐食や摩耗が見られ今後の運転に支障をきたす恐れがあることから、令和5年度において、ポンプを引き上げたうえでの消耗品の交換・整備が行われた。

## ⑦ 朝明ポンプ場 ポンプ整備(三重郡川越町高松地内)



### (2) 局部改良事業

#### ①羽津中二丁目(近鉄霞ヶ浦駅西)事例

近鉄名古屋線霞ヶ浦駅の西側周辺は窪地(周辺より地盤が低い箇所)となっており、集中豪雨時は既存水路の断面が不足するため、過去において浸水被害が発生している。

当該箇所の排水対策として新たな水路を設けることで浸水の軽減を図るため、令和4年度に基本検討を実施し、令和5年度は測量と詳細設計を行い、令和6年度から2か年で整備を行う予定である。

#### ②尾平町(四日市商業高校南)事例

四日市商業高校南側の県道四日市鈴鹿環状線沿いも窪地となっていることから、近年の集中豪雨時に浸水被害が発生している。対策として、当該箇所の排水を下流域に位置する準用河川永代寺川に直接排水するため、延長約260mの区間を、令和5年度から3か年の計画で整備を行っていく。

#### ③東日野町(日永八郷線西・あすなろう鉄道北)事例

東日野町の市道日永八郷線西側においても窪地となっていることから、近年の集中豪雨時に浸水被害が発生している。当該箇所では令和2年度から令和3年度にかけて長太雨水1号幹線の延伸である長太雨水1-2号幹線を施工し、さらに周辺の雨水排水を雨水幹線へ流すための施設整備が令和5年度に完了した。

### ③ 東日野町(日永八郷線西・あすなろう鉄道北)

東日野町 平成28年9月      整備後 令和6年6月

塩ビ管 (φ600)	L=12m
ボックス (□1000)	L=2m
自由勾配側溝 (600)	L=42m
U型側溝 (300)	L=22m
集水樹	N=7箇所

東日野町(日永八郷線西・あすなろう鉄道北)【令和4年度:設計、令和5年度:工事】  
 浸水原因: 周辺より地盤が低い箇所となっており、近年の集中豪雨時において浸水被害が発生している。  
 対策方法: 集中豪雨時に既存水路の断面が不足しているため、新たな水路を設けることで長太雨水幹線へ導水し浸水の軽減を図った。

### ④ 平津新町 (三岐鉄道平津駅南東) 事例

平津川周辺や三岐鉄道平津駅南東部に位置する平津新町では、過去に浸水が発生している。その浸水対策として、都市整備部が、平津川をボックス化しながら断面を拡幅する河川改良事業を、平成22年度から平成28年度まで実施した。上下水道局は、平津新町における浸水対策として、令和4年度に基本検討を実施し、令和5年度は測量設計を行い、令和6年度に整備を行う予定である。

## 局部改良事業

### ④ 平津新町(三岐鉄道平津駅南東)

## 河川改良事業 平津川

平津新町 平成26年8月

管渠布設替工 (φ800)	L=50m
---------------	-------

平津新町(三岐鉄道平津駅南東)【令和5年度:測量設計、令和6年度:工事】  
 浸水原因: 周辺より地盤が低い箇所となっており、近年の集中豪雨時において浸水被害が発生している。  
 対策方法: 集中豪雨時に既存水路の断面が不足しているため、管渠を布設替えすることにより浸水の軽減を図る。

⑤河原田町（JR関西本線東、市道：河原田環状線北）事例

河原田町のJR関西本線東側、河原田環状線北側市道においては、周辺より地盤が低い箇所となっているため、近年の集中豪雨時において浸水被害が発生している。

令和5年度において、当該箇所から南側水路へ流水するバイパス水路の整備を実施した。

⑤ 河原田町(JR関西本線東、市道：河原田環状線北)



### (3) ソフト対策

#### ①実施しているソフト対策

平時において、上下水道局職員が現場へ向かう際には、道中にある水路や雨水ます、樋門、スクリーンなどを巡視し、異常を確認次第、清掃や修繕を行うほか、天気予報にも注視し、豪雨が予想され場合は、ポンプ場等の施設も含め、事前に一斉点検・清掃を行う等、適切な維持管理に努めている。これらに加え、ポンプ場に水位計を設置することにより、降雨時に水位を確認しながらポンプを先行運転している。

その他、市民への情報発信の観点から、ホームページでの内水氾濫想定図の公表や、緊急時に土嚢を使用できるよう、土嚢ステーションの整備も行っている。

また、令和5年度には多目的モバイルポンプユニットを配備し、令和5年度の9月及び令和6年度の6月と7月には職員を対象に訓練を行うなど、浸水時の対応についても準備を進め、これらの点検・清掃・周知等のソフト対策を継続的に行っていく。

## 実施しているソフト対策

既に実施しているソフト対策については、今後も継続的に周知及び実施していく。

### 〇市が行っているソフト対策

- ◆水路・雨水ます、樋門、スクリーンにおける事前点検・清掃
- ◆ポンプ場等の施設点検
- ◆水位計を活用したポンプの先行運転
- ◆浸水エリアの周知(内水氾濫想定図)
- ◆多目的モバイルポンプユニットの配備
- ◆緊急用土のうステーションの整備
- ◆ワンコイン浸水センサの設置 (R6)

#### 緊急用土のうステーションの整備



#### 多目的モバイルポンプユニットの実施訓練状況



## ②ワンコイン浸水センサについて

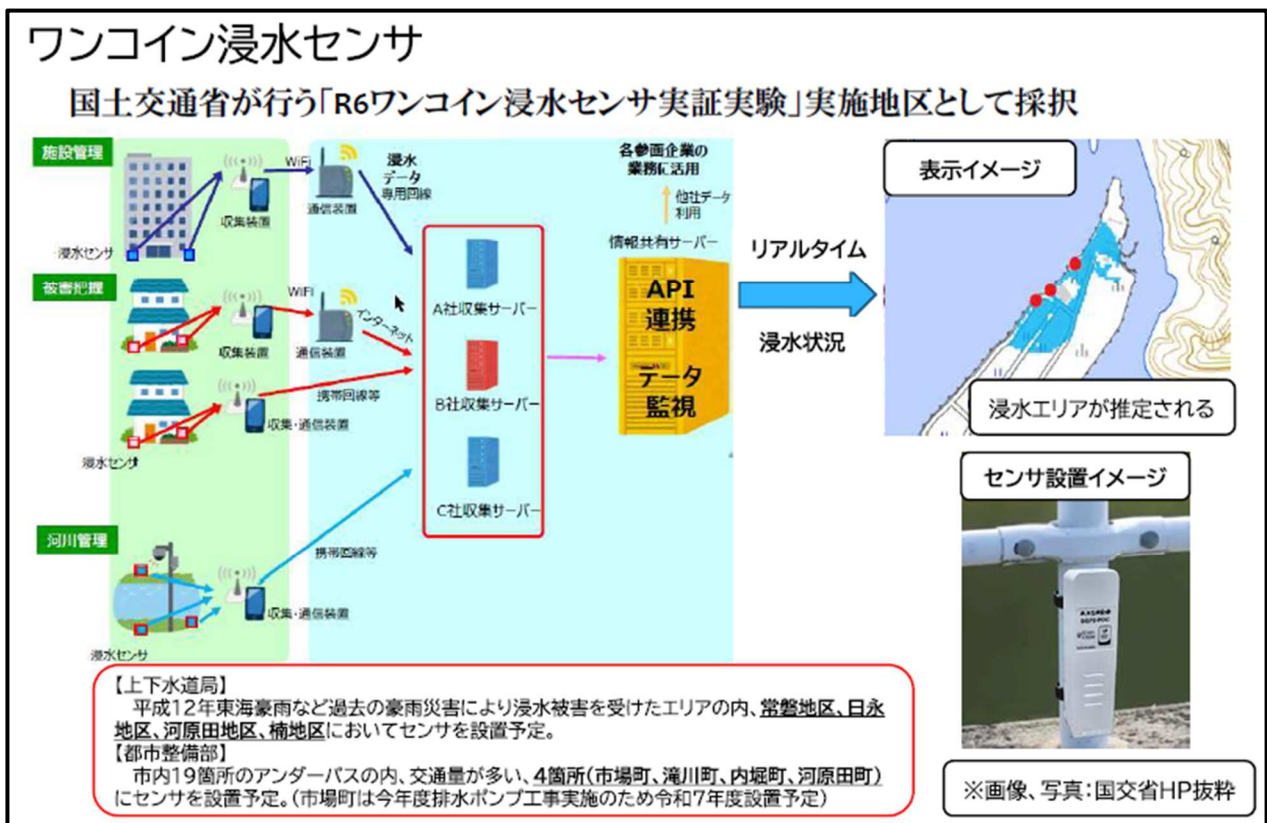
大雨による浸水被害が頻発する中、迅速な災害対応や地域への情報発信を行うため、水路からの溢水やその周辺地域の浸水状況を速やかに把握することが求められている。

そのような状況の中、国土交通省ではワンコイン浸水センサの実証実験を行っており、本市は、令和6年度の実施地区として採択された。

国土交通省が貸与するセンサを、ガードレールの支柱など道路構造物や市道のアンダーパス内に取り付け、浸水センサ業者のサーバーを通じ、国土交通省のサーバーに情報提供される仕組みとなっている。

その情報を基に、リアルタイムな浸水状況を確認することができるため、今後はこの情報の活用方法について検討していく。

令和6年度においては、過去の浸水状況を鑑みて、上下水道局で4地区6エリアにおいて、計14か所の浸水センサを設置する予定である。



# ワンコイン浸水センサ



【上下水道局設置予定エリア】

また、都市整備部においては、市内19か所のアンダーパスのうち、交通量が多く、冠水時に大きな被害が起こる可能性が高い4か所（市場町、滝川町、河原田町、内堀町）のアンダーパスに設置予定。設置時期については、令和6年度に3か所（滝川町、河原田町、内堀町）に設置し、残りの1か所（市場町）においては、令和6年度に、排水ポンプの取換工事を実施するため、令和7年度に設置する予定である。

現在、4か所のアンダーパスにおいては、大雨時に職員がライブカメラで状況を確認し、道路冠水の開始時に、バリケード等で通行規制するよう委託業者に指示しているが、アンダーパス内にワンコイン浸水センサを設置することにより、冠水開始がリアルタイムでメール配信されるため、通行規制の初期対応がより遅滞なく行われることが期待できる。



【都市整備部設置予定エリア】

(4) 啓発チラシの作成（危機管理統括部・都市整備部・上下水道局合同）

家庭でできる降雨対策として、危機管理課が作成した啓発チラシの組回覧を、令和6年7月に実施した。

これは令和4年8月定例会議会において、「降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究」についての提言を受けており、令和6年度は個人でできる降雨対策の取り組みの重要性をホームページや啓発チラシなどにより発信することとしている。

この内容について、「家庭の緑化」や、「雨水浸透施設や貯留施設」の設置など、市民の協力を得ながら雨水流出抑制対策を行うことは重要な取り組みと認識しており、危機管理統括部、都市整備部、上下水道局が連携を図りながら啓発に努めている。

### 表面

## 家庭でできる降雨対策

近年、集中豪雨等による浸水被害が起こりやすくなっています。浸水被害を少なくするためには、雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留して徐々に流すことにより、下水道や河川に流れ込む雨水をできるだけ少なくすることが必要です。

市民の皆さまが個人でできる降雨対策をご紹介しますので、ご協力をお願いします。

- 家庭の緑化（浸透させる）**  
庭に土や植物があると降った雨水が自然に地面にしみ込んでいきます。
- 雨水浸透施設の設置（浸透させる）**  
雨水浸透ますなどを設置し、雨水を地中にしみ込ませることで、側溝や川への流出量が抑えられます。
- 雨水貯留施設の設置（貯留する）**  
屋根に降った雨を貯留タンクに一時的に貯めることで、雨水が一気に側溝や川に流れるのを防ぎます。
- 不要になった浄化槽の活用（貯留する）**  
不要になった浄化槽は雨水貯留タンクとして活用できます。貯めた雨水は、ポンプ等で庭の水やりなどに利用できます。
- 止水板や土のうの設置（浸入を防ぐ）**  
建物の出入口に取り付けることで、道路上にあふれた雨水が建物内部へ浸入することを防止できます。

### 裏面

## 情報

は、命や財産を守るためにとても重要です。降雨への対策や災害に備え、入手方法をご確認ください。

- 四日市市防災情報ホームページ**  
トップ画面に避難所開設情報や防災情報を掲載するなど、緊急情報が一目でわかるようになっています。
- 各種ハザードマップ**  
ハザードマップを活用して、自分の自宅や勤務先などのような災害リスクがあるのかを確認できます。
- 安全安心防災メール**  
防災情報などを携帯電話やスマートフォンにメールでお届けする、無料の「四日市市安全安心防災メール」を行っています。
- 四日市市Sアラート**  
防災行政無線で放送される内容を音声と文字で受け取ることができるスマートフォン用アプリです。
- ARLook（あるっく）**  
AR（拡張現実）機能を活用して視覚的に浸水被害イメージや避難所等がある方向等を把握することができます。

【情報に関する問い合わせ先】  
（発行）●危機管理統括部 危機管理課 TEL:059-354-8119  
E-mail:kikkikanri@city.yokkaichi.mie.jp

【治水対策に関する問い合わせ先】  
●都市整備部 河川排水課 TEL:059-354-8357  
E-mail:kasenhaisui@city.yokkaichi.mie.jp  
●上下水道局 経営企画課 TEL:059-354-8369  
E-mail:keikikaku@city.yokkaichi.mie.jp

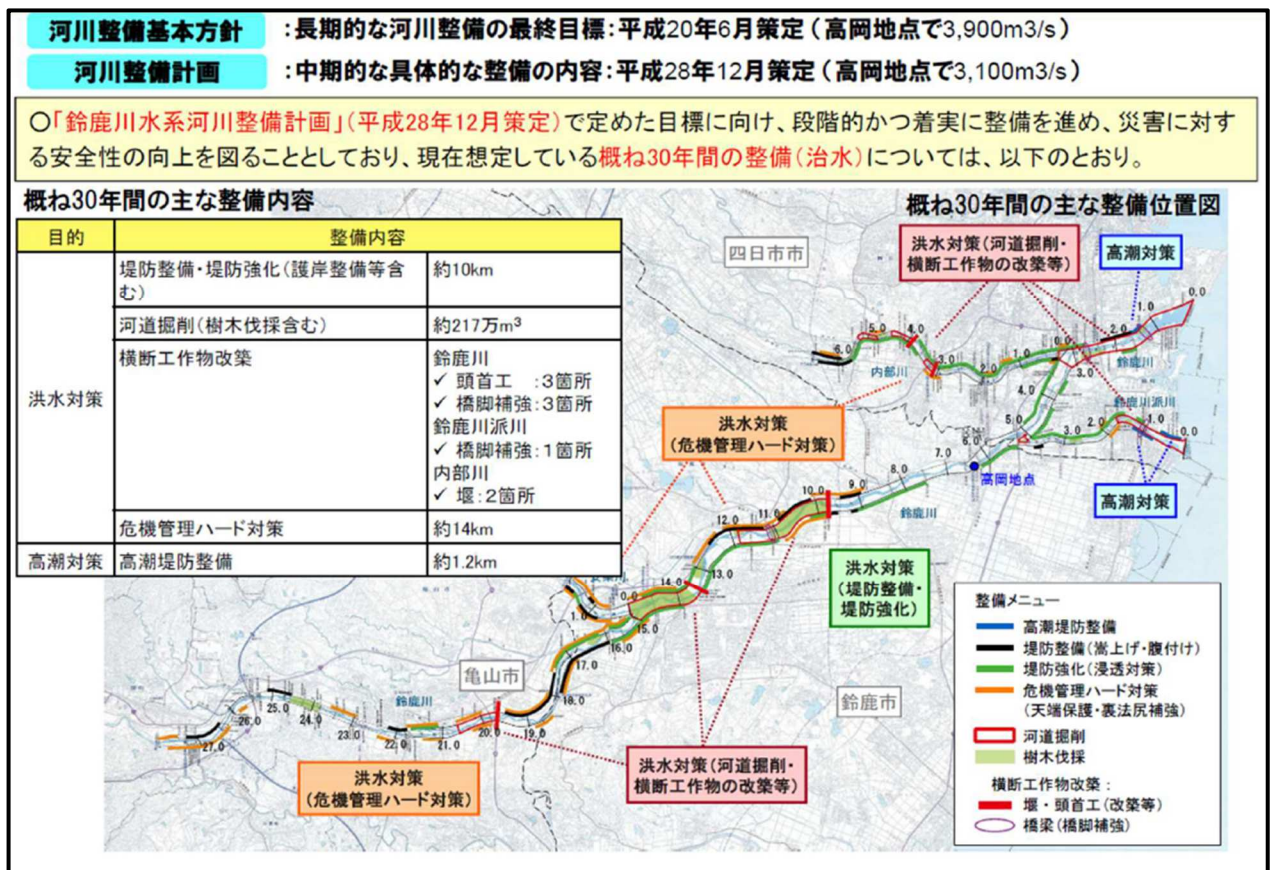
【啓発チラシ】

## 5. 国・県の雨水対策

### (1) 国管理河川の整備状況

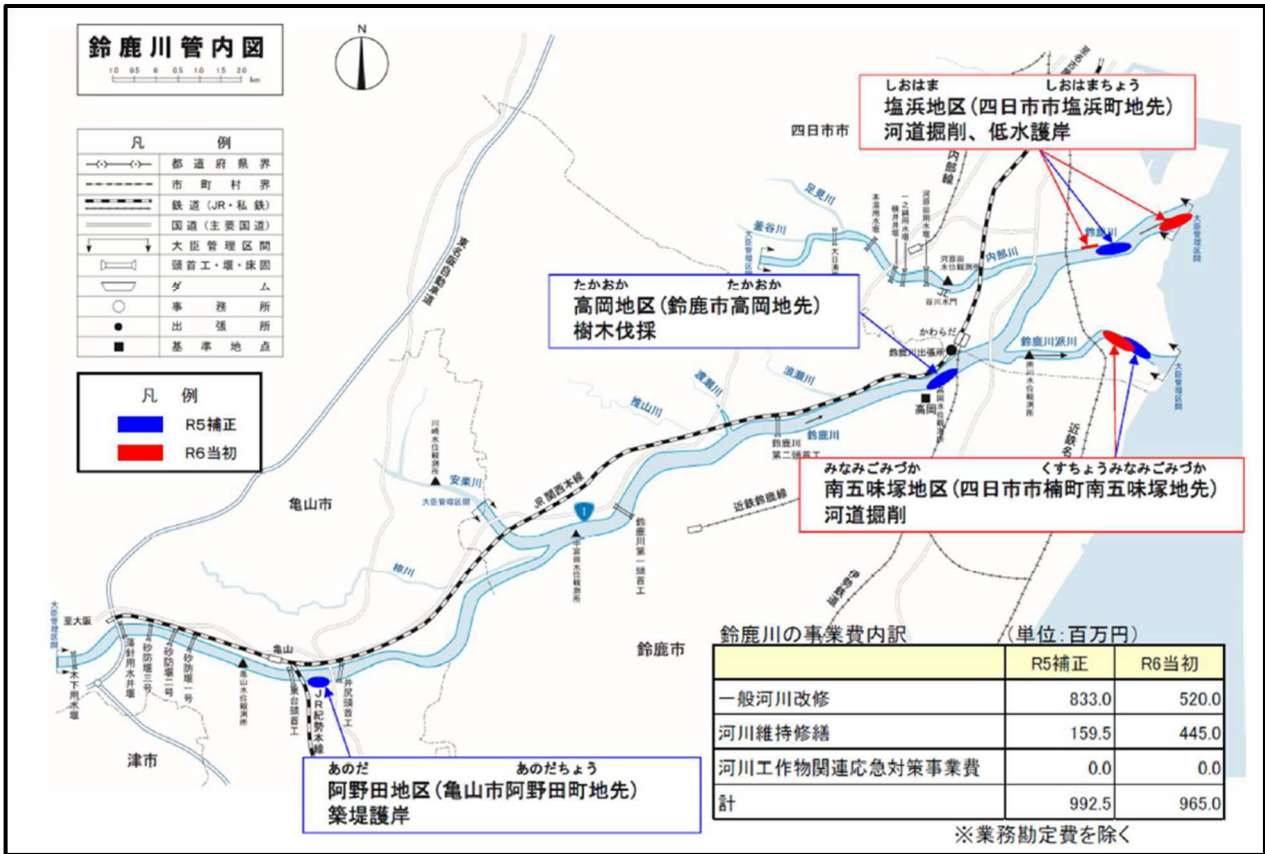
「鈴鹿川水系河川整備計画」（平成28年12月策定）で定められた目標に向け、段階的かつ着実に整備を進め、災害に対する安全性の向上を図ることとしており、現在想定している概ね30年間の整備（治水）では、堤防整備・強化、河道掘削、横断工作物改築、危機管理ハード対策等を行っている。

一級河川である鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川においては、四日市市、鈴鹿市、亀山市の3市で構成する、「鈴鹿川改修促進期成同盟会」において早期整備や適正な維持管理について、毎年要望活動を行っており、本年は、11月上旬に3市の市長が国土交通省へ出向き、要望活動を実施する予定である。

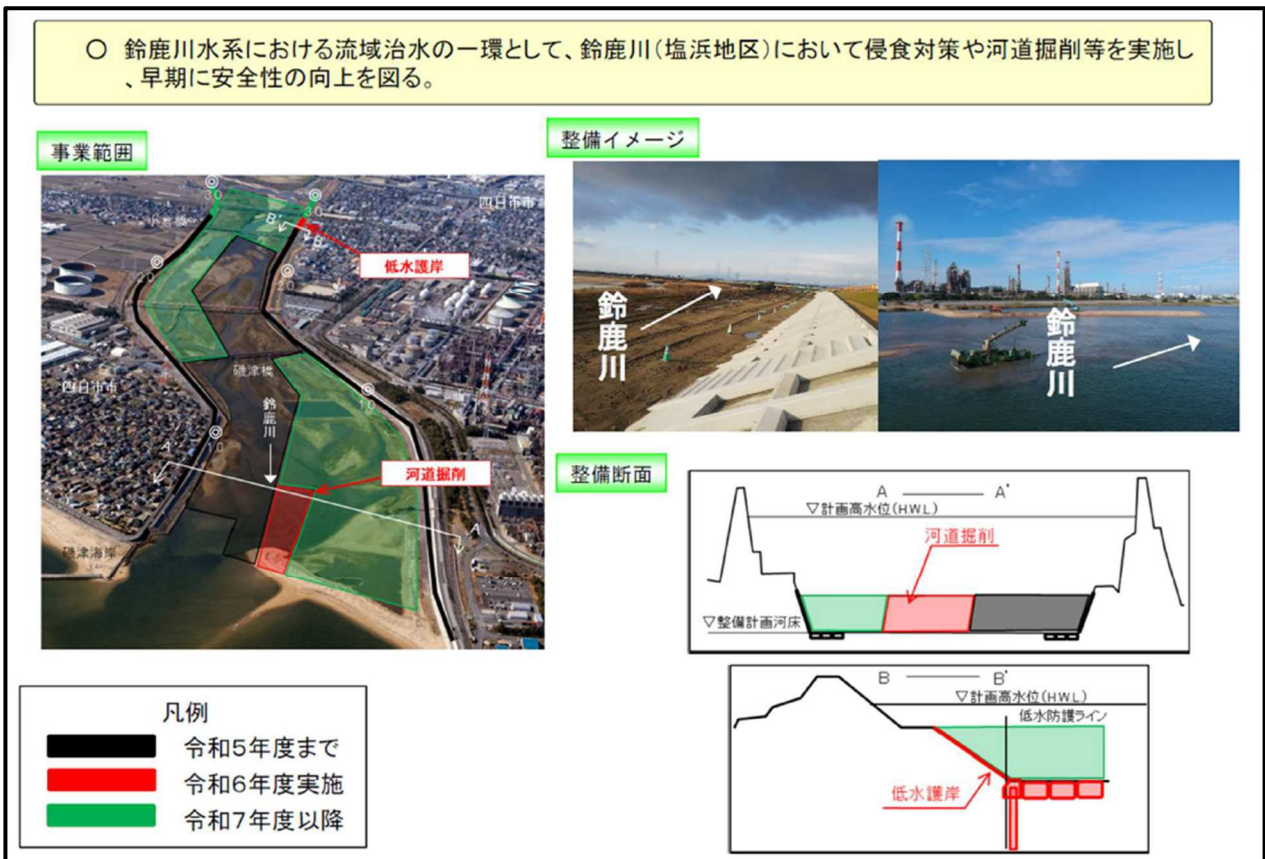


### 【概ね30年間の主な整備内容】

令和6年度においても、塩浜地区及び楠地区（南五味塚）において、河道掘削や低水護岸の整備を予定している。



【令和6年度鈴鹿川事業予定図】



【鈴鹿川 塩浜町地先】

○ 鈴鹿川水系における流域治水の一環として、鈴鹿川派川(五味塚地区)において河道掘削等を実施し、早期に安全性の向上を図る。

事業範囲

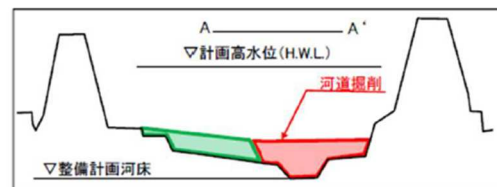


- 凡例
- 令和5年度まで
  - 令和6年度実施
  - 令和7年度以降

整備イメージ



整備断面



【鈴鹿川 楠町南五味塚地先】

(2) 県管理河川の整備状況

三重県の管理河川においても国と同様に早期整備と適正な維持管理に努めてもらうよう、毎年要望を行っている。また、三重県では海蔵地区において、三滝川を分派し、海蔵川へ流すよう三滝新川の整備が進められており、令和9年度の出水期までの完成を目指し、令和6年度も引き続き整備が進められている。



## 6. 浸水区域について

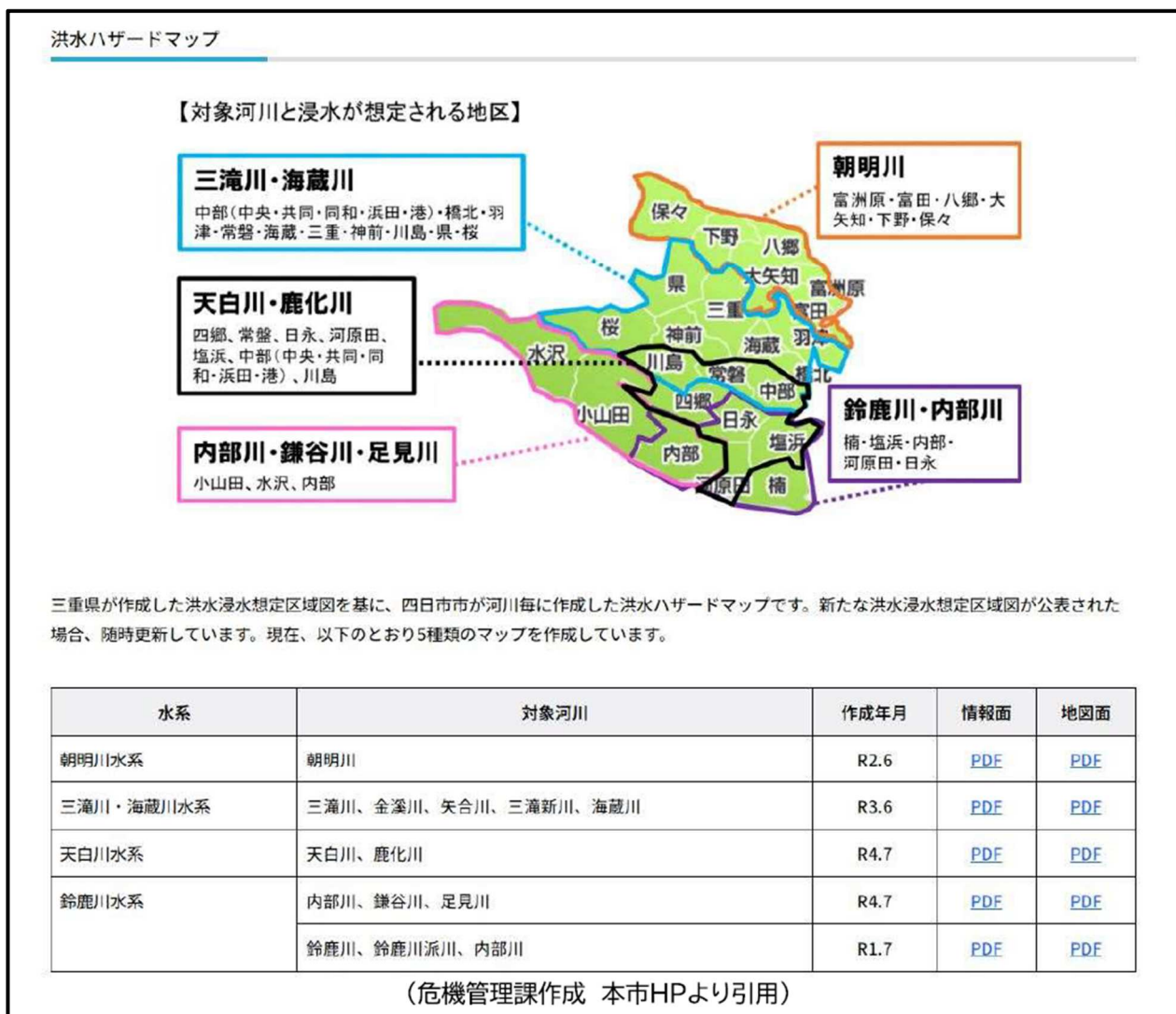
### (1) 市内の浸水区域

豪雨や台風による浸水箇所の大半は市街化区域に集中し、市街化調整区域は浸水箇所が点在する状況である。市街化調整区域に点在する浸水箇所は、それぞれ個別での浸水対策の実施や地元からの土木要望として対応を行っている。

### (2) 洪水ハザードマップ

本市では、千年に一度といわれる想定最大規模の降雨に対応するため、国・県が作成した浸水想定区域図を基に、市が外水氾濫の洪水ハザードマップを作成している。また、新たな浸水想定区域図が発表された場合、随時更新を行っている。

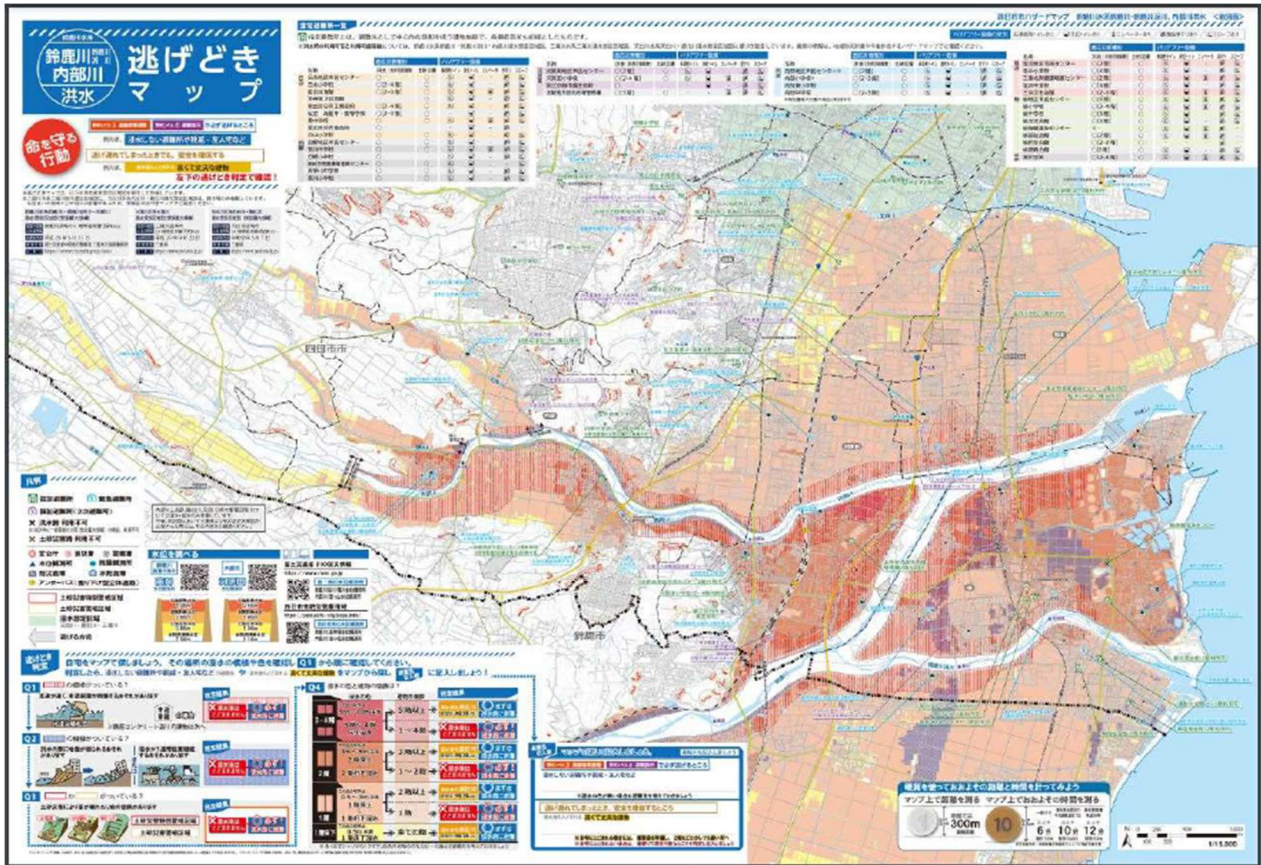
## 【洪水ハザードマップ（外水氾濫）】



本市が作成している洪水ハザードマップは「逃げどきマップ」と呼称しており、市民が、自分が住んでいる地域が浸水するか否かを判断し、いっどうやって避難すべきなのか等、防災意識の向上に繋げている。

現在のマップは、朝明川水系、三滝川・海蔵川水系、天白川水系、鈴鹿川水系の5種類で、想定最大規模の降雨量は河川ごとに異なっている。

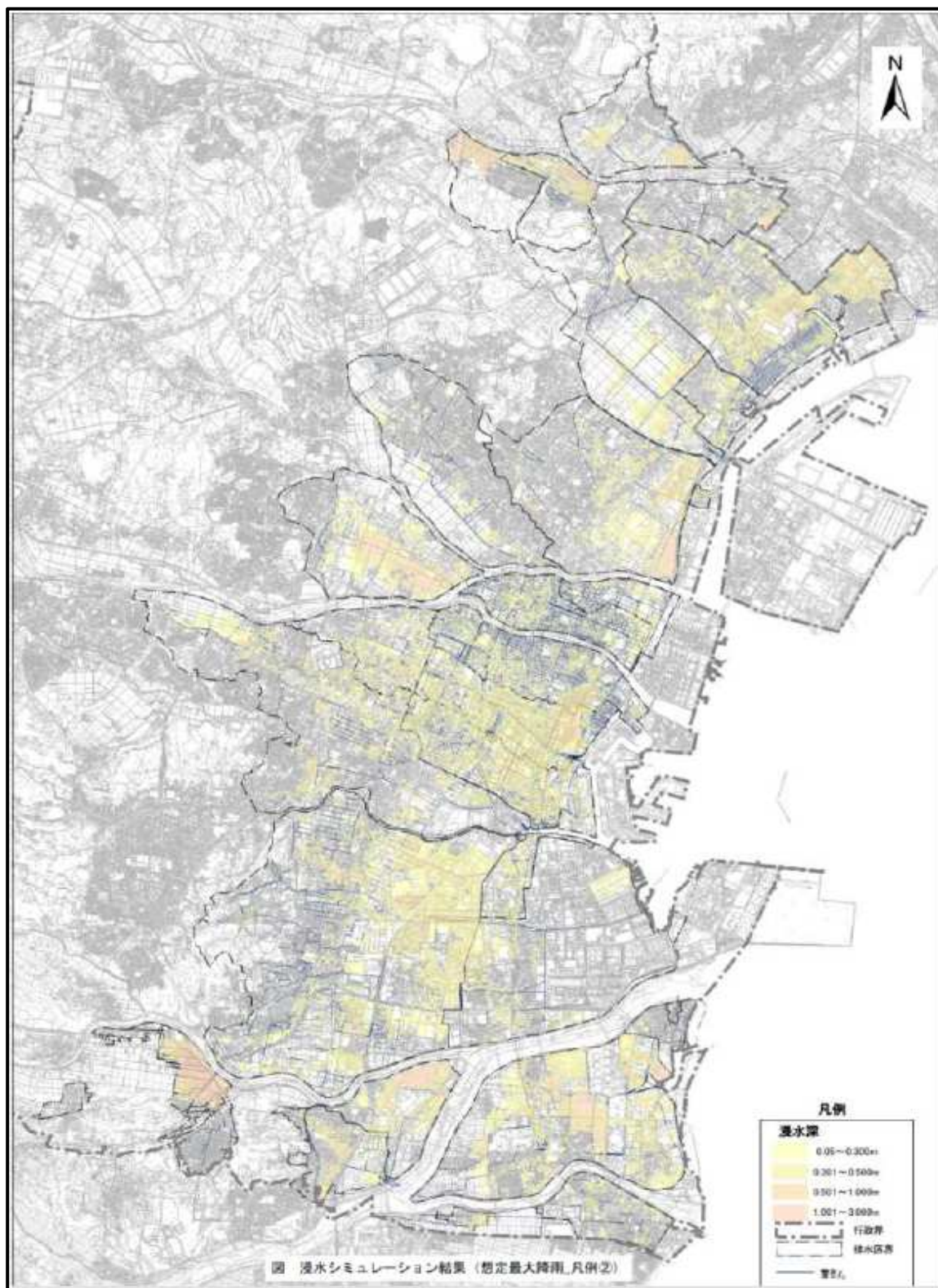
### 【洪水ハザードマップ（逃げどきマップ一例）】



(3) 内水浸水想定区域図

本市が作成した内水浸水想定区域図は、1時間当たり147mmの降雨を想定したものである。

【内水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）】



(4) 浸水被害実績平面図

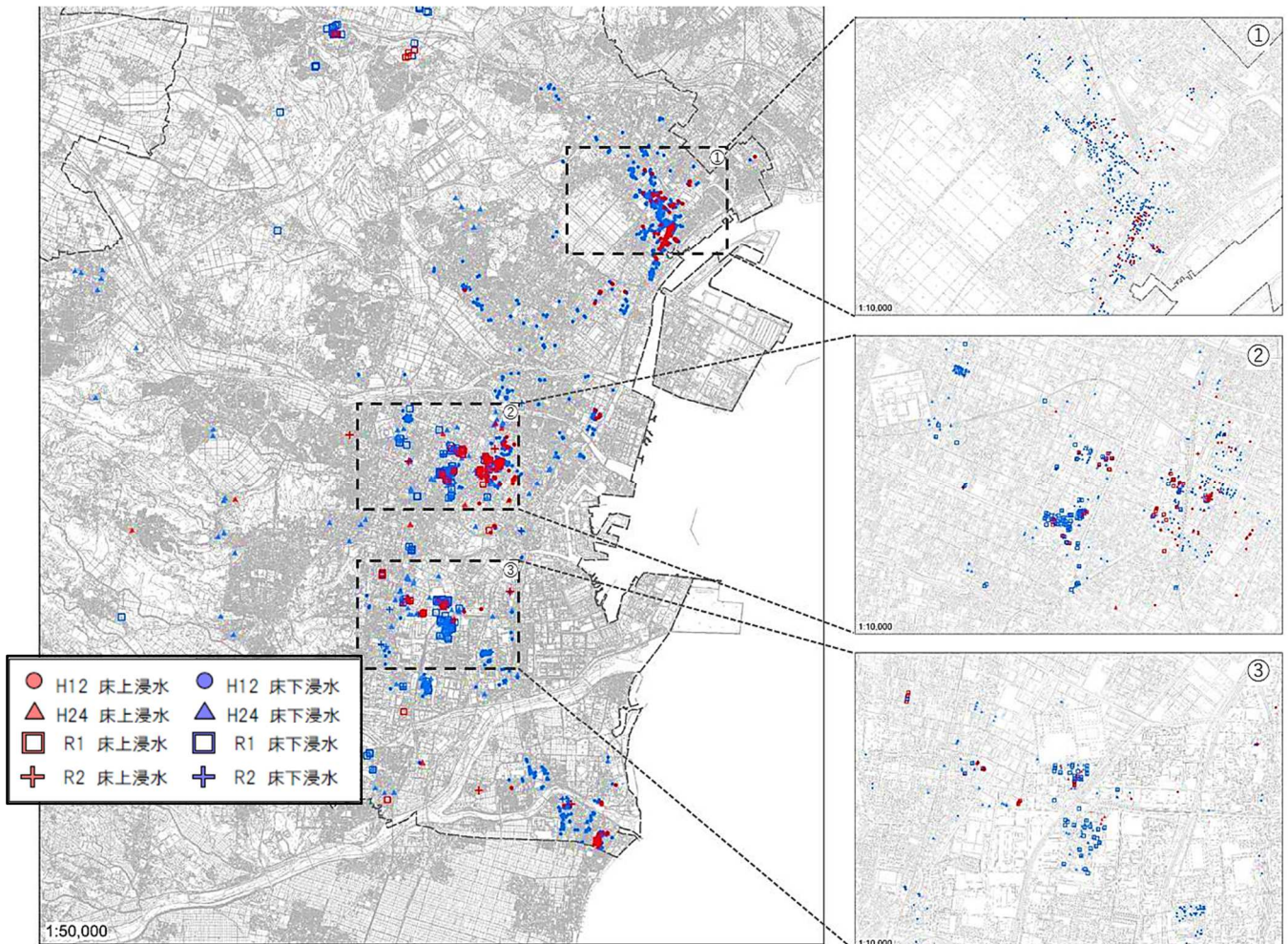
表1は令和2年の台風10号までの本市の浸水被害実績であり、図2は市街化区域における浸水実績を図示したものである。また、図3は、本市の雨水排水対策の状況を示したものである。

【表1 浸水被害実績】

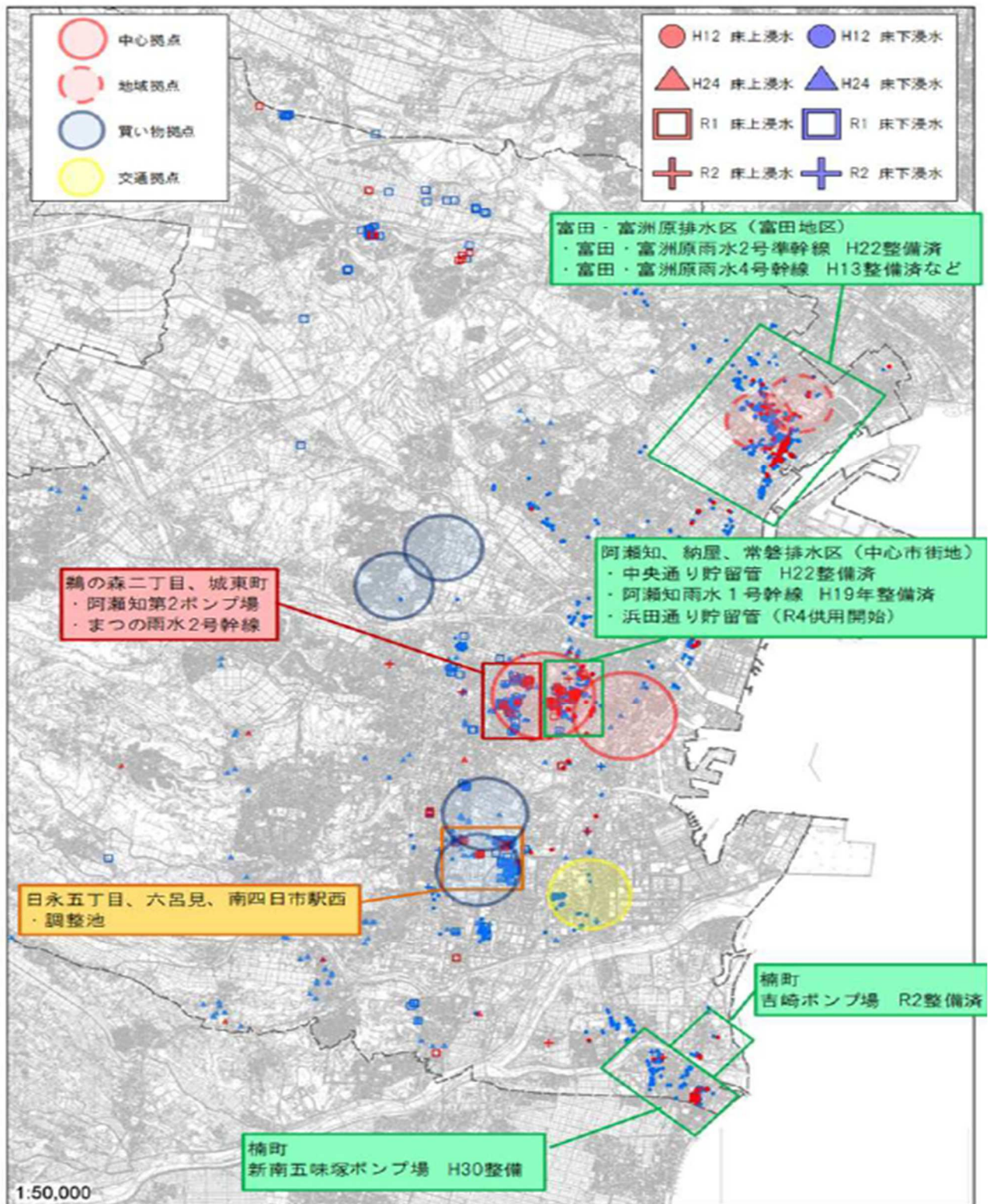
降雨名称	最大時間雨量※ (mm/時)	浸水戸数(件数)		
		床上	床下	合計
平成12年 東海豪雨	120.5	178	1,975	2,153
平成24年 台風17号	76.0	65	399	464
令和元年 9月豪雨	125.0	54	175	229
令和2年 台風10号	102.0	12	118	130
合計	-	309	2,667	2,976

※1時間あたりの最大降雨量

【図2 浸水被害実績平面図】



【図3 雨水排水対策の状況】



・緑色が雨水排水対策済みエリア  
 ・赤色・オレンジ色が今後の雨水排水対策エリア  
 (鶺の森二丁目及び城東町エリア)  
 (日永五丁目、六呂見、南四日市駅西エリア)

## 7. 流域治水について

近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえた施設整備といった対策は時間を要し、その間にも温暖化により被害が深刻化する恐れがあることから、河川整備を加速することに加え、本川下流のみならず、上流や支川などの中小河川も含めた、流域全体で国、県、市町、企業や住民が協働して行う流域治水の取り組みが行われている。

国は、令和3年3月30日に「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3つの対策により、水害に強いまちづくりや地域防災力の強化などの流域対策と河川整備を組み合わせた、「流域治水プロジェクト」を全国109の一級河川水系で策定した。

○施設整備には時間を要することになるが、その間でも、温暖化により洪水による被害が深刻化する恐れがあるため、河川整備を加速することに加え、本川下流のみならず上流や支川など中小河川も含め流域全体で、国・都道府県・市町村、地元企業や住民などが協働して取り組む「流域治水」により治水対策を推進。  
○去る3月30日に、水害に強いまちづくりや地域防災力の強化などの流域対策と河川整備を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を全国109の一級水系で策定し、本格的に現場レベルで「流域治水」をスタート。



【流域治水イメージ図】

さらに上記プロジェクトは、令和6年3月26日に、流域治水の取組を加速化・深化させることを目的に、「流域治水プロジェクト2.0」へ更新が行われた。

その内容としては、平均気温が2℃上昇した気候変動下でも、目標とする治水安全度を維持するため、さらなる流域治水の取り組みを進めるものとなっている。

本市における「鈴鹿川水系流域治水プロジェクト2.0」による対策が実施されると、河口部では浸水世帯数が軽減されるものとなっている。





## 8. 今後の市の雨水対策について

### (1) 河川事業

近年、線状降水帯の発生や異常気象による河川の氾濫が各地で発生しており、本市においても治水安全度の向上を図るため、準用河川改修事業・堀川内水対策事業・河川等計画保全事業（河床洗堀対策や調整池の維持管理）を推進計画の治水対策事業（河川）に位置付け、計画的に取り組んでいる。

さらに、この事業のほか、普通河川や排水路の整備を進めるとともに、これらの機能を維持するため、適正な維持管理や修繕に取り組んでいく

このような治水対策には、多くの事業費が必要となることから、今後も国に対し、国土強靱化実施中期計画の早期策定と国土強靱化に必要な予算の確保に向け、市としても強く要望を行っていく。

### (2) 総合治水対策

今後も引き続き、関係部署と連携を図りながら、市による治水対策施設の整備はもとより、市民及び事業者の協力を得て、総合的な治水対策を推進すると共に、水害に対する危機管理意識の充実を図るよう、ハードとソフトの両面から、本市の治水安全度の向上に努めていく。

### (3) 下水道事業

近年の田畑の減少等の都市化の進展による雨水流出抑制機能の低下や、線状降水帯による豪雨被害の多発といった状況を受け、限られた財源の中で既存ストックを活用しつつ浸水対策を実施すべき区域を明確化し、期間を定めて集中的に対策を実施するための「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」が国から示され、本市においても令和3年度に四日市市雨水管理総合計画を策定した。

この計画により優先的に実施する雨水排水対策は、ガイドラインにより示されている10年確率降雨、1時間当たり67mmの1.1倍に当たる73.8mmの計画降雨に見直して、国の補助金を活用しながら対策を進めていく。

また、国のガイドラインでは20cm程度の道路冠水を許容するとされているが、そのような箇所においても、局部改良、ソフト対策を適切に組み合わせることを基本として、効果的な対策を検討していく。

9. 市の雨水対策の体系（参考）

**【条例】**

四日市市防災対策条例

四日市市防災会議条例

**【各種計画】**

四日市市国土強靱化地域計画

四日市市地域防災計画

四日市市総合治水対策

雨水管理総合計画

公共下水道事業計画

## 9. 委員からの主な意見

- ・市内の浸水区域に指定された地区の住民に対して、雨水対策や浸水対策について実施した、又は、実施予定の場合、対策の効果についてより積極的に広報活動に取り組む必要があるのではないか。
- ・岡山市や倉敷市では、条例に基づいて大学教授等の外部の識者も参加した会議体を設置している。このような会議体で推進計画を策定すると、方向性を定めつつ、適切な計画が可能なのではないか。
- ・若手職員も参加した治水対策への意識を高める研修会があるのであれば、来年度以降、外部の識者の講演会を開催するといった、外部の客観的な知恵も活用いただきたい。
- ・蓄積したデータがないワンコイン浸水センサのデータ解析において、技術を持った特定の職員でしか分析や判断ができないという状況に陥らないよう、研修等も今後行ってほしい。
- ・治水対策を行った件数の集計等をまとめた総合治水対策チェックリストを総合治水対策協議会の幹事会だけで確認されている現状を見ると、当初設置したときの思惑と現在の運用に差異が生じているのではないか。
- ・上記のような現状だと、条例等で明確な指針を定めた方が、治水対策が進んでいく印象を受ける。
- ・総合治水対策チェックリストのように、議員から資料の説明を求めることが適切なのか、条例等、一つの制度として定めていくことが適切なのか、倉敷市の行政視察を通じて見極めたい。
- ・総合治水対策や防災対策は広義のまちづくりである。アンダーパスを高台となるオーバーパスに変更する、浸水したアンダーパスを避けて通れるバイパス道路を作る等、条例で規定しなければ、効果が上がらない。そのため、倉敷市の条例だけでなく、他市の条例も参考にしながら検討していくと良いのではないか。

## 10. まとめ

本市の雨水対策について、四日市市総合治水対策に基づき、ハード対策として、朝明新川などの準用河川改修事業や、朝明ポンプ場におけるポンプ整備更新及び河原田町における局部改良工事のほか、六呂見調整池の整備、中央通り再編事業などに関連した雨水排水対策の状況を確認した。また、ソフト対策としては、水路や施設の巡視・清掃、市民向け情報発信や土嚢ステーション設置などに加え、多目的モバイルポンプユニットの配備と職員向けの訓練の実施、国の実証実験であるワンコイン浸水センサの設置などに令和5年度以降、新たに取り組んでいることを確認した。

このように、市はハードとソフトの両面から引き続き取り組みを進めているが、当委員会

としては、激しさを増す大雨による被害を防ぎ、安心安全なまちづくりを進めるために、さらに一歩進んだ雨水対策の取り組みが必要だと考える。

今回、雨水対策に関する条例を制定した倉敷市の取り組みを念頭に所管事務調査を実施したところ、委員からは、市が取り組む雨水対策に関する意見のほか、雨水対策を制度化することの効果や雨水対策の手法を条例で規定することなどについて意見があるなど、本市の雨水対策をさらに一歩進めるための論点の整理に繋がった。

当委員会としては、今回の委員会での議論を踏まえ視察に臨むとともに、本市にとって必要な形を模索したいとの意見で一致した。最後に、今回の所管事務調査で出された意見が今後の本市の雨水排水対策に反映されることを求め、調査報告とする。

---

[委員会の構成]

委員長	森	智子
副委員長	辻	裕登
委員	伊藤	嗣也
委員	後藤	純子
委員	小林	博次
委員	笹岡	秀太郎
委員	樋口	博己
委員	樋口	龍馬

## 都市・環境常任委員会

### ○本市の雨水排水対策の今後について

#### 1. はじめに

都市・環境常任委員会では、令和5年度から令和6年度にかけて本市の雨水排水対策を確認するとともに、他自治体の先進的な取組の調査研究を続けてきた。

8月定例会議会中に実施した所管事務調査では、7月末に視察を行った「倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例」の振り返りと、本市の雨水排水対策との比較を行った。

その際、当委員会として、雨水排水対策についての条例制定や提言の実施といった今後の方針を改めて検討すべきとの結論に至ったことから、今回、所管事務調査を行うこととした。

#### 2. 8月定例会議会中所管事務調査における議論等について

##### ①今後の方向性について

・上下水道局では令和7年度末に下水道整備が落ち着き、その後職員配置を考えていくことから、条例を策定するのであれば、令和7年度末が一つの目途となると考える。

・令和6年度末に委員会構成委員が変わることから、今年度中に委員会としての課題等をまとめた上で、行政が1年かけてどのように対応するか判断してはどうか。

・条例の作成に至らずとも、これまで議論している以上、ある程度の基準を設けた上で、理事者に行動を求めるようまとめるべきと考える。

・理事者に対し委員会の方向性を明確にし、行動を求めていく必要があると考える。

・最終的に条例の制定に至るかは別にしても、行政に雨水管理総合計画等の変更を求めた場合、議会が並行して条例の作成を行うと、変更中の計画が条例に寄っていく場合がある。その場合は、条例の作成がある程度進んでいることが重要である。

##### ②雨水対策について

・かつて新築を建てる際には、水害を避けるため30cm以上嵩上げを行ってきたが、今現在は、道路に並行して建てられるのが一般的であるので、浸水被害の予防策として、改めて住宅の嵩上げを周知し、嵩上げへの補助金等も検討していく必要があるのではないか。

・地域において、極端に地盤が低い住宅に対しては具体的な嵩上げ対策等を検討していく必要があるのではないか。

・技術の進歩によって、住宅の規格等も変化していく中で、既存の建築方法と異なる、災害に強い住宅建築を促進するため、行政による支援が必要なのではないか。

例：新しい発想の住宅建築方法に補助金を出す等

・浸水想定区域の新築については、行政による何らかの規制等を行うことも検討する必要があるのではないか。

・衛星による水位の状況や河川の流域の確認といった新技術をより有効的に活用するよう検

討が必要ではないか。

- ・地区計画を定める地区で浸水が発生していることから、まずはその対策を優先して検討するよう、行政に求める必要があるのではないか。
- ・浸水想定区域がハザードマップ等で示されている以上、該当地域に新築を建てる市民に行政からその旨がわかるよう情報発信していく必要があるのではないか。
- ・個別具体的な政策を立案する上で、その根拠として必要なのは条例ではないか。条例を制定することで、例えば、建築事業者から新しく住宅を購入する市民へ、ハザードマップ等を提示し浸水想定区域に該当する旨の情報提供を義務付けるといったことができると思う。
- ・建築事業者から浸水想定区域の情報提供を行うようになると、地価の下落が予想される。それに対してどのように対処するかが課題となる。
- ・倉敷市の農業用排水と同様に、事前に側溝や河川等の水位を下げることで、豪雨時のオーバーフローを未然に防ぐという発想も雨水対策として取り入れていくことが必要ではないか。
- ・地区計画で、雨水対策も計画として作成するよう条例で求めるとよいのではないか。
- ・雨水管理総合計画について協議する場合、第三者機関が必要と考えるが、学識経験者の確保ができない可能性も考えられる中で委員会がある意味第三者機関の機能を担っているといえる。今後もこのような流れを作ることを、令和7年度の都市・環境常任委員会に引き継いでいくことが重要と考える。

### 3. 委員からの主な質疑、意見

Q. 8月定例会議会の所管事務調査での意見や議論に対する見解を確認したい。

A. 総合治水対策は東海豪雨を契機に策定されており、これまで多くの治水対策に取り組んできた。しかしながら、東海豪雨後も降雨量が増加する等、状況が変化を続けていることから、総合治水対策全体を検証することは適切だと考える。検証にあたっては外部からの学識経験者などの人材の確保が課題となる。

Q. 学会等に職員を所属させることができれば、若手研究者との交流も深まり、学識経験者の確保に繋がると考えるがどうか。

A. 個人的に学会に参加する職員はいるが、業務を依頼するなどの関係を築くには至っていない。

Q. 旅費の支給等の補助を行えば、職員の積極的な学会参加が見込めるだけでなく、学会で面識を得た若手研究者を、行政との協働研究に誘うことも可能ではないか。

A. 水道事業、下水道事業の収益減の中で、上下水道局では、出張旅費等を含めた予算にマイナスリシーリングを行っていることから、旅費について、本庁との協議を検討する必要がある。

(意見) 総合治水対策が見直されていないことに対して、議員と理事者で共通の課題認識を持つことができたと思う。また、学会への職員の参加を通じて専門家を新たに探して

いくこともできるのではないかと考える。

Q. 雨水管理総合計画における事業の進捗確認や委員会への報告はどのようなものか。

A. 雨水管理総合計画における事業の進捗状況について、適宜、委員会に報告している。

Q. 総合治水対策について、今からでも見直しをかける必要があるのか、それとも、生活排水処理施設整備計画が完了するまで様子を見るのか。

A. これまで取り組んできた本市における雨水対策は一定の成果を収めてきたが、より良い対策が行えるよう、雨水管理総合計画の上位計画である総合治水対策を時期を問わず見直し、改善していくべきだと考える。

Q. 総合治水対策を見直すとした際のスケジュールを確認したい。

A. 令和7年5月に都市・環境常任委員会委員が交代となった時期に、計画の見直しの方向性の説明を行い、令和8年度を目標として見直すというのも1つの案だと考える。いずれにせよ、他部局の対策も様々あり、豪雨による被害が出るまでに想定できる対策を用意することが重要だと考える。

(意見) 今年度中にある程度方向性や考え方を示し、令和7年度中に委員会等で途中経過を含め報告しながら見直しを実施してほしい。

Q. 水道管の漏水検査にAI診断を用いて約85%の精度が出せるようになったとのことだが、今後、雨量等を計測するにあたってAI診断を利用していくのか

A. AI診断を用いた漏水検査は、集積した基礎データをAIに取り込ませることで高精度な回答が作成されている。そのため、水に関する様々な情報の中から、本市にとって何が役立つのか模索している途中である。しかしながら、本市は25年前から雨量観測点を5kmメッシュで保有し雨量観測を行い、そのデータをウェザーニュースに提供し、四日市の雨量を検知させる取組を行っており、こうした現状の取組からもう一步踏み込んだものを検討することは重要だと考える。

(意見) 様々な豪雨のデータがないとAIによる診断もできないと考えるため、今後しっかりと取組を推進してほしい。

Q. 現状の雨水対策の方向性を確認したい。

A. 市街化区域の雨水対策を考えていく場合、人口減少化時代に入り空き家が増加する中で、2000㎡以上の土地を確保し、それを調整池に変えて一時的に水を貯めるという方法が検討されている。

Q. 都市整備部において、公園の土地を周囲より低くして雨水を貯めるような計画は無いのか。

A. 現在そのような計画はない。

(意見) 屋内の施設がある公園の駐車場の土地を下げるとトラブルに繋がるが、都市公園、街区公園であれば雨の日は利用者等もいないため、アイデアの1つとして検討してほしい。

(意見) 四日市市総合治水対策協議会が機能していない、議会への報告を協議会相当と見なすことも一つであり、委員会で参考人を招致して、意見交換を実施することも検討できるのではないか。

(意見) 委員会の所管事務調査として定期的に総合治水対策について触れていくのであれば、次年度の委員会に引き継ぐことも必要である。

#### 4. まとめ

当委員会ではこれまで、本市の雨水対策について所管事務調査を継続的に実施し、本市の取組に加え、先進市の取組についても視察を行い、議論を深めてきた。

本市では、平成12年の東海豪雨を契機に策定された総合治水対策を基に様々な対策が講じられてきたが、降雨災害が激甚化する中で総合治水対策を見直す必要があると考える。市も東海豪雨を基準とした総合治水対策の見直しの必要性は認識しており、これまでの委員会での議論も踏まえ、総合治水対策の見直しに向け、今後、方向性を示す予定であるとのことだった。

以上の所管事務調査の結果、当委員会としては、今後も定期的に雨水対策について調査を実施すること及び市民と事業者が一体となって雨水排水対策を講じてもらうため、関係部局が連携して取組を進めていくよう求めていくことを次年度の委員会に申し送ることとした。また、総合治水対策事業の評価等を行う、学識経験者を含めた第三者機関の設置については、提言も視野に検討を行うことで一致した。

---

#### 〔委員会の構成〕

委員長	森	智子
副委員長	辻	裕登
委員	伊藤	嗣也
委員	後藤	純子
委員	小林	博次
委員	笹岡	秀太郎
委員	樋口	博己
委員	樋口	龍馬

## 1. はじめに

近年、全国的な課題として挙げられる技術職員の確保は、本市においても喫緊の課題となっており、職員の必要数に対し、採用数が下回る状況が続いている。特に、市民生活に不可欠なインフラを支え、専門的な技術が求められる上下水道局においては、深刻な課題と言える。

こうした状況を踏まえ、令和6年8月定例会議会の決算常任委員会都市・環境分科会では、公営企業である上下水道局の特性を生かした独自の採用手法や、奨学金制度の活用といった具体的な対策の必要性が議論され、論点整理シートを作成し、決算全体会へ提出した。

また、決算全体会において、都市・環境常任委員会と総務常任委員会の双方で議論するよう整理がなされた。

こうしたことから、技術職員の採用という課題は、両委員会の所管に共通する重要事項であり、それぞれの視点からの議論を深めることが不可欠である。そのため、各委員会の所管部局である上下水道局及び総務部に出席を求め、より実効性のある方策を探るべく、都市・環境常任委員会と総務常任委員会の連合審査会を開催し、所管事務調査として取り上げ、調査することとした。

## 2. 水道技術者に必要とされる技術・能力について

### (1) 水道管路整備に必要とされる技術・能力について

水道管は常に水が管路の中を流れており、管網が面的に繋がっていることから、水道に関する知識が無いものが工事をしてしまうと、断水や濁水が生じ、その影響範囲は広範囲なものとなる。

このため、管路工事を実施する際には、既設管路への影響が極力生じないよう取り組むと共に、影響が生じた場合に、影響範囲ができる限り小さくなるよう管網解析等を用い検討・検証を行ったうえで工事を進めている。

工事の設計時には水道工事特有の材料や図面についての理解や、設置する管の口径計算など、専門的な知識が必要となる。水道工事に関しては局職員がすべて自前で設計を行っており、設計ができる業者が市内にいない状況である。

また、新しく設置した水道管に水を充水する『水張り作業』や、充水した後、工事中に管内に混入した砂等を洗い流す『洗管作業』を、局職員が実施している。

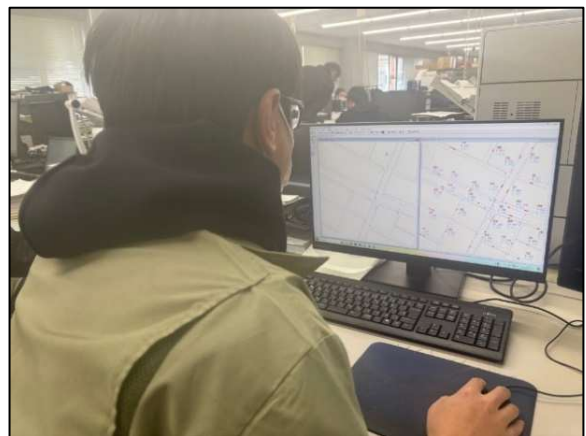
この際、大量の水を一気に流すとその水流が周辺の管網に影響を及ぼし、濁水が生じてしまうため、バルブの開度調整による流量の制御などの技術が必要となる。作業実施前には管網解析を行い作業による影響の検討を実施している。

### (特に必要とされる技術・能力)

#### ① 水理学の基礎知識    ② 市域の水道管網の理解

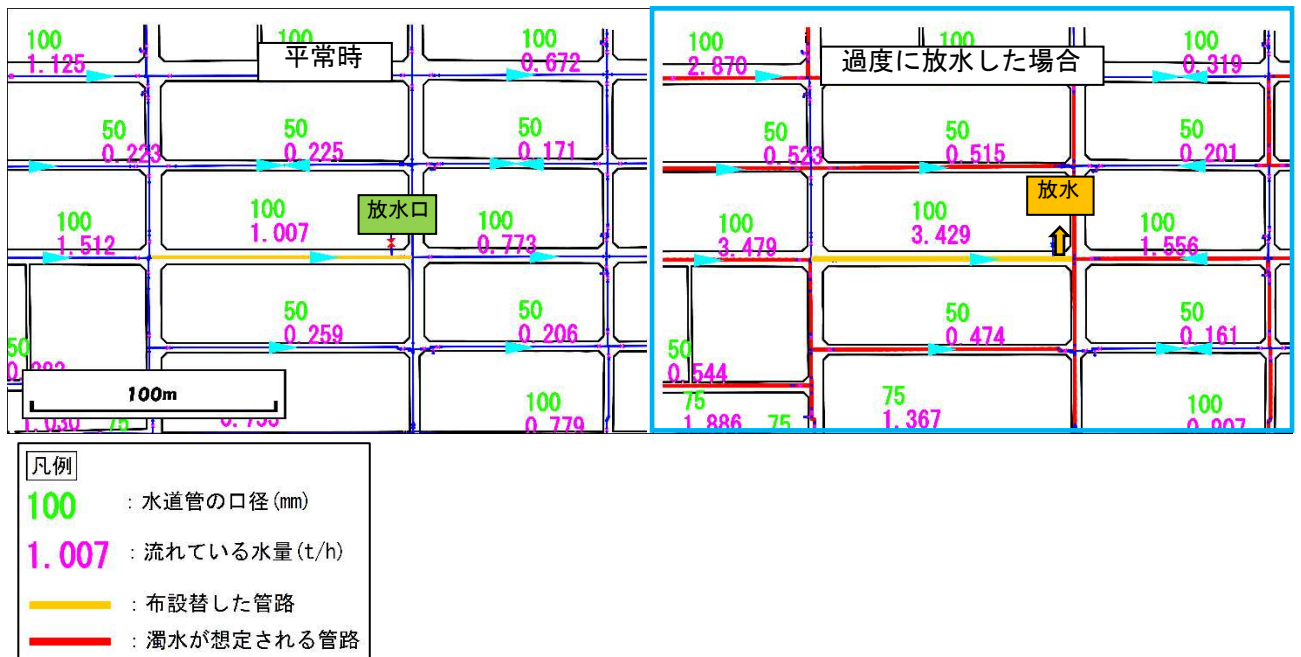
水理学は水道の基であり、管網解析等を用いて検討・検証を行ううえで水が流れている方向やその水圧等を理解する必要がある。

### 管網解析研修状況写真



## 管網解析研修例（洗管シミュレーション）

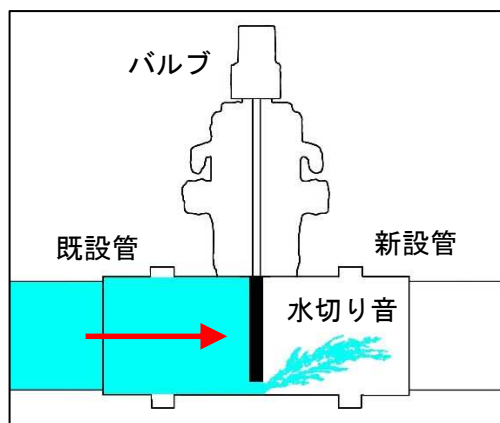
下記は、布設替後の新設管を洗管するために実施したシミュレーションの一例である。過度に放水した場合、濁水（赤色管路）が発生する状況を示したものである。



### ③ バルブ操作の技術

新設管の水張り作業や洗管作業を行う際、作業に伴う既設管の水流変化の影響による濁水の影響を最小限に抑えるためには適切な水量で作業を行う必要がある。特に新設管に水を充水する場合、聴音しバルブ操作を行うことにより、水切り音の音量によりどれくらいの水が流れているかを判断し適正な開度まで開けることが必要である。

作業に伴う影響を最小限に抑えるためにはバルブ操作の技術を習得する必要がある。



新設管の充水状況



聴音しながらバルブを操作する状況

(2) 水道電気機械整備に必要とされる技術・能力について

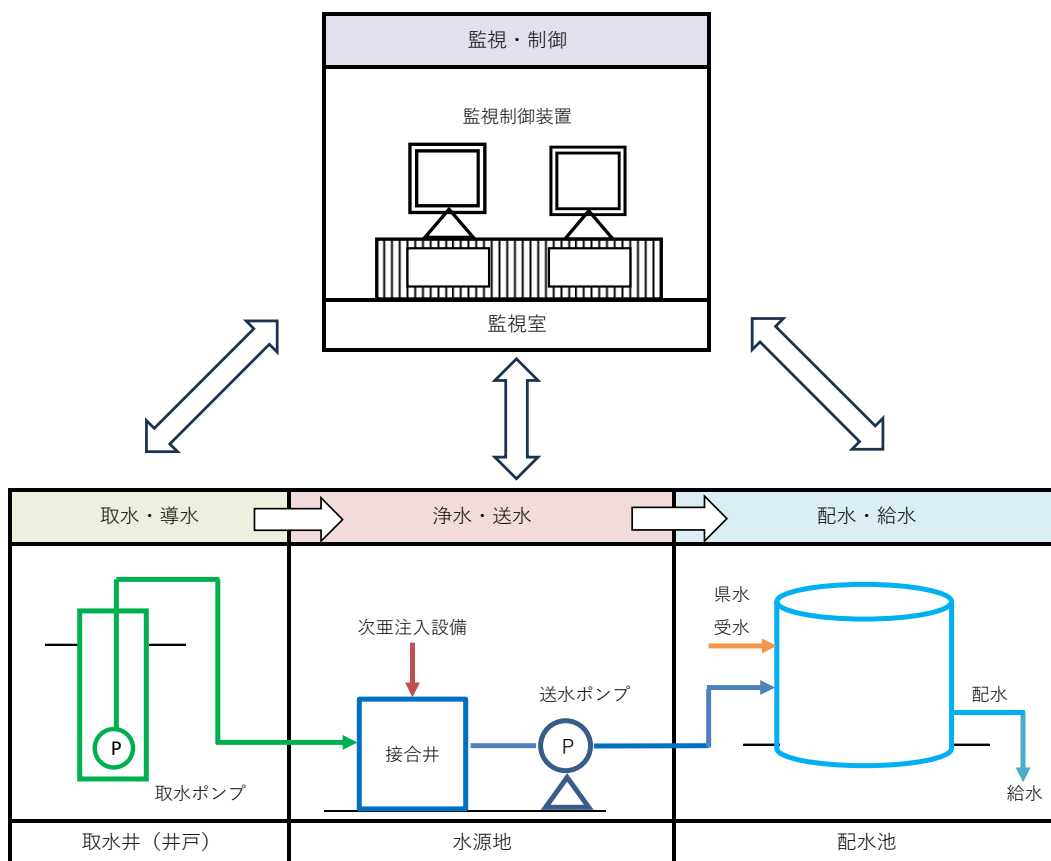
水道施設の電気・機械設備は、家庭や事業所に水道水を供給するために不可欠な要素である。この設備には、24時間365日途切れることなく常時稼働することが求められる。

また水道施設は取水、浄水、送水、配水といった複数の工程を経て水を供給する「一連のシステム」として機能している。このため、電気・機械設備はそれぞれが独立して動作するだけでなく、相互に連携しながらシステム全体が一貫して機能する必要がある。

(特に必要とされる技術・能力)

- ① 水源から家庭に水が届くまでの工程の理解
- ② 施設の維持・運転管理の知識、経験
- ③ 設備の役割、特徴、動作、能力の理解

水道施設における電気・機械設備の整備や運用には、施設の特性や役割を正確に理解し、それに基づいた適切な対応が求められる。また水源から家庭に水が届くまでには、取水、浄水、送水、配水といった複数の工程を経るため、それぞれの施設が相互に連携し、一連のシステムとしての理解が必要である。



図：処理フロー

### 3. 職員採用試験結果と倍率の推移(過去10年)

区分	H27実施					H28実施				
	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)
土木	11	18	8	6	2.3	14	19	11	7	1.7
建築	6	11	6	6	1.8	7	12	7	7	1.7
電気	1	2	1	1	2.0	4	13	4	3	3.3
機械	1	4	1	1	4.0	4	12	5	3	2.4
事務	45	226	49	40	4.6	45	254	48	44	5.3

区分	H29実施					H30実施				
	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)
土木	11	14	9	5	1.6	12	21	12	7	1.8
建築	2	7	3	3	2.3	3	5	3	3	1.7
電気	4	7	4	4	1.8	2	3	2	2	1.5
機械	1	4	1	1	4.0	1	1	0	0	—
事務	45	224	46	46	4.9	39	170	41	39	4.1

区分	H31(R1)実施					R2実施				
	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)
土木	12	13	10	6	1.3	12	15	14	8	1.1
建築	5	9	6	6	1.5	3	2	2	2	1.0
電気	1	5	2	1	2.5	2	7	2	1	3.5
機械	1	3	1	1	3.0	2	2	0	0	—
事務	45	153	46	43	3.3	45	586	51	44	11.5

区分	R3実施					R4実施				
	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)
土木	10	15	11	6	1.4	7	17	10	7	1.7
建築	—	—	—	—	—	8	10	8	6	1.3
電気	2	3	0	0	—	1	6	2	1	3.0
機械	1	5	2	2	2.5	—	—	—	—	—
事務	30	336	33	30	10.2	41	608	64	40	9.5

区分	R5実施					R6実施				
	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)	必要数	受験者(A)	合格者(B)	採用数	倍率(A/B)
土木	8	16	11	7	1.5	10	14	11	6	1.3
建築	3	6	3	3	2.0	2	4	4	3	1.0
電気	1	3	2	2	1.5	1	5	0	0	—
機械	2	2	1	1	2.0	1	2	1	1	2.0
事務	53	276	55	46	5.0	43	181	43	30	4.2

(必要数：職員配置計画に基づく採用予定人数)

#### 4. 新たな人材獲得の方法について

##### (1) 令和7年度の新たな取り組み

①土木職において、30歳から44歳を対象とした、転職者向けの通年採用試験を実施

###### 募集職種

技術職（土木）：社会人経験者（キャリア枠）、社会人経験者（職歴不問枠）  
（キャリア枠）…係長候補者（数年後に係長を担える方）を採用  
（職歴不問枠）…職歴は問わず、新卒者と同様に採用

###### 受験方法

全国の主要7都市のリアル会場（東京、名古屋、大阪、札幌、仙台、広島、福岡）及びオンライン会場（自宅等）で、あらかじめ市が設定した期間（約2週間程度）の内、受験者が希望する日程を予約し、1次試験（SPI3試験）を受験。合格者に対し、2次試験（個別面接試験、小論文試験、専門試験）を実施。

###### 応募期間

年3タームに分けて、途切れなく採用試験の応募期間を設定。  
第1ターム（4/18～6/1）  
第2ターム（6/2～8/31）  
第3ターム（9/1～11/9） } 同一年度にいずれかのタームのみ受験可

②職員募集・採用試験のPRのため、電車内広告を実施。

###### 周知期間

前期試験の応募期間内：令和7年5月5日（月・祝）～6月1日（日）  
後期試験の応募期間内：掲載期間未定

###### 周知場所

近鉄名古屋線、湯の山線、鈴鹿線、山田線、鳥羽線、志摩線、養老鉄道の電車内に350枚のポスターを掲示及び四日市あすなろう鉄道の電車内・駅構内に掲示。

募集職種  
事務職  
技術職(土木ほか)  
保育教育職  
消防職 など

対象  
高卒～29歳  
社会人の方も歓迎

募集期間  
令和7年5月16日(金)～  
6月1日(日)

試験日  
令和7年6月15日(日)

採用予定日  
令和8年4月1日

学歴・年齢など詳しい  
受験資格は市ホームページへ  
四日市市 職員採用

イチから未来を 四日市

## (2) 先進事例

### ① 島根県益田市（学校推薦型選考）

#### 概要

- ・ 連携協力に関する協定書を締結している大学の推薦により 1 次試験を免除  
対象大学： 令和 6 年 4 月採用 大正大学（所在地：東京都）  
令和 7 年 4 月採用 大正大学、美作大学（所在地：岡山県）
- ・ 推薦人数 原則大学 1 校につき 1 人

#### 試験内容（令和 6 年度実績）

- 1 次試験 教養試験、事務適性検査、職場適応性検査、作文  
※ 学校推薦型選考の場合免除
- 2 次試験 個人面接

#### 試験結果

- 令和 6 年 4 月採用試験（事務職）：応募者なし
- 令和 7 年 4 月採用試験（社会福祉士）：応募者 1 名 ⇒ 1 名採用

### ② 国家公務員（教養区分）及び人事委員会を有する地方公務員（採用試験の前倒し）

#### 国家公務員（教養区分）

- 総合職試験（大卒程度）：19 歳以上（大学 2 年生）から受験可能（令和 5 年度から）
- 一般職試験（大卒程度）：20 歳以上（大学 3 年生）から受験可能（令和 7 年度から）

最終合格後に名簿に登載される

登載期間（総合職：6 年 6 月 一般職：6 年）

ただし、上記試験とは別に、総合職・一般職どちらも大学 4 年生時以降に官庁訪問し、面接の上、内定を得る必要がある。

#### 地方公務員（県、政令市等）

民間企業の就職活動の早期化が進む中、人事委員会を有する県や政令市を中心に採用試験の前倒しを行い、3 月に実施する自治体もある。

（三重県も早期枠は、3 月に実施している）

## 5. 委員からの主な意見

- Q. 濁水の原因の多くは、水道管内の老朽化や泥の付着だと認識するが、濁水防止のためにバルブ操作に特別な技術が必要なのか。
- A. バルブ操作に資格などは必要ないが、洗管作業時等でバルブの慎重な操作が必要な際は、濁水の発生防止のために一定の技術が必要となる。
- Q. 洗管シミュレーションなどはAIが代替できるのではないか。
- A. 地域ごとの水質データの不足などの理由から、現時点では、AIを活用した濁水対策の技術はないが、今後研究を続けたい。
- Q. 技術職員は、最新の工法を理解し、安全かつ経済的な工法を施工し、従来培ってきた技術を伝承していく役割を有していると考えますが、どうか。
- A. 土木技術者は指摘のとおりだが、水道技術者は、土木技術に加えて、管網全体への影響を理解するため、管網の知識と管網の癖を把握する技術が求められる。  
(意見) 技術の蓄積はAIの得意とする部分なので、そうした最新技術も活用しながら、効果的に技術を伝承し、人材採用にもつなげてほしい。
- Q. 技術を高めるためには、管網解析研修といったシミュレーションだけでは不十分なのではないか、また、研修は全員が受講するのか。
- A. 3年前から管網解析研修を実施しており、上下水道局に所属する同等程度の在籍年数の技術職員は基礎的な管網解析を行える。
- Q. 土木職員だけ他の職種と比べて採用数が少ないが、民間企業へ流れているということか。
- A. 民間企業へ流れていることが大きな理由であり、併せて大学卒業者の受験者数が減少していることも実感している。
- Q. 他の採用活動よりも先に内定を出すなどの対策を取らなければ、採用数不足は改善しないと考えるがどうか。
- A. 理系人材の獲得競争が激しいため、新卒に加えUターン等の社会人経験者の確保も重視し、通年採用によっても応募の門戸を広げている。また、採用の前倒しは、組織体制や辞退リスクから困難なため、6月の採用試験を県と同日に実施することで、本市を第一希望とする新卒者等を確保する方針である。
- Q. 看護師の奨学金の免除や保育士への奨励金の支給などと同様に、技術職員への優遇措置も検討する必要があるのではないか。
- A. 他の職種との公平性の観点から、現時点では考えていない。
- Q. 労働環境を理由に志望を避けられている可能性があるのではないか。
- A. 採用活動の際には若手職員の声などの現状や本市のビジョンを伝えることで、本市に興味を持ってもらえるように取り組んでいる。
- Q. 社会人経験者の採用の場合には、例えば土木に関する資格などが必要なのか。
- A. 必須資格の要件は設けていない。
- Q. 市内の事業者を退職し、本市の社会人経験者の募集に応募してきた場合には、基準や制限はあるのか。
- A. 特段の基準や制限はない。  
(意見) 市内事業者から本市の技術職員になった場合に、市内事業者から苦情が出ないように、様々な観点から検討を行い、採用方法の改善をしてほしい。

Q. 現在は人事課が職員採用を一括で担っているが、公営企業会計で運営している上下水道局に限り、単独で採用活動することは検討できないのか。

A. 市が一括で採用を担っている現状から、上下水道局に来た職員に独自の手当てを行うことは難しい。しかしながら局の独自採用よりも市全体で一括採用した方が、人材を確保しやすいという意見もある。個別の採用は労務職も含めて全くやっていない現状においては、現在の採用方法が最も効果的だと考える。

Q. 公営企業会計である上下水道局が、仮に独自で採用活動をして違法ではないという認識でよいか。

A. 人事採用の制度上、市全体で一括採用しているものであり、上下水道局が独自に採用活動をして違法ではない。

Q. 県と市の一部事務組合である四日市港管理組合では、独自にプロパー職員を採用しているが、上下水道局も検討してはどうか。

A. 市全体で土木職の採用が少ない中、上下水道局単独で採用することで、採用人数が増加するとは考えていない。

また、水道技術が必要とする全体を俯瞰して物事を考える能力は、土木技術の分野でも必要となる能力であり、こうした能力を市内全般で活かしてほしいと考えている。また現在の採用人数を見ても、一括採用が効率的と考える。

(意見) 技術職の確保は、奨学金の活用など、適法な範囲で様々な方策を検討すべきである。

人事課が進める新たな採用の取り組みによる成果を見極め、今後も議会への報告を求める。

また、上下水道局のウォーター P P P などの民間との協力体制や技術育成、人材交流も急務であることから、市の技術職採用だけでなく、民間事業者の土木職も市内に集まりやすい環境作りが必要である。それらは、予算要求にも反映していくべきであり、柔軟な対応を求める。

Q. 水道の技術を身に着けるには、おおよそ何年くらいの期間が必要なのか。

A. 個人差はあるが、細かな工事を任せられるのは3年から5年程度の経験が必要であり、基幹管路など重要な工事は、5年から10年ほどの経験を積んだ職員が行うことが多い。

Q. ナレッジマネジメントにはどのように取り組んでいるか。

A. 業務に必要なスキルを全て洗い出し、個々の職員がどの程度そのスキルを習得しているかを表にまとめている。スキルが不足している部分は、先輩職員や管理職が評価指標として用いながら、技術継承やスキル向上に努めている。

Q. 担い手企業の育成について、新たに始めた水道配管設計業務委託に対する市内の事業者からの反応はどうか。

A. 令和6年度に研修を実施しており、令和7年度には設計業務の発注を予定しているため、この研修に参加した事業者にも測量業務や設計業務を受けてもらいたいと考えている。令和6年度の研修には9社の応募があった。

Q. 他市町では土木職に対して奨学金制度を活用している自治体もあるため、現状を踏まえて、本市でも奨学金制度の活用を検討してはどうか。

A. 事例研究を行いたい。

Q. 技術職を複数の自治体で公益的に活用している事例があるが、本市の近隣市町と連携して、技術職を広域的に活用していくことを検討すべきではないか。

A. 規模の違う自治体同士が連携する場合が考えられるので、他の自治体の事例を研究したい。  
(意見) 市として土木職員の魅力を十分にアピールし、優秀な人材が応募したくなるような職員募集をしてほしい。

Q. 先行事例のように市内の工業高校と連携して推薦枠を設けてみてはどうか。

A. 法的には可能だと考えられるが、高校から推薦されて本市を選んだ方の入庁を確約することは難しいため、現状では高校との協定締結は困難だと考える。

Q. 民間企業では一芸入社を採用するなど新たな方法を採用するところもあり、本市の試験も面接だけにするなど、新たな方法を試行すべきではないか。

A. 高校に意見を聞くなど、検討したい。

Q. 民間事業者の技術者の育成と並行して、上下水道局と民間事業者との人事交流を行うことで、双方の技術者が触発され、スキルアップにつながるのではないか。

A. 地元企業向けの研修制度は2年目であり、業者の技能向上の検証はまだ不十分であるため、人事交流には至っていない。今後、業者の習熟度が上がれば、業務委託などの方向性も考えられるが、現状では研修制度の継続を優先したい。

Q. 民間事業者の設計能力育成は公の仕事だと考えており、官民全体で技術向上を図ることで、ウォーターPPPや広域行政につながる。将来的には、民間からの人材派遣や臨時職員としての受け入れなどの人事交流を考えるべきではないか。

A. 今後は包括委託やウォーターPPPなどを通じて、民間の力を借りながら省力化していく流れにあると認識している。まずは、民間の技術力向上に向けて行政が協力する必要がある、状況が変われば、さらなる官民連携が必要になる可能性もあることから、事業者との協力や、外部委託も検討しながら、人材確保が難しい中でも事業を継続できる体制を整えていくことが重要だと考える。

(意見) 上下水道局の技術力が民間より高い現状では、民間の技術力向上が必須である。研修と並行して、民間人材を職員として受け入れ、現場で培った技術を民間で活用し、行政に還元してもらうことも検討すべきである。上下水道局の技術力を固めるだけでなく、人事や技術の交流を積極的に行えるよう検討してほしい。

## 6. まとめ

技術職員の確保は、技術の継承や市内インフラの維持整備の観点から、本市にとって重要な課題である。しかしながら、本市の技術職員の採用状況は、近年、必要数を採用数が下回る状況が続くなど、芳しくない状況にあった。

このような背景から、令和6年8月定例月議会の決算常任委員会都市・環境分科会では、公営企業会計である上下水道局の独自性に注目し、局独自の職員採用方法や採用につながる制度検討のための論点整理シートを全体会に提出した。また、人事課を所管する総務常任委員会においても、技術職員の採用方法に関する整理がなされた。

これらの経緯を踏まえ、今回の連合審査会では、都市・環境常任委員会と総務常任委員会と合同で、改めて上下水道局の公営企業会計という特徴に着目し、市全体の技術職員の採用状況の改善につながる方法を模索するため、所管事務調査として実施された。

調査において、市は技術職員の定員割れが続く原因として、民間企業への就職志望者の増加や理系人材の大学卒業者における受験者数の減少を挙げ、これに対し、通年採用の実施に

より応募の門戸を広げ、新卒者に加えUターン就職者等の社会人経験者の確保を重視しているとの説明があった。また、採用試験の開催時期について、国や県との採用競争を避け、組織体制の違いや志望者の辞退リスクを考慮し、試験の前倒しは行わないが、6月実施の採用試験を県と同日に開催することで、本市を第一希望とする新卒者等の確保を目指す考えが示された。

質疑応答では、上下水道局単独での職員採用や独自の採用補助制度について、市は現行の市全体での一括採用が最も効果的であり、他の職種との公平性の観点からも検討はしていないとの見解が示された。しかしながら、公営企業会計である上下水道局が独自に採用活動を行うこと自体には違法性はないとの認識も示されたことから、委員からは、奨学金返還支援制度の創設など、適法な範囲で様々な方策を検討し、柔軟な対応を求める意見が出された。

さらに、技術職員の仕事の魅力について、より積極的な広報活動を求める意見や、推薦枠の検討など、工業高校との連携強化の必要性を問う意見も上がった。加えて、市内でも突出した水道技術を有する上下水道局が、官民全体の技術力向上に貢献する観点から、民間企業からの人材派遣や臨時職員の受け入れといった人事交流を検討するよう求める意見も出された。

以上のことから、技術職員の確保は厳しい現状ではあるが、市として対応を進めていることから、今後も継続して技術職員の採用状況の推移を注視し、あわせて上下水道局及び総務部が連携して技術職員の採用方法について検討を進めていくよう要望し、委員会からの調査報告とする。

---

[委員会の構成]

(都市・環境常任委員会)

委員長	森	智	子
副委員長	辻	裕	登
委員	伊藤	嗣	也
委員	後藤	純	子
委員	小林	博	次
委員	笹岡	秀	太郎
委員	樋口	博	己
委員	樋口	龍	馬

(総務常任委員会)

委員長	荒木	美	幸
副委員長	山田	知	美
委員	太田	紀	子
委員	竹野	兼	主
委員	日置	記	平
委員	平野	貴	之
委員	村山	繫	生
委員	森	康	哲

## 6. 行政視察報告書

令和6年10月21日

四日市市議会  
議長 石川 善己 様

都市・環境常任委員会  
委員長 森 智子

都市・環境常任委員会行政視察報告

都市・環境常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和6年7月24日（水）～7月26日（金）
2. 視察都市（企業） 積水化学工業株式会社、倉敷市、福山市
3. 参加者 委員長 森 智子、副委員長 辻 裕登  
伊藤 嗣也 後藤 純子 小林 博次 笹岡 秀太郎  
樋口 博己 樋口 龍馬  
(随行) 辻 隆
4. 調査事項 別紙のとおり

# 積水化学工業株式会社

## 1 企業概要

1947年に積水化学工業の前身「積水産業株式会社」が誕生し、当時、新しい素材であったプラスチックの成形・加工メーカーを目指して誕生した。その後、1948年に社名を「積水化学工業株式会社」と改称し、プラスチック加工メーカーとして本格的なスタートを切り、主に住宅、化学、環境関連事業を展開している。

住宅部門では、高品質なユニット工法を採用した戸建て住宅やマンションを提供し、環境配慮型のスマートハウスなどを開発している。化学部門では、自動車や電子機器、医療分野向けの高機能プラスチック製品を製造し、世界中に供給している。環境関連事業では、水処理技術やリサイクル技術を活用し、持続可能な社会の実現に貢献している。

フィルム型ペロブスカイト太陽電池はカーボンニュートラル実現に貢献する新たな環境貢献技術として研究が進められている。

従業員数	26,929名	(2024年3月31日現在、連結ベース)
売上高	1,256,538百万円	(2024年3月期連結ベース)
営業利益	94,399百万円	(2024年3月期連結ベース)

住宅カンパニー	環境・ライフラインカンパニー	高機能プラスチックカンパニー	メディカル事業 (コーポレート)
住宅、ストック、まちづくり、住生活、海外	パイプ・システムズ、住・インフラ複合材、インフラ・リニューアル	エレクトロニクス、モビリティ、インダストリアル	検査、医療
高性能住宅・住関連サービスの提供で、ひとびとの安心・安全・快適な暮らしを変える	多様な機能材料で、グローバルにインフラ課題を解決し、社会基盤を支える	高付加価値材料で、社会・暮らしを進化させるさまざまな機器の発展を支える	進化する医療に貢献する製品・システム・サービスでグローバルにひとびとの健康・長寿社会を支える
 緑豊かなユニット住宅  改装リフォーム  スマートレジリエンスなまちづくり  サービス付き高齢者住宅  断熱(タイ)	 クラウドハウジング-04  クロスウェーブ  雨とい・たてどい  台成まくらぎ  機能タンク  下水処理場再生工法	 専業性能靴子  スマートフォン材料  自動車向け合わせガラス用中間膜  自動車内装用材料(乗気体など)  車室内後付けプラスチックシート  包膜用テープ	 コレステロール検査器  プラスチック製真空採血管  血液凝固検査機器  医薬品包装(API)  創薬支援試験  拡大顕微鏡スクリーニング検査

## 2 視察目的

現在、主流となっているシリコン系太陽電池は太陽電池自体の重さや屋外で耐久性を持たせるためのガラスの重みによる重量があるため、設置場所が限られていたが、積水化学工業株式会社が業界に先駆けて、従来の太陽光パネルに比べ、厚さ 100 分の 1、重さ 10 分の 1、さらに曲げられる特性のある「フィルム型ペロブスカイト太陽電池」の 2025 年の事業化を目指すことを発表した。

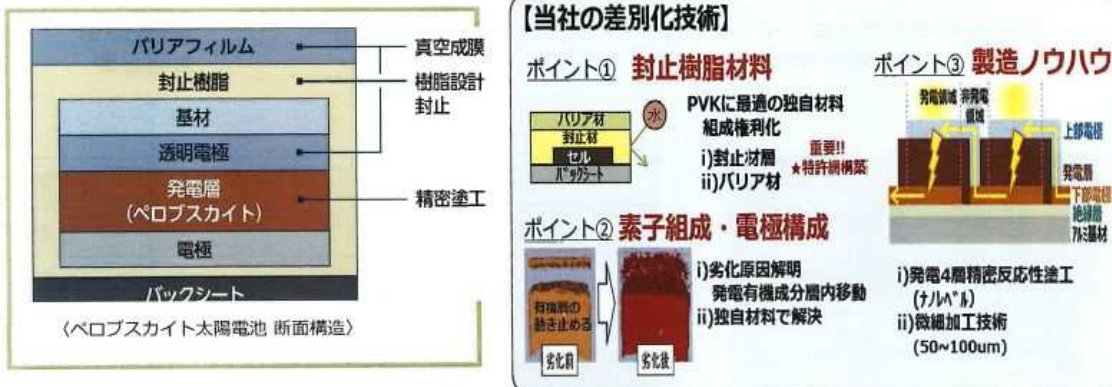
本市では、2050 年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて公共施設での太陽光発電を進めることとしているが、既設の施設の屋上に重量のある太陽光発電設備の設置は、建物の耐震性能に影響が生じるなどの課題があり、公共施設での太陽光発電設備の設置は進んでいないのが現状である。

こうした中で、フィルム型ペロブスカイト太陽電池が普及すれば、本市においても、耐震性能を損なうことなく、公共施設をはじめとする様々な施設で太陽光発電が可能となり、再生可能エネルギーの導入が大幅に進むことが期待されることから、開発企業への視察を行うこととした。

## 3 フィルム型ペロブスカイト太陽電池の概要

フィルム型ペロブスカイト太陽電池は軽量で柔軟で、さまざまな場所への設置が可能な積水化学工業株式会社の独自技術(封止 (※)・プロセス・材料・成膜)が詰まった次世代太陽電池である。軽量性、柔軟性という特徴からビルの壁面や耐荷重が小さな施設の屋根などにも設置が可能になることで、これまで太陽光電池の設置が難しかった場所での発電が可能になることが期待されている。

積水化学工業株式会社では、結晶型シリコン PV の 1/10 程度の重さで、屋外耐久性 10 年相当の、30cm 幅のロール・ツー・ロール製造プロセス (※) を構築した。さらに、同製造プロセスによる発電効率 15.0% のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の製造に成功している。



※精密部品や半導体チップなどを外気に触れないように隙間なく包む技術

※ロール状の基材を巻き出し、加工部を通して再びロール状に巻き取る加工方式で生産性が高い製造方式といわれている

## ①フィルム型ペロブスカイト太陽電池：設置例

SEKISUI



(視察先で実際に拝見したペロブスカイト太陽電池。大型(写真左)にも小型(写真右)にも加工でき、またその薄さと柔軟さが見てとれる。)

#### 4 実用化に向けた取り組み

##### (1) 実証実験

- ・既存建物の外壁へ設置することで、垂直方向の設置技術の確立と発電効率の確認

実験場所：積水化学工業株式会社 大阪本社

現行の建築規制および防火規制の承認を受け、大阪本社ビル外壁に施工した。発電した電力は建屋の照明と非常時の電源として活用



実際の写真(2023年11月)

- ・耐塩害性実証実験

実験場所：横須賀火力発電所

防波堤から約10mの沿岸部で耐塩害性能、防汚性能、発電性能の実証実験を実施。



##### (2) 性能の向上

2025年度の事業化を目指し、フィルム型ペロブスカイト太陽電池の発電効率と耐久性をさらに向上させることで、シリコン系太陽電池と同等の性能となるよう研究が進められている。また、幅1mの大型のロールを製造できるように製造ラインの開発に着手している。また、事業スピードを速めるため、設置技術や広大な設置場所を持つ企業との協業の検討や共同開発を実施している。

### 【現状開発実績と目標】

- 発電効率 **15%を達成** → さらに向上を目指します
- 耐久性能 **10年相当を達成** → 20年を目標(シリコン同等)
- 汎用幅**1m製造ライン開発着手** → 2025年下期生産開始  
(愛知県に拠点を確保、製造設備開発・導入に着手)
- **2025年事業化目標**

#### 5 委員からの質疑

- Q. ペロブスカイト太陽電池の活用方法についてどのような検討がなされているのか。
- A. 軽量かつ柔軟という特徴を活かし、ビル壁面として各種施設への設置、工場屋根や体育館など耐荷重の小さい軽量屋根としての設置が検討されている。
- Q. 実用化に当たっては、どのような課題があるのか。
- A. 発電効率と耐久性能において改善が必要なため、さらなる向上を目指している。

## 6 委員会としての所感

ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入は不可欠であり、より多くの公共施設へ太陽光発電設備の設置が必要である。フィルム型ペロブスカイト太陽電池は従来の太陽光パネルより軽く薄いという特性を生かし、施設の屋上だけでなく壁面でも使用できることから、これまで十分な日射量がありながら、太陽光発電設備の設置が難しかった場所でも導入が可能となり、公共施設での再生可能エネルギーの利用が一層進むことが期待できる技術であることが確認できた。

一方で、フィルム型ペロブスカイト太陽電池はまだ発展途上の技術であり、現在もさまざまな実証実験が行われている段階であることを視察で確認した。従来のシリコン系太陽光パネルと比べて、発電効率や耐久性、施工の容易さ、そしてコストの面での程度の競争力を持つかは、普及に向けた重要な要素であり、今後の実験結果や市場の動向を注目する必要がある。

また、こうした再生可能エネルギーの活用を拓げる技術の導入は、ゼロカーボンシティを目指すだけでなく、災害時におけるエネルギーの確保、災害に強いまちづくりという視点からも重要だと考える。

当委員会としては、フィルム型ペロブスカイト太陽電池を始めとする新たな技術に今後も注目し、本市での再生可能エネルギーの利用がさらに進むよう、今回の視察を参考に議論を深めてまいりたい。

(倉敷市)

- 1 市勢 市制施行 昭和3年4月1日  
人 口 475,544人(令和6年1月1日現在)  
面 積 356.07平方キロメートル
- 2 財政 令和6年度一般会計当初予算 2039億3988万円  
令和6年度特別会計当初予算 1005億3218万円  
令和6年度企業会計当初予算 1143億8473万円  
令和6年度財産区会計当初予算 4157万円  
合 計 4188億9838万円
- 3 議会 条例定数 43人  
常任委員会(総務、市民文教、環境水道、保健福祉、文化産業、  
建設消防、予算決算)

4 視察目的

倉敷市では、市民、事業者と共に浸水対策を進めることで、浸水被害の予防及び軽減を図り、市民が安心して暮らすことができるまちの実現を目指して「倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例」を制定し、市民、事業者と協力して雨水対策に取り組んでいる。

本市でも、市民が安心・安全な生活をおくれるよう、下水道や河川におけるさまざまな雨水対策が講じられているが、当委員会では令和5年11月の「雨水対策について」の所管事務調査で、市民一人一人が降雨災害を自分事化することで、対策を人任せにしない考え方を育み、官民が当事者意識を持ったまちづくりを進める必要があるとの結論に達した。

今後、行政への提言や議員提案による雨水対策推進のための条例制定も視野に委員会で議論をするにあたり、倉敷市の取り組みを参考とするため、視察を実施することとなった。

5 倉敷市条例制定の経緯について

(1) 条例制定の経緯について

①【倉敷市の地勢】

●平野部は地盤標高が低く、河川勾配が緩い

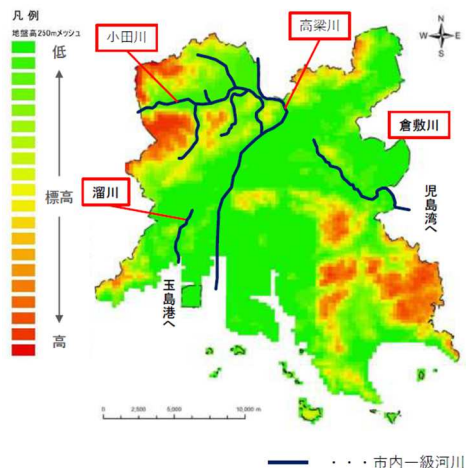
⇒河川が氾濫すれば被害が広範囲に及ぶ

●高梁川の河床が高く、これに接続する小田川やその他河川は背水(本川の水位が高く支川の水が流れにくい状態)影響を受けやすい

⇒河川や水路等が排水不良に陥る

●主要な二級河川である倉敷川は児島湾、溜川は玉島港の潮汐(潮の満ち引き)影響を受ける

⇒河川や水路等が排水不良に陥る



②【倉敷市条例制定の経緯】

【全国各地】

・気候変動に伴い激しさを増した大雨によって、大規模な水害が発生

【本市】

・大雨の発生頻度の増加が懸念される  
 ・都市化の進展により農地の宅地化が進む

浸水被害の  
顕在化・拡大化

条例制定

市、市民及び事業者が一体となって浸水対策を推進

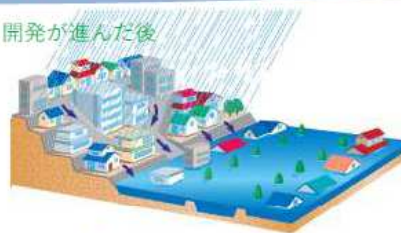
将来にわたって安心して暮らすことができるまちを実現

開発が進む前



雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられる。

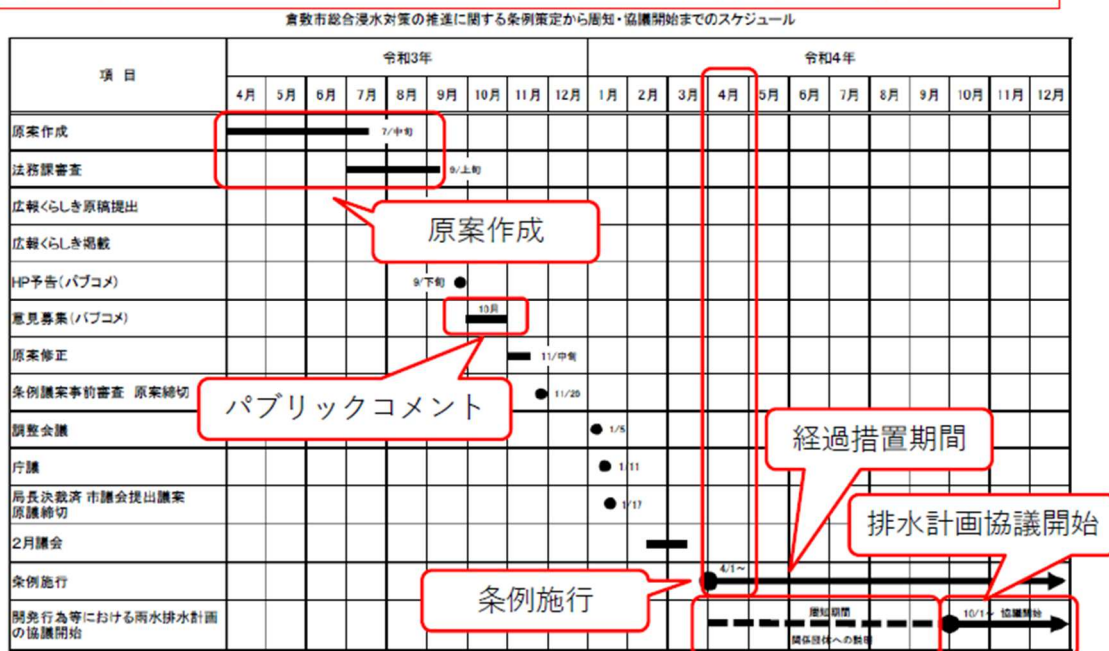
開発が進んだ後



地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加する。

③【条例制定スケジュール】

条例制定スケジュール（案）※令和3年度時点倉敷市調べ



(2) 参考にした自治体について

【令和3年度倉敷市調べ】

他都市の浸水対策に関する例規等の制定状況を調査。条例を施行済みの都市もあれば、条例ではなく要綱を設けている都市もあった。雨水排水計画による開発行為については岡山市を、その他の条項については金沢市を主に参考とした。

6 倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例制定の概要について

(1) 条例の主な内容

1 目的、基本理念、市・市民・事業者の責務

●目的（第1条）

- 基本理念を定める
- 市・市民・事業者の責務を明らかにする
- 浸水対策を推進するための基本となる事項を定める

市民が安心して暮らすことができるまちの実現

●基本理念（第3条）

浸水対策

- ・水資源及び水循環の保全に配慮しながら、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進
- ・市、市民及び事業者の相互の理解と連携の下、協働して行う

●市・市民・事業者の責務（第4条～第6条）

市

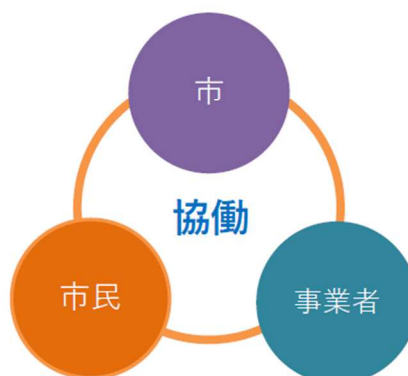
- 浸水対策を推進するために必要な施策を策定し、実施する
- 施策に市民及び事業者の意見を反映させ、理解と協力を得るよう努める
- 浸水対策の必要性について、意識の啓発に努める

市民

- 浸水対策についての理解と関心を深め、浸水対策の推進に努める
- 市の実施する施策に協力するよう努める

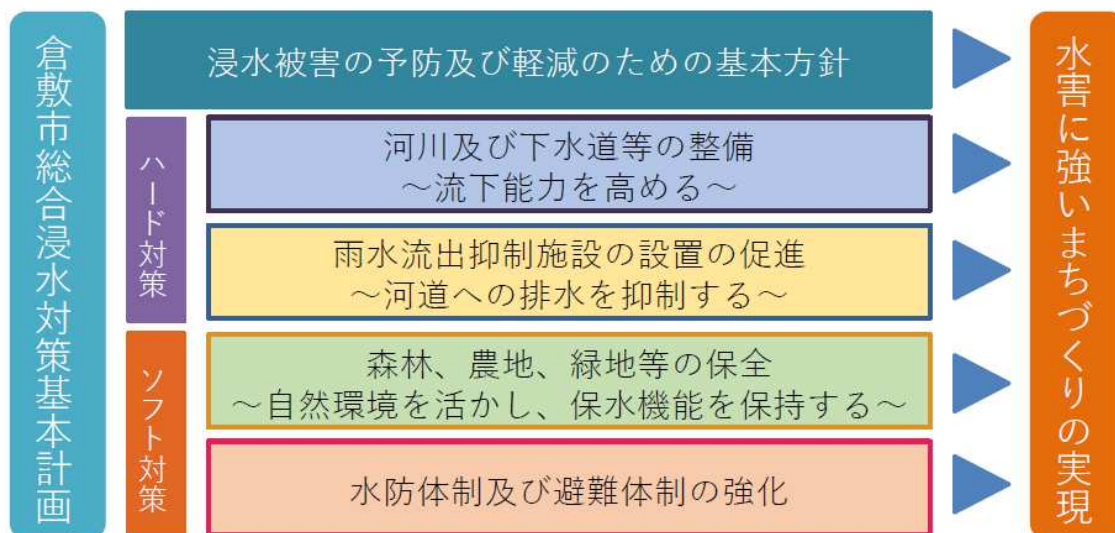
事業者

- 地域社会の一員として、市民と共に浸水対策の推進に努める
- 市の実施する施策に協力するよう努める



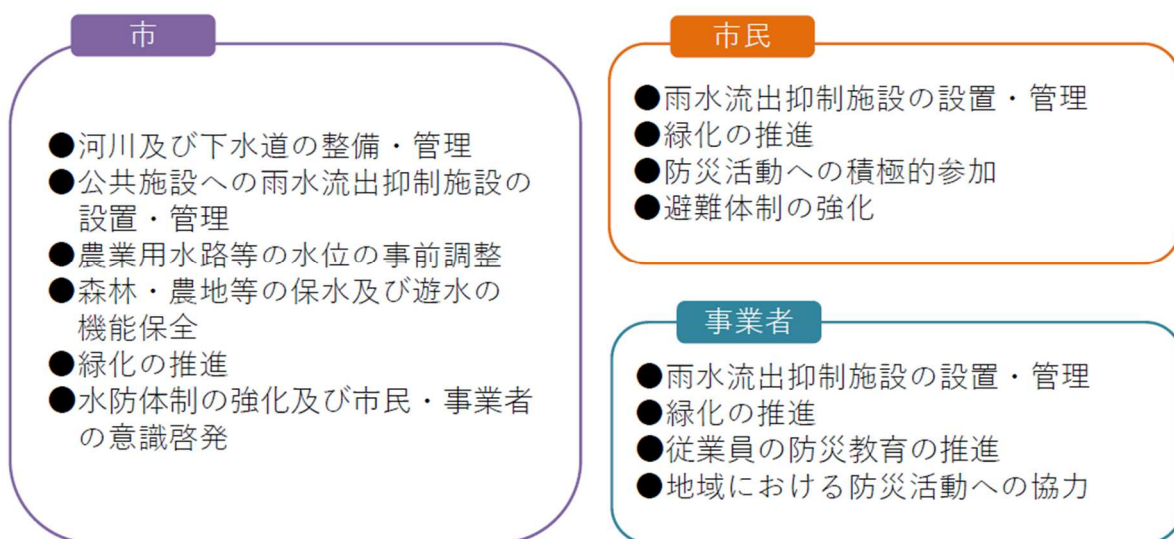
●基本計画の策定（第7条）

総合浸水対策に関する基本的な計画を定める。



⇒条例を基にした取組は倉敷市総合浸水対策基本計画を基に実施していく。

●市・市民・事業者の取組み（第8条～第13条）



●開発行為等の雨水排水計画の協議（第14条）

- 規則で定める規模（2,000㎡）以上の開発行為等を行おうとする者は、市に雨水排水計画書を提出し、**協議すること**を義務化
- 雨水排水計画書は、規則で定める雨水排水の技術基準に適合させる

●対象となる開発行為等（第2条第4号）

- (ア) 都市計画法第4条第12項に規定する**開発行為**（分譲住宅地を除く）
- (イ) 宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定する**宅地造成**
- (ウ) **墓地**（墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地）の造成
- (エ) **建築物の建築**（建築基準法第2条第13号に規定する建築）
- (オ) 倉敷市埋立行為等の規制に関する条例第2条第2号に規定する**埋立行為等**
- (カ) **駐車場の設置**
- (キ) **土地の舗装**（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、ア、イ、ウ、オ又はカに該当するものを除く。）

※対象となる開発行為等の面積について（令和3年度時点）

①他市の状況（面積要件）

500 m <sup>2</sup> 以上を対象	東京都渋谷区
1,000 m <sup>2</sup> 以上を対象	横浜市、川崎市、新潟市、金沢市、大阪市
3,000 m <sup>2</sup> 以上を対象	札幌市、広島市、岡山市
5,000 m <sup>2</sup> 以上を対象	堺市、熊本市

②倉敷市における開発行為（住宅以外）の集計

合計:6年間 (H27~R2年度)	5,000m <sup>2</sup> 以上		3,000m <sup>2</sup> 以上		2,000m <sup>2</sup> 以上		1,000m <sup>2</sup> 以上	
	26件	505,820m <sup>2</sup>	75件	692,512m <sup>2</sup>	148件	875,201m <sup>2</sup>	299件	1,090,770m <sup>2</sup>
全体に占める割合	45.3%		62.0%		78.3%		97.6%	
平均件数	4.3件		12.5件		24.7件		49.8件	
平均面積	84,303m <sup>2</sup> /年		115,419m <sup>2</sup> /年		145,867m <sup>2</sup> /年		181,795m <sup>2</sup> /年	
流出抑制量	2,108m <sup>3</sup>		2,885m <sup>3</sup>		3,647m <sup>3</sup>		4,545m <sup>3</sup>	

割合が少ない

小規模事業者の負担大

貯留施設の必要貯留量（規則第5条）

1ヘクタール当たりの必要貯留量は、表1のとおり。なお、対象の土地に緑地等を設けた場合には、表2に示す量を低減することができる。

表1. 貯留施設の必要貯留量（1ha当たり）

現況の敷地の状況	必要貯留量 (1ha当たり)
原則	250m <sup>3</sup>
現況の敷地に構造物等がある場合	150m <sup>3</sup>

流出係数の差から算出

開発前→開発後 の差分

ある程度開発→開発後の差分

表2. 低減措置（1m<sup>2</sup>当たり）

緑地等の種類	低減量（1m <sup>2</sup> 当たり）
緑地	0.05m <sup>3</sup>
透水性舗装	0.02m <sup>3</sup>
舗装、コンクリート等で覆われていない地山の状態	0.01m <sup>3</sup>

○倉敷市総合浸水対策推進協議会

総合浸水対策を推進するため、総合浸水対策基本計画の策定や条例で規定した事前の協議を適切に実施しなかった事業者の公表についてなどを調査、審議するために設置された会議体。

●所掌事務（第 22 条）

- 1 基本計画に関する事項
- 2 第 18 条第 1 項の規定による公表に関する事項
- 3 前号に掲げるもののほか、総合浸水対策の推進に関し必要な事項

●組織（第 23 条）

- 1 委員 10 人以内で組織
- 2 委員構成
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市民
  - (3) 事業者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は 2 年

【協議会実績】



令和 4 年 7 月 2 1 日

**第 1 回 倉敷市総合浸水対策推進協議会**

**【議題】**

- ・倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例について
- ・倉敷市総合浸水対策基本計画を構成する基本方針と浸水対策の主な項目について

令和 4 年 1 0 月 2 7 日

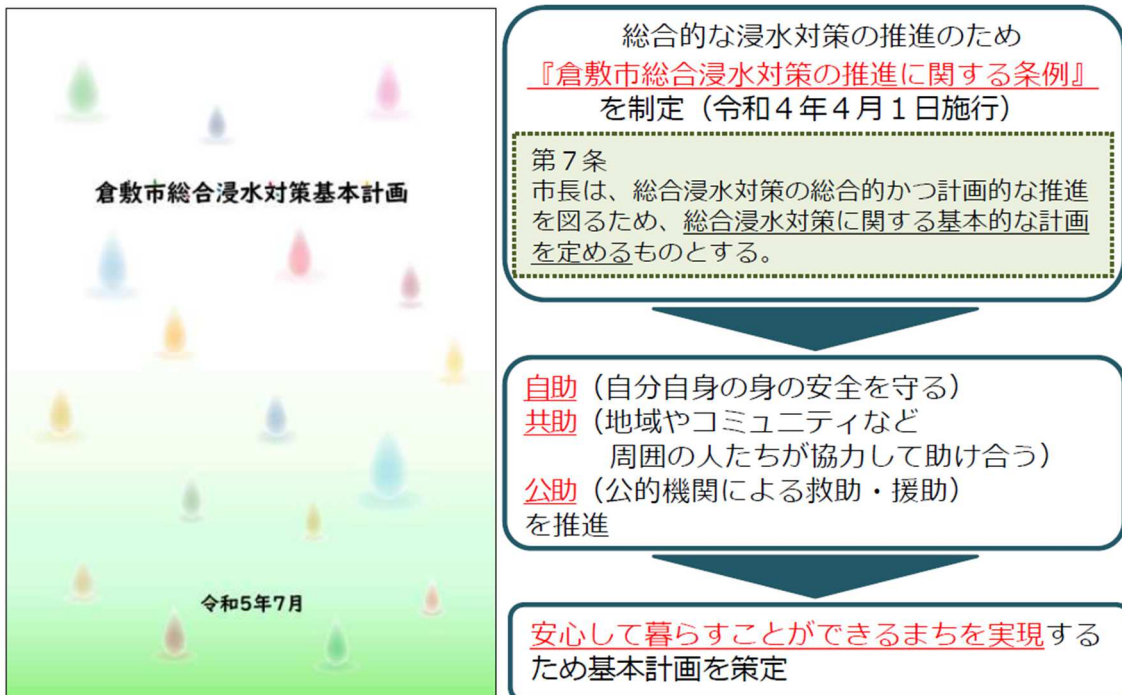
**第 2 回 倉敷市総合浸水対策推進協議会**

**【議題】**

- ・第 1 回倉敷市総合浸水対策推進協議会について
- ・倉敷市総合浸水対策基本計画（案）【概要】について
- ・倉敷市総合浸水対策基本計画骨子（案）について



(2) 条例を基にした取組について



【倉敷市の降雨状況】

- 平均年間降水量は横ばいだが、時間最大雨量 20 mm以上の降雨は増加傾向にある

⇒突発的な豪雨の回数が増加している

- 令和3年に10分間降水量の観測上最大を記録、令和4年に1時間降水量の観測史上最大を記録している

⇒突発的な豪雨の激しさが増している



**【基本計画における総合目標】**

○発災時の人名確保、壊滅的被害の回避を目指す

※誰もが命を守る、最低限の都市機能の確保が大切である

○水害による財産被害を軽減する

※水害を0にすることは難しいが、可能な限り被害を0にすることを旨とする

**【基本理念】**

市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たし、協働・連携して浸水対策を推進していく

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川・下水道等の整備や各施設の適正な維持管理により、効率的かつ迅速な浸水対策を推進する。</li> <li>● 市民や事業者が実施する浸水対策に対する支援、雨水流出抑制等の技術基準の策定、適切な情報提供等を行い、自助・共助の促進を図る。</li> <li>● 広報やその他の活動を通じ、市民や事業者に対して、浸水対策の必要性に関する意識啓発に努める。</li> </ul>
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浸水対策に関する理解と関心を深め、雨水貯留タンク設置等の流域対策や、地域における浸水対策の推進等の共助に取り組む。</li> <li>● 豪雨等の情報を適切に把握し、土のうや止水板の設置などの自助に取り組むとともに、非常時にあっては自らの生命を守るため、適切に避難する。</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に浸水対策の推進に努める。</li> <li>● 新たに開発行為等を行う場合は、雨水流出抑制施設の設置などの流域対策に取り組む。</li> </ul>

**【基本方針】**

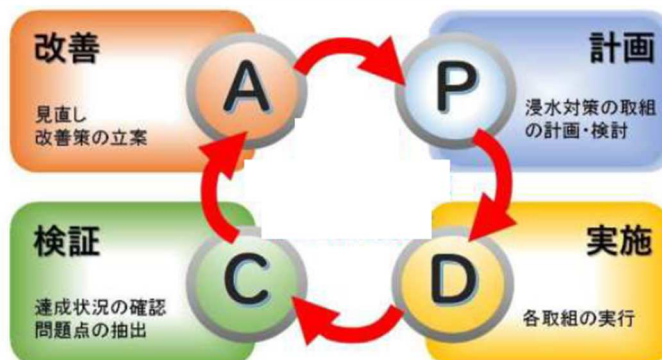
取組の細分化、P D C A管理で効果的・効率的に浸水対策を推進していく

浸水対策の取組を4項目に分類

- ①河川及び下水道等の整備に関する事項
- ②雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項
- ③森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項
- ④水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項



取組ごとに  
計画(Plan)  
実行(Do)  
効果検証(Check)  
改善(Action)



## 【浸水対策の取組】

### ①河川及び下水道等の整備に関する事項

#### ○河道の浚渫・伐採等

市は河道の浚渫・伐採等を実施、市民及び事業者は美化活動などに参加する  
⇒河川の流れを良好に保つことで流下能力が確保される

#### ○ポンプ場等の改修・新設

市は「倉敷市雨水管理総合計画」に基づいて、雨水ポンプ場などの建設によるハード整備を実施する。

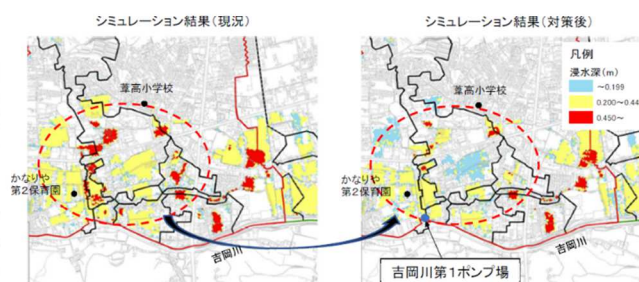
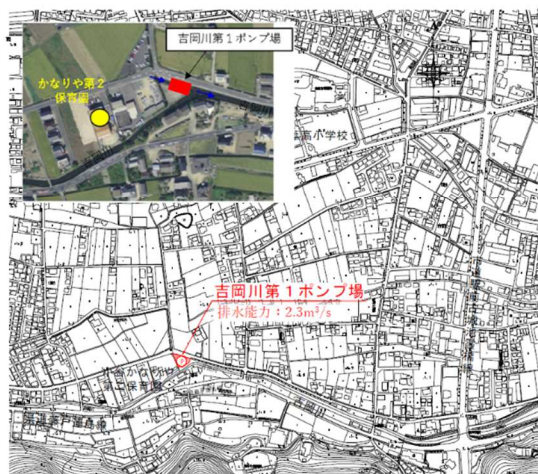
⇒下水道等の排水施設の雨水排水機能が強化される

倉敷市雨水管理総合計画				
段階的整備目標	当面 (R21)	中期	長期	超長期
		浸水実績箇所の 床上浸水 解消	浸水想定区域の 床上浸水 解消	浸水想定区域の 床上・床下浸水 解消
当面对策の取組事業	吉岡川第1ポンプ場建設		R6供用開始予定	
	倉敷中ポンプ場建設		R8供用開始予定	

※R6年3月より施設名称を吉岡川雨水ポンプ場に改名



吉岡川雨水ポンプ場



### ②雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項

#### ○道路の透水性舗装化

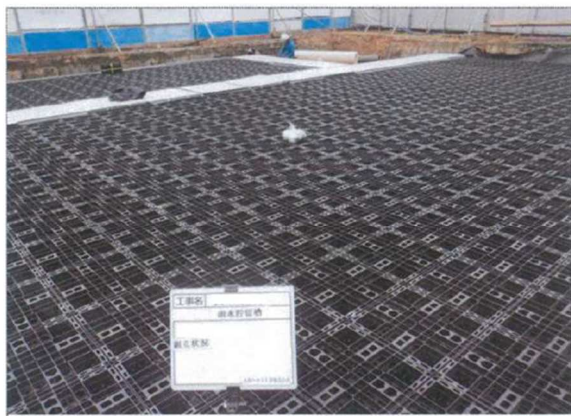
「倉敷市道路の構造の技術的基準等に関する条例」により、主要な道路の新築、改築に合わせて歩道部の透水性舗装を整備する

⇒雨水浸透域が確保され、雨水流出の抑制につながる

○雨水貯留施設の設置推進

「倉敷市道路の構造の技術的基準等に関する条例」により、主要な道路の新築、改築に合わせて歩道部の透水性舗装を整備する

⇒雨水浸透域が確保され、雨水流出の抑制につながる



プラスチック貯留槽設置状況

実績 (R4～5年度)

雨水排水計画協議件数：  
34件

貯留施設（未実施含む）の総貯留量：  
約2,400m<sup>3</sup>

③森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項

○田んぼダムの普及啓発

市は田んぼダムの普及啓発により取組面積の拡大を目指し、市民及び事業者は積極的な導入を検討する

⇒雨水が一時的に貯留され、雨水流出の抑制につながる



堰板等設置状況(ほ場)



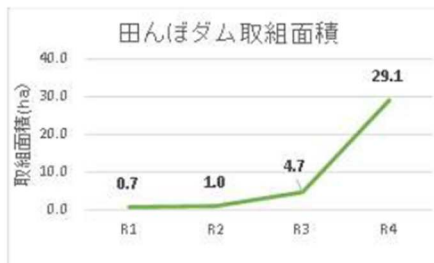
ノボリ旗(市が提供)



田んぼダム無し



田んぼダム有り

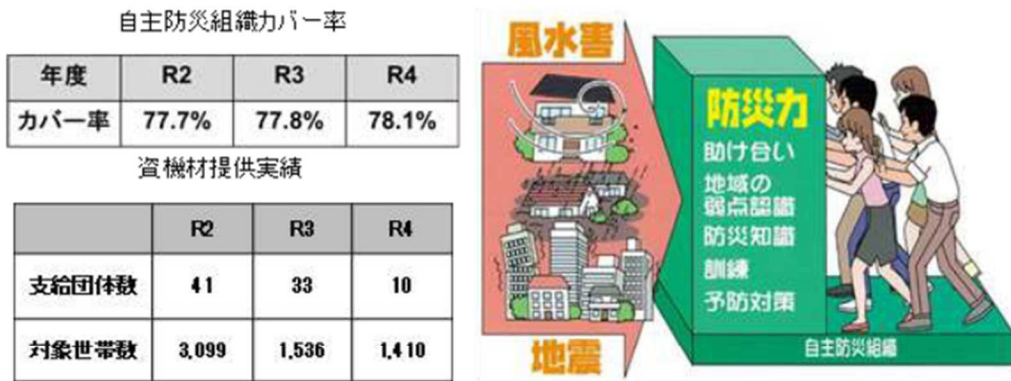


#### ④水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項

##### ○自主防災組織の結成

市民は町内や地域で積極的に自主防災組織を結成し、防災活動に取り組み、市は組織結成の支援を実施する

⇒共助体制が強化され、組織で災害の備えができる



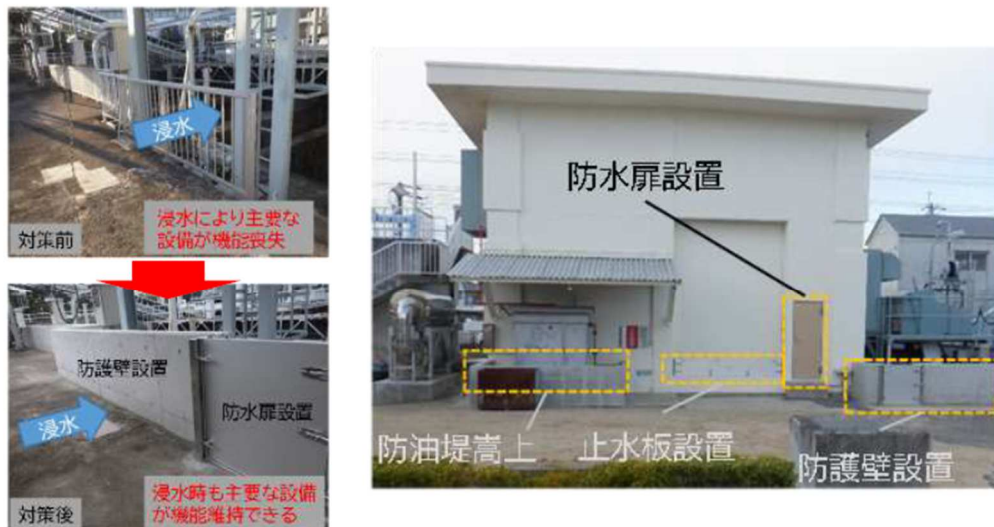
組織結成に伴う支給資材の一例 ※世帯数に応じて



##### ○施設の耐水化及び重要設備の高所化・非常電源の確保

市は施設の耐水化や重要設備の高所化などを実施し、防災・災害対応機能の強化を行う

⇒重要施設において浸水被害発生時の必要機能の確保を図れる



下水道施設の耐水化

○市民・事業者の水防意識啓発

市は出前講座や講演会、防災フェアなどの各種イベントを計画・実施し、市民は自発的にこれらに参加する

⇒水防に関する意識の向上が図れる

○ハザードマップの活用

市は水害種別に作成したハザードマップを公表し、市民の適切な避難活動を促し、市民は事前に内容を確認することで災害に備えておく

⇒危険個所の把握ができ、迅速な避難に役立つ

※四日市市と同様、想定最大規模降雨を参考にしているが、水防法の規定に基づいた雨水取水浸水想定区域の指定がなく、「内水による浸水ハザードマップ」ではないことが倉敷市のハザードマップの特徴である。

**【基本計画】**

○新たな取組の計画・実行

浸水対策に効果的な新たな取組を検討し、実行していく

○基本計画の認知度向上

計画内容を十分に理解されるよう、広報紙、ホームページほか、様々な機会を利用して周知していく

○取組の効果検証・改善

実施された取組の効果を検証し、結果を踏まえ改善していく

(3) 開発行為における雨水排水計画の協議事例

**【関係団体へ周知・説明】**

- ・ 建築士会
- ・ 行政書士会
- ・ 測量設計業協会
- ・ 宅地建物取引業協会
- ・ 不動産協会
- ・ 家屋調査士会
- ・ 建築確認の民間検査機関
- ・ 市内関係部署

等

※周知期間後令和4年10月1日から協議開始

雨水排水計画協議の状況について（R6.3.末時点）							
雨水排水計画問い合わせ件数について				雨水排水計画協議の件数と貯留容量について			
問い合わせ年度	問い合わせのあった件数			協議年度	協議済証を発行した件数	緑地等で低減効果が見込める量	協議した貯留槽の計画容量
令和4年度	76件			令和4年度	11件	1,050m <sup>3</sup>	550m <sup>3</sup>
令和5年度	51件			令和5年度	23件	650m <sup>3</sup>	1,800m <sup>3</sup>
合計	127件			合計	34件	1,700m <sup>3</sup>	2,350m <sup>3</sup>
貯留槽の設置状況							
施工年度	貯留槽が完成した件数	完成した貯留槽の合計容量	低減を含めた流出抑制量				
令和4年度	3件	200m <sup>3</sup>	230m <sup>3</sup>				
令和5年度	5件	320m <sup>3</sup>	420m <sup>3</sup>				
合計	8件	520m <sup>3</sup>	650m <sup>3</sup>				

## 7 委員からの質疑

Q. 対象となる開発行為の協議状況と雨水排水対策工事の実施はどのような状況か。

A. 令和6年度に入り、当初対象となった開発工事の対策工事を完了した段階である。また、開発時期が未定のものも現在、協議を開始している。

Q. 協議について事業者からの反応はどうか。

A. 当初は、事業者から雨水排水計画書の提出に対し反発も予想されたが、条例で義務化されていることから、事業者側からは大きな反発はなかった。

Q. 条例制定において市・市民・事業者の取組は、既存の制度を条例に当てはめて作成したのか。

A. 基本は既存の制度を条例に当てはめたものだが、緑化の推進においては、条例案の作成と同時期に制度設計を行っている。

## 8 委員会としての所感

倉敷市は、大雨の発生頻度の増加や農地の宅地化が進んだことによる浸水被害の顕在化・拡大化を背景に、市、市民及び事業者が一体となって浸水対策を推進し、将来にわたって安心して暮らすことができるまちを実現することを目的に条例を制定した。

本条例について、条項ごと記載されている目的や、基本理念といった内容と条例を基にした取組について具体的な説明を受けることで、条例の内容について理解を深めることができた。

倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例の特徴は、開発行為等の雨水排水計画の協議を義務付けている点と、倉敷市総合浸水対策推進協議会を設置し、基本計画に関する事項や、規程で定めた公表に関する事項を協議する点である。

この2点は、浸水対策を推進することの実効性を確保することに繋がっている。一方で、倉敷市の地理的、環境的要因が浸水対策推進の必要性の背景にあることは、本条例を議論する上で念頭に置く必要がある。

しかしながら、協議に応じない者、又は虚偽の計画書を提出した者へ、条例に基づいた勧告や命令、公表も行えることで開発行為における協議が進んでいることも事実である。

当委員会としては、上記の内容を踏まえながら、官民が当事者意識を持ったまちづくりを進める上で、雨水対策推進のための条例制定の必要性について、本視察で学んだことを参考に議論を継続してまいりたい。

(福山市)

- 1 市勢 市制施行 大正5年7月1日  
人 口 458,192人(令和6年12月31日現在)  
面 積 517.72平方キロメートル
- 2 財政 令和6年度一般会計当初予算 1901億9000万円  
令和6年度特別会計当初予算 983億992万円  
令和6年度企業会計当初予算 783億9652万円  
合 計 3668億9645万円
- 3 議会 条例定数 38  
4 常任委員会(総務、民生福祉、文教経済、建設水道)

#### 4 視察目的

福山市では、エネルギーの地産地消による低炭素型まちづくりを推進するため、平成30年12月25日に瀬戸内地方初の官民連携による地域新電力会社「福山未来エナジー株式会社」を設立した。この地域新電力会社では、行政・民間・金融機関の三者が連携し、再生可能エネルギーの地産地消による持続可能な社会の実現に向け、協働で取り組んでいる。

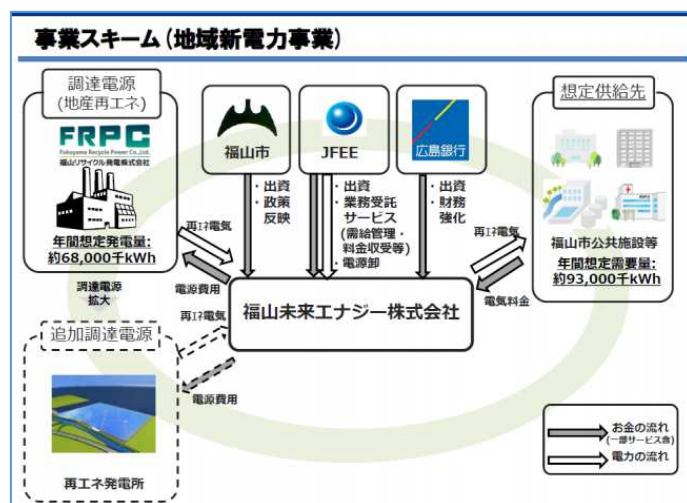
エネルギーの地産地消については、本市でも公共施設の屋根等に太陽光発電を設置できないか検討を進めているほか、令和6年度には「地域新電力会社」を設立し、クリーンセンターのごみ発電で発電した電力を公共施設で利用することで、温室効果ガスの削減を図ろうとしている。

当委員会としては、本市におけるエネルギーの地産地消の取り組みの参考とすべく、福山市における再生可能エネルギーの地産地消について視察を行うこととした。

#### 5 事業の概要

##### (1) 概要

2019年(平成31年)4月1日から、福山市、JFEエンジニアリング株式会社、広島銀行の三者が共同出資する地域新電力会社「福山未来エナジー株式会社」が、低炭素な電力を調達し、福山市をはじめとする備後圏内の公共施設に電力を供給している。再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という。)の地産地消を推進することで、公共施設の電気料金の削減と温室効果ガスの削減に取り組んでいる。



(2) 事業実績

- 脱炭素型のまちづくり (CO<sub>2</sub>削減による環境負荷低減)  
地産のごみ発電の電気を域内で消費し、年間 32,053t のCO<sub>2</sub>削減効果があった
- 公共施設の電気料金の削減  
ごみ発電の電気利活用により、公共施設の電気代が年間 3.9 億円削減された
- エネルギー地産地消率の向上  
対象公共施設の電力使用量の約 5 割が地産の再生可能エネルギー電気を利用

項目	令和4年度実績	令和5年度実績
供給施設数 ※1	304 施設 (令和5年4月1日時点)	303 施設 (令和6年3月31日時点)
福山市	283 施設	282 施設
神石高原町	3 施設	3 施設
世羅町	18 施設	18 施設
上記電力供給量 (小売)	約 9,900 万 kWh	9,832 万 kWh
地産の調達電源	約 6,500 万 kWh	6,723 万 kWh
うち地消電源	約 6,500 万 kWh	6,088 万 kWh
地産地消率	66%	62%
売上高 (税抜)	約 24.8 億円	24.7 億円
経常利益 (税抜)	約△2,400 万円	1,975 万円
電気料金の削減効果 (税込)	約 1.6 億円	3.9 億円
うち福山市分	約 1.5 億円	3.7 円
温室効果ガスの削減効果 ※2	約 28,300t	32,053t
うち福山市分	約 28,700t	31,245t

- ※1 対象施設は、高圧・特別高圧施設
- ※2 温室効果ガスの算定は、基礎排出量で試算

## 6 令和6年度の主な取組

### (1) 電力供給先の拡大

#### ① 備後圏域の公共施設への供給拡大

供給先を周辺の備後圏域各市町に拡大し、圏域全体での脱炭素に向けたまちづくりの推進に取り組むこととしており、圏域内の公共施設へ供給を拡大する。

#### ② 低圧受電の公共施設への供給可能性の検討

現在、電気使用量が多い高電圧・特別高圧受電の公共施設のみ電力を供給しているが、低圧受電施設への拡大について、電力調達価格などの状況を踏まえ検討する。

### (2) 再エネ電源の調達拡大

#### ① 大規模再エネ発電事業者等から特定卸により再エネ電源（F I T）を調達

#### ② 再エネ開発事業者から再エネ電源（非F I T）を調達

#### ③ 公共施設に設置している太陽光卒F I T電源の調達



### (3) その他

#### ① デマンドレスポンス事業

引き続き、上下水道局の「中津原浄水場」と「出原浄水場」を対象に、デマンドレ

スポンズ事業に取り組む。「配水量需要予測システム」を活用することで、電力使用量を抑制するとともに、節電要請で得られる報酬により、上下水道局の財源確保に努める。

#### ※デマンドレスポンス

電気の需要（消費）と供給（発電）のバランスをとるために、需要側の電力を制御することであり、電力需給ひっ迫時に、一般送配電事業者からの要請に応じて節電し、その節電量に応じて報酬が得られる仕組みのこと

#### ② エネルギーサービス事業

##### ア 公共施設への自家消費型太陽光発電事業（P P A 事業）の導入

福山未来エナジー株式会社が P P A 事業者となり、市内公共施設へ自家消費型の太陽光発電設備を導入する。

##### イ 再エネ 100% 電力の導入

備後圏域内の公共施設に再生可能エネルギーの割合が 100% の電力を供給する。

#### 7 委員からの質疑

- Q. 平成 30 年に未来エナジー株式会社を立ち上げる以前は、電力の購入は行っていなかったのか。
- A. 福山リサイクル発電という別のリサイクルセンターから電力を供給していた。
- Q. 経常利益が令和 4 年から令和 5 年に黒字化しているのはなぜか。
- A. 供給量が大幅に変化したわけではないが、調達方法を市場価格の影響を受けにくい方法に見直したことにより黒字化している。
- Q. 令和 4 年度以前に赤字はあったのか
- A. 令和 4 年度に赤字が発生していたが、それ以前は基本的には黒字である。
- Q. 既存の電力施設から新規の電力施設に切り替えることで 2 千万 kw 供給が増えることから、3 市町だけでなく、さらに他市町にも供給することを検討しているのか。
- A. 元々、他市町に拡大する方針はあったが、契約の切り替えといった手続きの問題で進められていなかった。調達電力が増加することで供給先の拡大を進めなければならないのが現状の課題である。
- Q. 未来エナジー株式会社について、会社立ち上げ時の経費や会社継続のための経費等は無いのか。
- A. 出資金として資本の 10% を市から支出している。事業継続のための予算等は計上していない。

- Q. 令和6年度から低圧受電施設の導入が検討されているが、変圧器といった変電設備の導入等は既になされているのか。
- A. 低圧受電施設の検討はこれから行っていくことから、変圧器といった設備は導入しておらず、現状対応している電圧は高圧、特別高圧に限られる。
- Q. 変圧器を導入していくにあたっては、施設を増設していくことになるのか。
- A. 現状の事業体制では、未来エナジー株式会社に対応できる電力量に限りがあることから、低圧の電力に対応するとすると、施設数が多くなる。そういったところで、契約事務や調達の調整等も現状万全でないことから、低圧受電施設への導入に至っていない部分もある。
- Q. デマンドレスポンスの監視はどのように行っているのか。
- A. 浄水場における配水量需要予測システムを活用することで、電力排出量の抑制を行っている。
- Q. エネルギーの地産地消については広島県内のみで行う予定なのか。
- A. 備後圏域として、岡山県内の井原市と笹岡市を含めた7市2町の体制を目指している。
- Q. 電力の供給先拡大について他市の動向はどうか
- A. 備後圏域の連携協議会が設立時から、課題意識を共有している。設立時に電力の地産地消の案内を行っており、共通課題として進めている。
- Q. バイオマス発電の基本的な燃料はなにか
- A. 基本的には燃えるゴミを想定している。新たなごみ処理施設で発電できるのは8千万kwということになっているが、今現在の推計想定では、バイオマス発電として計上できるのは約50%程度と計画している。

## 8 委員会としての所感

福山市の新電力会社の設立と地域の再生可能エネルギーを公共施設で使用する取組は、市域を越えて備後圏域全体でエネルギーを地産地消しようとする広域的な視点を持ち、地域全体で連携を進めている点が特徴的だと考える。

福山市と企業が設立した地域新電力会社「福山未来エネルギー株式会社」では、ごみの焼却による発電に加え、域内に存在する水力発電や太陽光発電で得られた再生可能エネルギーを追加調達することで再生可能エネルギーの自給率を高めている。また、近隣の市町の公共施設にも電力を供給することで、備後圏域全体のエネルギー地産地消率を向上させるのに加え、公共施設の電気料金の削減や脱炭素のまちづくりに効果を上げている。

また、公共施設の屋根などに太陽光発電設備を設置し、発電された電力をその施設で消費する形で再生可能エネルギーの利用を促進する自家消費型太陽光発電事業（PPA事業）の取組は、本市における再生可能エネルギーの地産地消を進める上で参考になると

考える。

本市では四日市市新電力会社設立及び運営事業に係るパートナー事業者が決まり設立に向けて動いている最中であり、選定地域全体でエネルギーの地産地消を目指す福山市の取り組みは先進的なものとする。当委員会としては、福山市の取組も参考にしながら、本市における再生可能エネルギーの地産地消と脱炭素にかかる議論を深めていきたい。

## 7. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○新図書館について、本町周辺に整備すれば広い土地が確保できる上、設置を検討している大学と一体で利用できるのではないかと。

⇒議員 市は市役所の北側の土地を購入できるかどうかを含め、まずは調査を行うとのことだった。新図書館の設置場所については、ご意見として承る。

○現在進められている中央通りの整備工事について、現状だと点字ブロックと歩道の色に違いがなく、色弱の方は点字ブロックを判別し難いと考える。色の明度の差などで、よりはっきりと色分けして改善してもらいたい。

⇒議員 貴重なご意見として承る。

○市ではよかパパの取組を通じて、父親同士のつながりの形成には取り組んでいるが、母親向けの仕組みも必要ではないかと。

⇒議員 父親に対してはよかパパがあるが、母親同士のつながりを形成する仕組みはほとんどないと認識しているため、委員会でも議論し、行政に伝えていきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○今年度当初に待機児童が発生し、驚いた。保育士の仕事は非常に大変であり、国の配置基準は一部改善されたが、保育士は今も厳しい中で仕事をしている。名古屋市では公立園と私立園の保育士の給料を同じにしており、四日市市より私立園の待遇が良い。四日市市の人には名古屋市内の養成校で学ぶことが多く、そのまま名古屋市の保育園・こども園に就職してしまう。保育士の待遇改善を議会からも行政に強く言ってほしい。

⇒議員

- ・保育士の待遇の公私間格差については、本市の給与体系は名古屋市とは異なっており、この辺りの整備も必要である。保育士不足が待機児童発生最大のネックであり、議会でも引き続きしっかりと議論していく。

- ・本市で保育士になることだけでなく、退職しないようにすることが重要である。本市では幼児教育センターを立ち上げ、公私、幼保を問わず相談、研修、アドバイスを行っており、施設を機能させて保育士を確保し、守っていききたい。
- ・保育士が辞めてしまう背景の一つに、保護者等とのトラブルにより保育士個人が訴えられるリスクがあることが挙げられる。そうした部分で安心して仕事ができるような施策についても市に求めていきたい。

○こども条例の制定に向けた取組を進めていると聞いたが、どのように子どもの声を聞き、条例に生かしてしていくのか。

⇒議員

- ・市議会ではこどもの権利条例についての勉強会を立ち上げ、調査研究を進めている。また、市では総合計画やこども計画に子どもの意見を反映できるよう取り組んでいる。
- ・条例案に対してパブリックコメントの募集があるので、ご意見を寄せてほしい。

○四郷風致地区での太陽光発電の設置について、さまざまな問題を起こす可能性があるにもかかわらず、開発が進められているのはなぜか。

⇒議員 当初の計画よりも、計画が法的に開発の許認可を必要としない規模まで縮小されているため、行政が開発の可否を判断できる状況にない。また、風致地区であっても、土地の所有者は各個人であり、違法性の無い個人の土地の売買に行政が制約を課すことはできない。議会からの働きかけで、風致地区の緑地率を従来の 30%から上限の 60%まで引き上げているが、開発を法的に止める手段がないため、事業者による開発が継続しているのが現状である。

○PTA加入についての一般質問で、PTA加入は任意であることを会員に周知すると答弁があったが、進捗について議会で確認しているか。

⇒議員 PTAについては、市や教育委員会に尋ねても、PTAは任意団体なので所管外であると回答されるため、議会内で議論がしにくい問題である。組織内でさまざまな不満や要望があることは認識しており、機会があれば議論していきたい。

○4月に学童保育所に入所しても、環境が悪く夏休み前には退所してしまう子どもも多い

と聞かすが、今後、学童保育をどのように整備していくのか。公設の学童保育所の設置や学校の空き教室の利用は市として考えているのか。

⇒議員 学童保育所は不足しているのが現状である。本市ではNPOや保護者団体による民設民営で、市は運営団体に補助金を支出する運営形式になっており、地域で差がある。学校の空き教室を利用している学童保育所はいくつかあるが、学校と学童保育所で担当部局が異なり、ハードルが高いようである。学童保育については、議会でも議論を続けていく。

○全国的に、PFAS汚染について取り上げられている中で、本市の矢合川については、未だに具体的な対応が進んでいない。市民の健康被害を防ぐためにも、検査や対策を早急に進めるべきではないか。

⇒議員

- ・市に対し、矢合川の上流に遡って汚染源を調査するよう積極的に働きかけているが、市からは、汚染の発生源を特定するのは難しいとの回答を得ている。この問題は世間でも大きく注目されているため、引き続き解決に向けた前向きな対応を市に求めていく。
- ・矢合川周辺の地域では産業廃棄物を巡る問題があり、住民運動が行われてきた歴史もある。こうした経緯を踏まえると、早急に安全性を確認することが非常に重要であり、行政が積極的に取り組むべき課題だと考えるため、問題解決に向けて前進させていきたい。

○市が「認知症フレンドリー宣言」をして数年が経ったが、市民への周知が十分ではないと感じている。認知症の方々が「自分は認知症です」と声を上げることができ、地域で支え合える環境にするためには、市民に広く周知する必要があるのではないか。11月16日に開催される「RUN伴」なども通じて、さらに市民に認知症についての理解のため啓発してはどうか。

⇒議員

- ・認知症カフェなどの活動も盛んであるが、認知症でない人は「自分には関係がない」と考え、参加しないケースが多い。市の取組に加え、地域全体で認知症の理解を深めていくことが、住みよい地域社会の実現に不可欠だと感じる。
- ・現状では予算不足と感ずるため、今後も議論を重ね、地域のニーズに応えるための具体的な施策を進めていきたい。

- ・認知症施策は当事者だけでなく、企業やさまざまな立場の市民がどう感じているかを共有することが重要である。多様な視点を取り入れ、皆で認知症に対する理解を深めていくため、今後もさらに地域と連携して進めていきたい。
- ・昨年、中央緑地に介護予防や認知症予防を目的とした「ステップ四日市」が設置された。また、各地区には、「サロン」などの地域活動が 600 か所以上も存在し、高齢者の健康維持や認知症予防の支援が行われている。高齢者が少しでも健康でいられるよう、地域全体で認知症予防の取組を推進していきたい。
- ・市民に対する情報提供が不十分だと感じる。広報広聴委員会において、市政の現状や各分野の進捗について、よりわかりやすく丁寧に説明することを提案していきたい。
- ・中央老人センターが閉鎖され、高齢者が集う場が失われたことで、認知症予防の機会が減ってしまった。最近の研究では、認知症は生活習慣を見直すことで予防が可能であることが明らかになっているため、認知症カフェなどで認知症予防の話ができれば、より効果的な取組につながるのではないかと考える。

【議会報告会】

○警察はより高い意識を持って、市民の安全を守ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○市役所の職員も放水訓練を受けるべきだ。

⇒議員 ご意見として承る。

○定額減税に伴う調整給付金について、確定申告の方法と併せて、市民に丁寧に周知すべきではないか。

⇒議員 ご意見として承り、市の担当部署に伝える。

○大規模な道路陥没事故が他市で発生したが、本市ではどのような対策を講じているのか。

⇒議員 本市の下水道管は、管径が小さく埋設深度も浅いため、大規模な事故は発生しにくい状況である。市ではAIやドローンなどの新技術を積極的に活用するほか、国の動向も注視しながら、下水道管の点検を実施していく。

○小中一貫校の導入を進める自治体もあるが、本市ではどうか。

⇒議員 現時点では議論されていない。

○一般質問で百条委員会の設置についての発言があったが、設置の予定はあるのか。また、請願が出されている、PFASの問題についてどのように考えているのか。

⇒議員

・百条委員会については、一般質問をした議員個人の考えであり、設置については現時点で議論されていない。

・PFASの問題について、既存の環境測定点に加え、給水栓や水源地での検査を実施し、

水道水に問題がないことを確認した。委員会としては、市から実施した調査結果の報告を受けた上で、あらためて、請願について議論する。

○副市長は市職員から選ぶのではなく、国などの外部の人材から選ぶべきではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○P F A Sの問題については、県に対応を求める要望書が市民団体から提出されたのは、市の対応が遅いからではないのか。市は早く詳細な水質検査をしてほしい。

⇒議員 市民団体が県にも要望を提出した背景は分からないが、市は市民団体の要望に沿う形で追加の水質調査を実施しており、この結果を待って委員会であらためて議論をする予定である。

○十分な防災用品の備蓄はあるのか。

⇒議員 市の地域防災計画によれば、すべての避難者の備蓄品を揃えることはできないので、自助の観点で市民に水や食料の備蓄をお願いしている。

○市内の風致地区で太陽光発電施設の建設が進められている。市と県は乱開発を防止するため、開発許可の基準を見直す必要があるのではないか。

⇒議員 市は新たな緑地率の基準を導入するなどしているが、法律上の問題がない開発行為への対応には限界があり、業者と住民の両者が納得できるような方法を検討をしていかなければならないと考える。

○川島駅北口の駐輪場は学生の利用が多いため、地元住民が自転車を置けない状況のため、改善してほしい。

⇒議員 鉄道事業者と市が協力して整備が進むとよいと考える。

○こども基本法が施行したが、自治体や企業における子どもの権利に対する意識は十分に浸透しておらず、子育て世代への配慮が不足していると感じるが、現状を認識して議論しているのか。

⇒議員

- ・市では子どもの意見を聞く場を設けたり、子どもの居場所づくりを地域の協力を得ながら進めようとしている。
- ・本市のこども計画が令和7年度末に完成する予定であり、確認してほしい。
- ・さまざまな研修を受けて勉強している議員もあり、見識を深めつつ、議論していきたい。

○四郷地区では、緊急時の給水場所までの移動が困難な住民が多いため、より利便性の高い場所に給水設備を設置してほしい。また、下水道が使用できない状況に備え、公園などの公共施設に汚水貯留槽を設置してはどうか。

⇒議員

- ・高齢者などが歩いて行くことが難しい給水場所もあるため、引き続き、担当部局と議論をしていきたい。
- ・大規模災害発生時には、行政の対応に限界があることを認識し、個人や地域レベルでの備えが重要である。
- ・災害時のトイレトラックの導入など、市もできる限り対策を進めている。

【議会報告会】

○資料に掲載されている議案の順番や、議会報告会に出席する議員はどのように決まっているのか。

⇒議員 議案は基本的に議案番号順で資料に掲載している。また、議会報告会の出席者は各常任委員会で話し合っている。

○新図書館に関する議論はなかったのか。

⇒議員 新図書館の整備に向けた調査費について、予算常任委員会の分科会と全体会で議論を行った。予算常任委員会では、調査費を減額する修正案が可決されたが、本会議では修正案が否決され、原案が賛成多数で可決された。

○交通不便地域への対策について、今後どのように検討されるのか。

⇒議員 河原田地区においてAIを活用した実証実験を行う予定であり、その分析結果や今後の方針が令和8年度に示される予定である。

○公園の維持管理について、有償ボランティアの議論が行われているが、公園の維持管理以外のボランティアも有償化することはできないのか。

⇒議員 これまでボランティア活動は無償が前提とされてきたが、その在り方を見直す必要があると考える。持続可能なボランティア活動に向け、今後、さまざまな分野で議論を深めていくことが必要だと考える。

○PFASの問題があるが、四日市の水は安心して飲めるのか。また、災害時に給水所が不便な場所にある地域では、給水所に行けない市民もいるのではないのか。

⇒議員

- ・上下水道局のPFASの検査・調査では、本市の給水地と水源地のいずれも国の暫定目標値より低い値となっており、市の水道水は安全である。
- ・大規模災害発生時は自助・共助・公助の仕組みを組み合わせることが重要だと考える。

○新図書館の関係予算の修正に賛成した人と反対した人のそれぞれの意見を聞きたい。

⇒議員 本会議の討論では、長年の検討を経てようやく実現の目途が立った図書館建設をこれ以上遅らせるべきではないとの意見や、建設予定地の選定が早すぎるので十分な検討がされていないのではないかなどの意見があった。議会だよりや市議会ホームページでは、各議員の賛否が公表されるほか、議会だよりでは、討論の概要も掲載されるので、手元に配付されたら確認してほしい。

### 【シティ・ミーティング】

#### 《テーマ：四日市市政全般について》

○市の職員は放水訓練を受けるべきだ。

⇒議員 消防活動に役割分担があるように、それぞれが自分の仕事を行うことが大切だと考える。

○商業施設の建設に際して、事前に地域に説明が行われないのは問題ではないか。市にも相談しているが、何か方法はないか。

⇒議員

- ・コンビニなどの小売店の建設は、周辺住民への説明義務が課せられていないが、周辺住民への影響を考えると、事業者から地元への情報提供や理解を求める努力が必要であり、議会としても担当所属に対して、いただいた意見を伝える。
- ・自治会にも相談して地域で対応すべきだと考える。

○八郷地区には工業用水の水道管について、市も管理、監督すべきだ。

○敬老の日に市から支給される敬老金を増額してほしい。

○他市の事例を参考に、企業内保育の導入や公共施設の活用などの取り組むべきだ。

⇒※質問者より「返答不要」とのことだったので答弁なし

○議会ハラスメント条例を根拠に市長がアンケートを行った件について、百条委員会を設置してはどうか。

⇒議員 ご意見として承る。

○四日市市は公害の歴史を持つのに、P F A Sによる汚染水問題に関する調査の必要性が市議会で否決されたことは非常に残念であり、理解できない。他の自治体が調査を実施しなくても、四日市市は率先して調査に取り組むべきだ。

⇒議員

- ・令和6年2月定例会議会でP F A Sに関する請願は、住民の血液検査が請願内容に入っていたなどの理由で、採決の結果、否決となった。今回の請願については、今後、市が実施した調査結果を基に議論を行う予定である。
- ・公害の歴史を持つ自治体として、市民の健康と安全のため積極的な調査が必要だと考える。

○桜地区の課題について、優先順位を考えて一般質問で取り上げてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

## 8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要

## シティ・ミーティング・(ワイ！ワイ！Gikai)で出された主な意見

【都市・環境常任委員会】

日時:令和7年1月7日(火)

場所:四日市大学

	四日市大学 総合政策学部 地方議会論 受講生	委員
	<b>テーマ:市議会、市議会議員について</b>	
1	議員の仕事は忙しいと聞いた事があるが、一日のスケジュールはどのようになっているのか。	本会議や委員会などの会議がある日は、登庁し会議に出席している。議会の会議がない日も地域の会議に出席したり、市民からの相談対応や、先進事例を調査するなど、議員の仕事と自分や家族との時間を両立できるよう、スケジュールを立てている。
2	人口減少により、若者が減っていることに対して、どのような取り組みをしているのか。	市では少子化対策として、マリッジサポート事業や結婚祝い金などの取り組みを行っている。また、子育ての環境を充実させるなどして、若い世代が四日市市に住んでもらえるようまちづくりを進めている。
3	限られた時間の中で、どのように専門的な知識を習得しているのか	基本的なことはインターネット等で調べることがあるが、専門的な内容は、実際に現場を視察したり、関係者などの詳しい人から直接、話を聞くなどすることが多い。
4	議員の仕事でどのような時に達成感を感じるか。	行政や関係機関と協力して、市民や地域の要望の実現に向けて取り組む時などに議員としてやりがいを感じる。
	<b>テーマ:中心市街地再開発事業について</b>	
1	中心市街地では客引きなどがあり、一人で歩くのが怖いと感じる時があるが、どのような対策を講じているのか。	罰則規定を盛り込んだ四日市市客引き防止条例を制定し、対策に取り組んでいるが、悪質な事業といたちごっこ状況である。もし、客引きのアルバイトをしている友人がいれば考え直すよう伝えてほしい。
2	中央緑地運動公園をよく利用するが、国道1号の渋滞対策にどのように取り組んでいるのか。	議会でもよく議論される課題だが、抜本的な対策は難しい。今後、さまざまな道路整備が進む中で、少しずつ状況が変わっていくことを期待している。
3	近鉄四日市駅周辺で大規模な道路工事をしているが、何をつくっているのか。	中央通りの車線数を減らし、車道を南側に寄せることで、バス乗り場の集約や、歩行者空間の整備を行っている。
4	桑名市に住んでいるが、休日は四日市市より名古屋市に行くことが多い。四日市市を名古屋市に負けない魅力的な街にするにはどうすべきだと考えているか。	まちづくりに必要な費用も意識しながら、長期的な視点を持ってまちづくりを進めていく必要があると考える。中心市街地では再開発が進んでいるため、今後の民間の開発にも期待したい。
5	なぜ今、中心市街地再開発事業に取り組むことになったのか。	市の財政状況や国の事業のタイミングなど、さまざまな条件が重なり事業を進めることとなった。
6	中心市街地の再開発は四日市市の魅力の向上につながるのか。	バス乗り場の集約や歩行者空間など、人が集まる空間を創出することで、人の流れを中心市街地に誘導し、賑わいの創出につなげたい。
7	中央通りの再編に当たっては、買い物や遊ぶ場所の多い名古屋市との住み分けを意識してまちづくりを進めてはどうか。	生活しやすく、実際に住みたいまちを目指す視点も大切だと考える。
8	道の駅で四日市市の特産品を販売して活性化につなげてはどうか。	防災機能を備えた道の駅を整備した自治体もある。道の駅だけでなく、本市の特産品を売る場所を増やしていけると良いと考える。

## 10. 議長・市長への申し入れ

## 本市の総合治水対策に係る行政への申し入れについて

- ① 本市の総合治水対策は、東海豪雨を契機に策定され取り組みが行われてきているが、平成 19 年の改訂以降見直しが行われていないことから、近年の降雨災害に対応できるよう見直しを行い、その経過について都市・環境常任委員会へ報告すること。
- ② 総合治水対策の見直しに際し、課題の洗い出しや改善等を協議する第三者機関の設置を検討すること。
- ③ 第三者機関を設置する際は、学識経験者の参加を視野に専門的な評価、指導が行える体制を構築するよう検討すること。また、学識経験者の参画にあたり、適切な人材の確保に向けた手法を検討すること。
- ④ 総合治水対策の見直しにあたっては、A I 等の新技術の活用や、他市の先進的な取組も参考にすること。  
また、行政、市民及び事業者がそれぞれの責務を理解し、協働して雨水排水対策を実施できるよう、ソフト対策の充実も含めて見直しを行うこと。